

令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果
報告書

《 も く じ 》

I 調査の概要	1
II 新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果	4
III 成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果	18
IV 社協における法人後見事業に関する実態調査の結果	47
V NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果	62

I 調査の概要

調査の概要

1 目的

新潟県内における成年後見制度にかかる実態把握

2 実施主体

- ・新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係 及び 障害福祉課在宅支援係
- ・社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3 調査の種類及び対象

(1)新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査

対 象	新潟家庭裁判所
実施方法	郵送による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

(2)成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

(3)社協における法人後見事業に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村社会福祉協議会
実施方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

(4)NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査

対 象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有する法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人は除く。)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	10
回収数	10

4 調査時点

令和5年5月1日(※但し、時点指定されている設問を除く。)

5 調査期間

令和5年6月9日～6月30日

Ⅱ

新潟県における成年後見関係事件
に関する実態調査の結果

新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果

【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
回答対象期間	令和4年1月から12月の数値
調査方法	郵便による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

- ※ 本年度調査以前の数値は過去に新潟県社会福祉協議会が実施した調査結果を引用。
- ※ 本調査結果(数値)は全て概数である。
- ※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

【定義】

成年後見人等	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

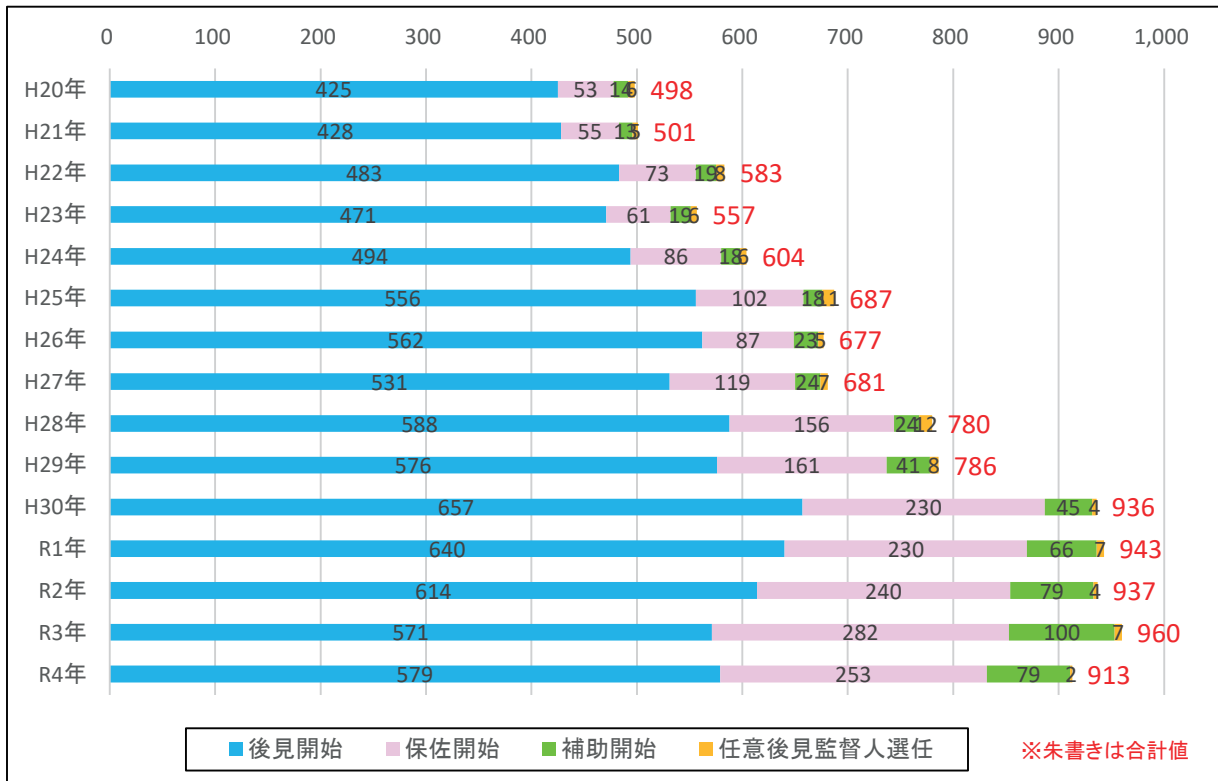
【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

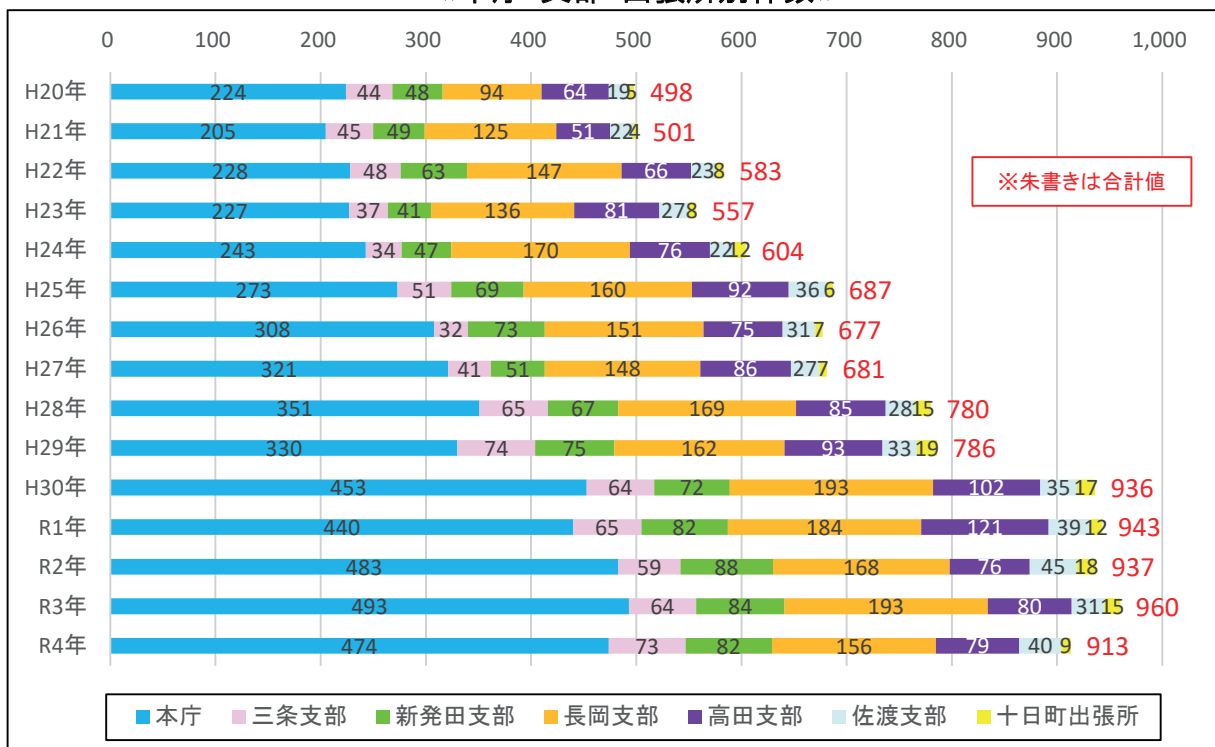
1 成年後見関係事件の申立件数

※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- 令和4年の成年後見関係事件の申立件数は913件。(前年比47件減)
- 類型別では、後見開始579件(前年比8件増)、保佐開始253件(前年比29件減)、補助開始79件(前年比21件減)、任意後見監督人選任2件(前年比5件減)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁474件(前年比19件減)、長岡支部156件(前年比37件減)、新発田支部82件(前年比2件減)の順に多くなっている。

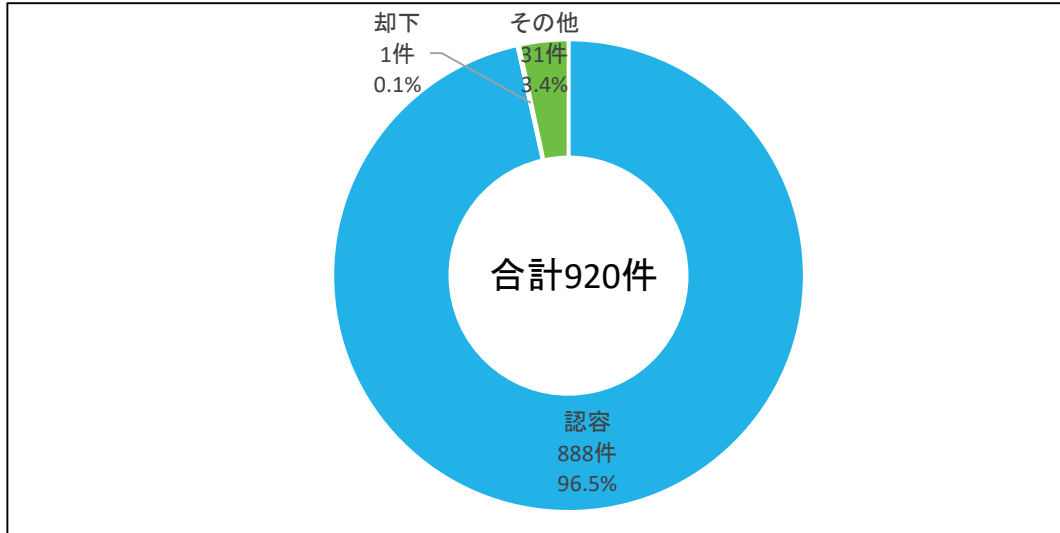


《本庁・支部・出張所別件数》

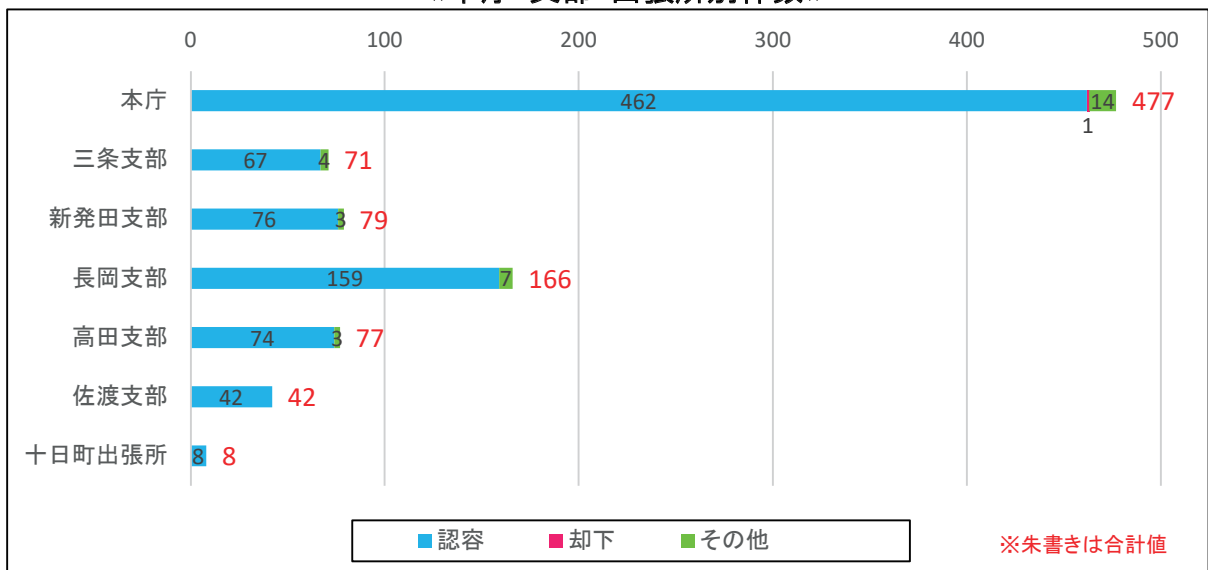


2 終局区分別件数

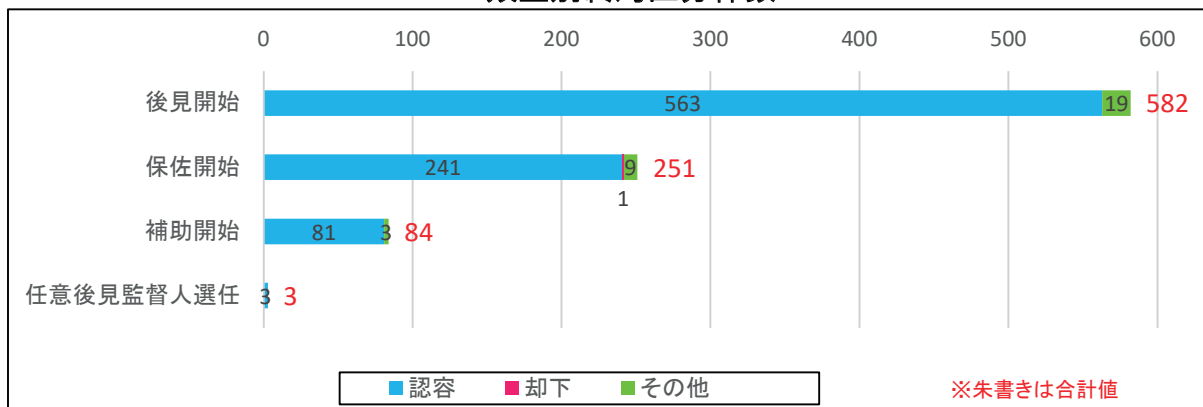
- 令和4年における成年後見関係事件の終局事件数合計920件のうち、「認容」888件(96.5%)、「却下」1件(0.1%)、「その他」31件(3.4%)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁477件(認容462件、却下1件、その他14件)、長岡支部166件(認容159件、その他7件)、新発田支部79件(認容76件、その他3件)の順に多くなっている。
- 類型別にみると、「後見開始」が582件(認容563件、その他19件)、「保佐開始」が251件(認容241件、却下1件、その他9件)、「補助開始」が84件(認容81件、その他3件)、「任意後見監督人選任」が3件(認容3件)となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》

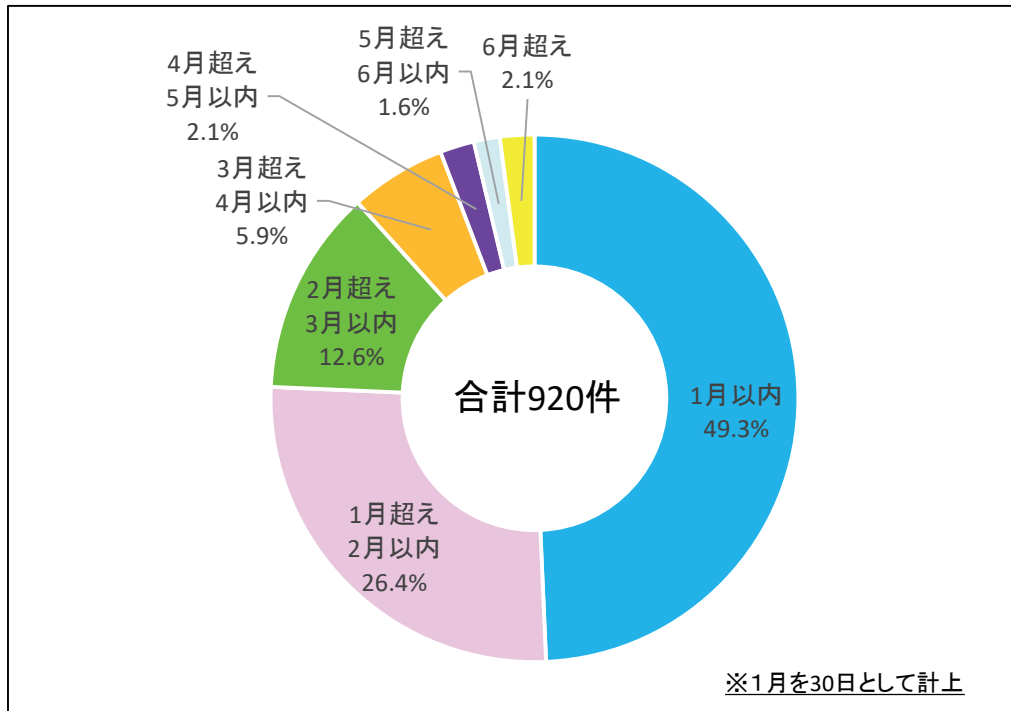


《類型別終局区分別件数》



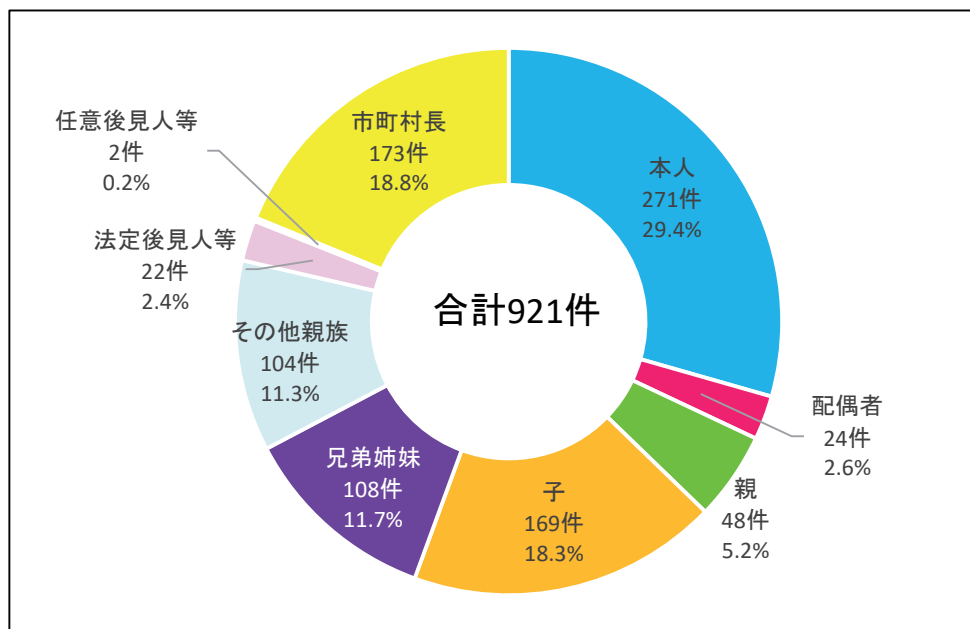
3 審理期間

- 審理期間について、「1月以内」49.3%、「1月超え2月以内」26.4%、「2月超え3月以内」12.6%、「3月超え4月以内」5.9%、「4月超え5月以内」2.1%、「5月超え6月以内」1.6%、「6月超え」2.1%となっている。

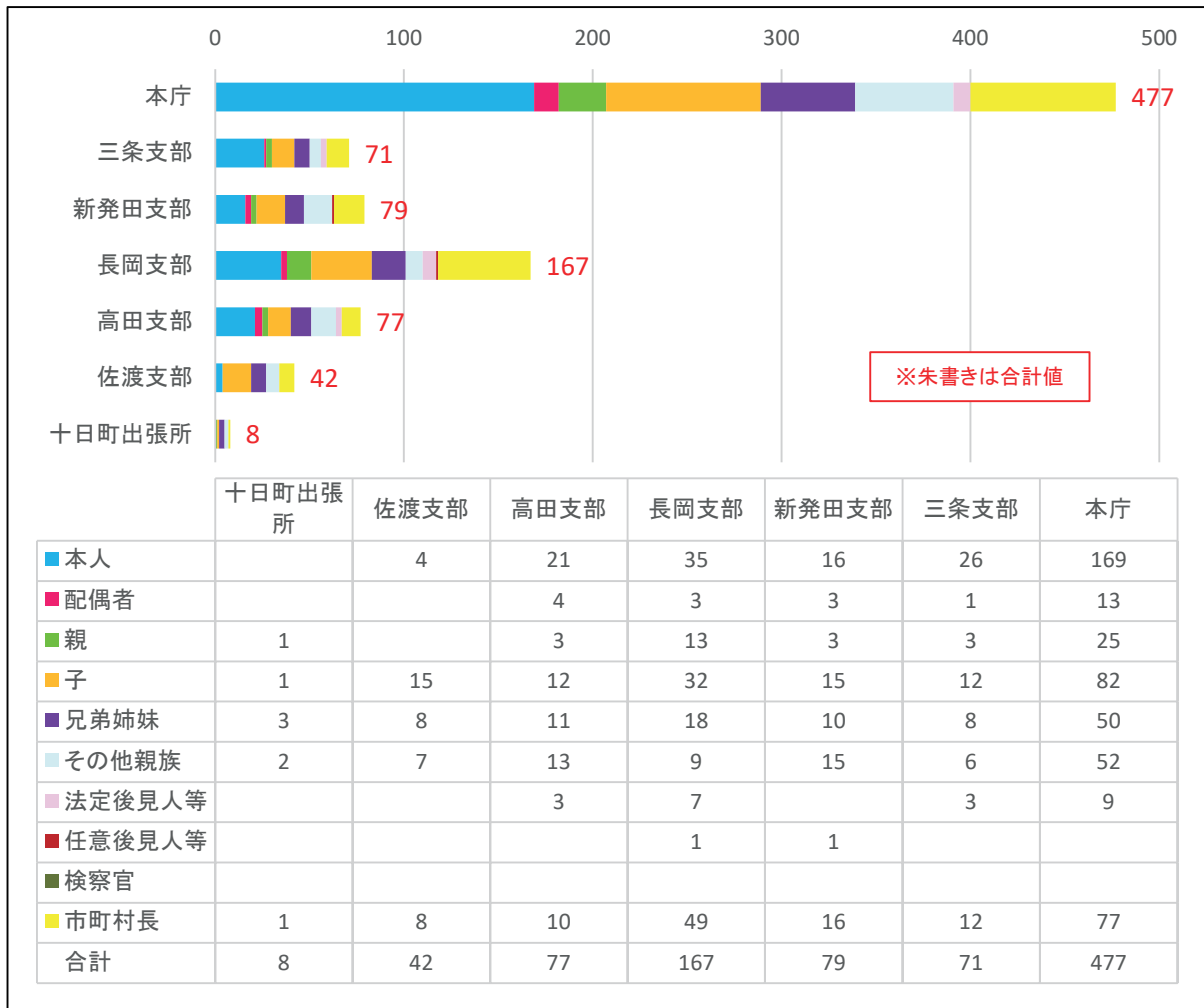


4 申立人の属性

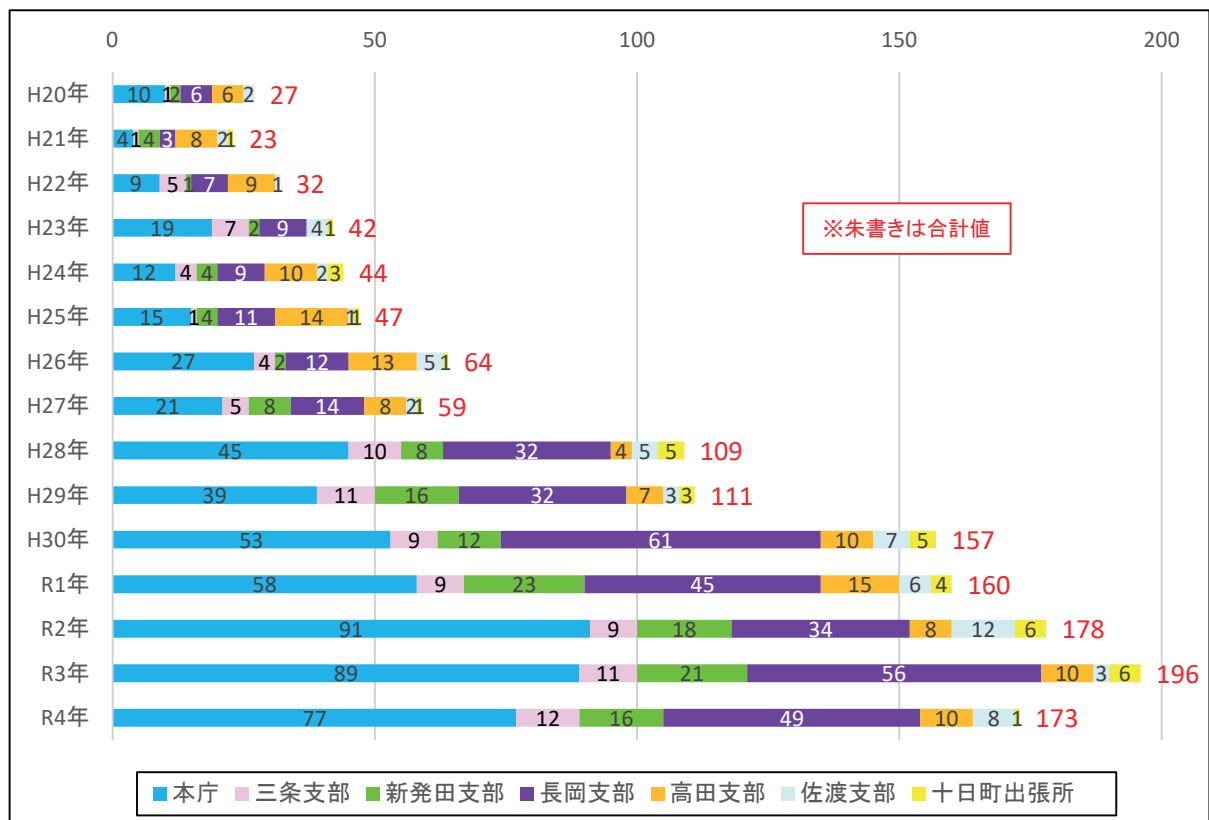
- 申立人と本人との関係は、「本人」が271件(29.4%)と最も多く、次いで「市町村長」173件(18.8%)、「子」169件(18.3%)、「兄弟姉妹」108件(11.7%)、「その他親族」104件(11.3%)、「親」48件(5.2%)、「配偶者」24件(2.6%)、「法定後見人等」22件(2.4%)、「任意後見人等」2件(0.2%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁、三条支部、高田支部では「本人」が最も多く、新発田支部では「本人」と「市町村長」、長岡支部では「市町村長」、佐渡支部では「子」、十日町出張所では「兄弟姉妹」が最も多くなっている。
- 近年、申立件数が増加傾向にある「市町村長」は、令和4年は173件(前年比23件減)であった。



《本庁・支部・出張所別件数》



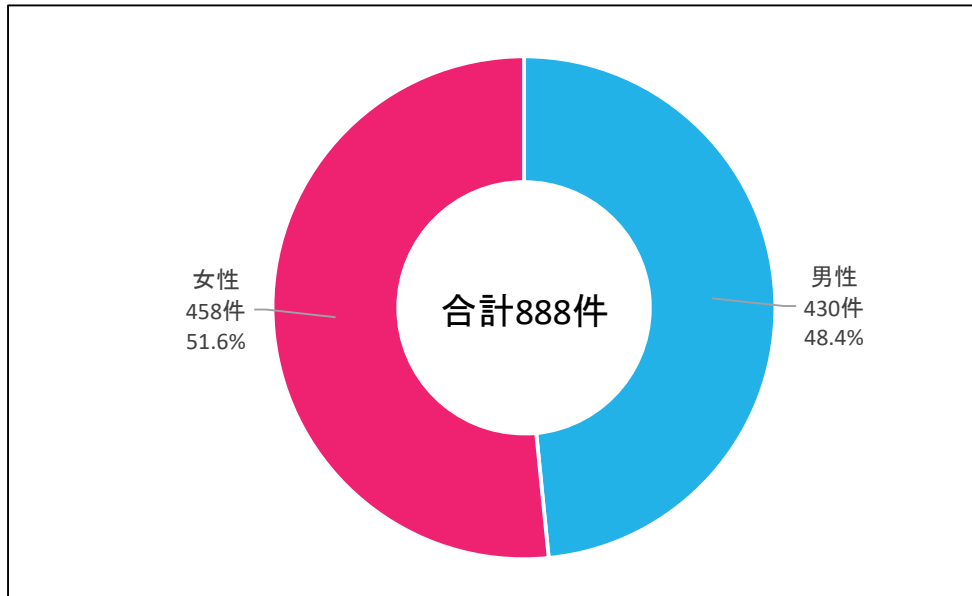
《本庁・支部・出張所別市町村長申立件数の推移》



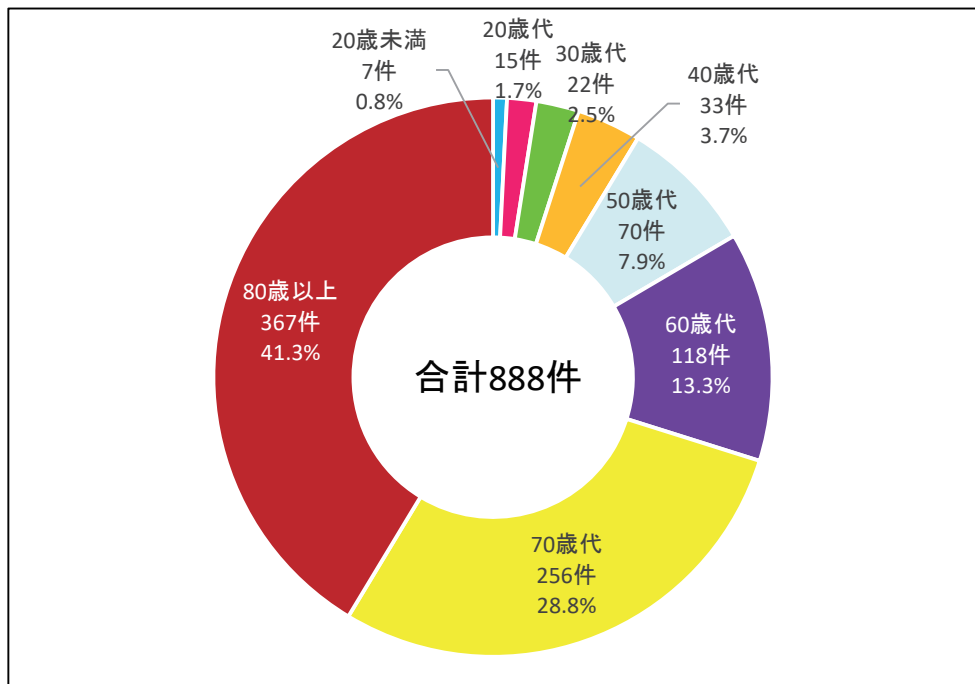
5 本人の性別・年齢

- 本人の男女別件数は、男性430件(48.4%)、女性458件(51.6%)である。
- 本人の年齢別件数は、「80歳以上」が367件(41.3%)と最も多く、次いで「70歳代」256件(28.8%)、「60歳代」118件(13.3%)の順となっている。一方、最も少ないのは「20歳未満」で7件(0.8%)である。
- 本人の男女別・年齢別割合をみると、「80歳以上」のみ女性の方が多く、その他の年代では男性の方が多くなっている。

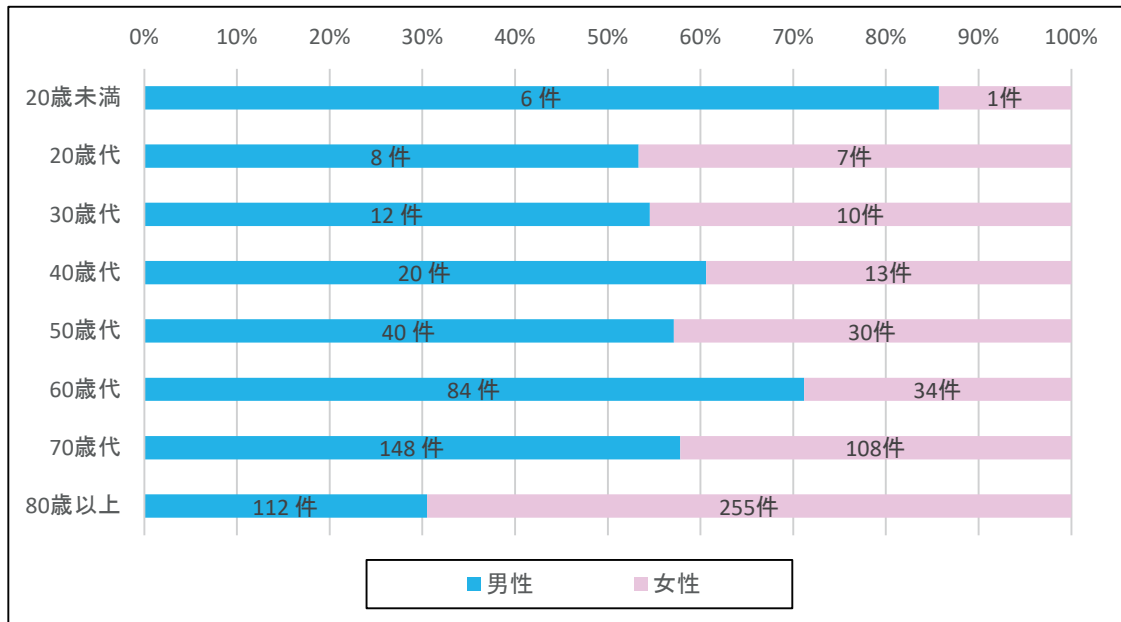
《本人の男女別割合》



《本人の年齢別割合》

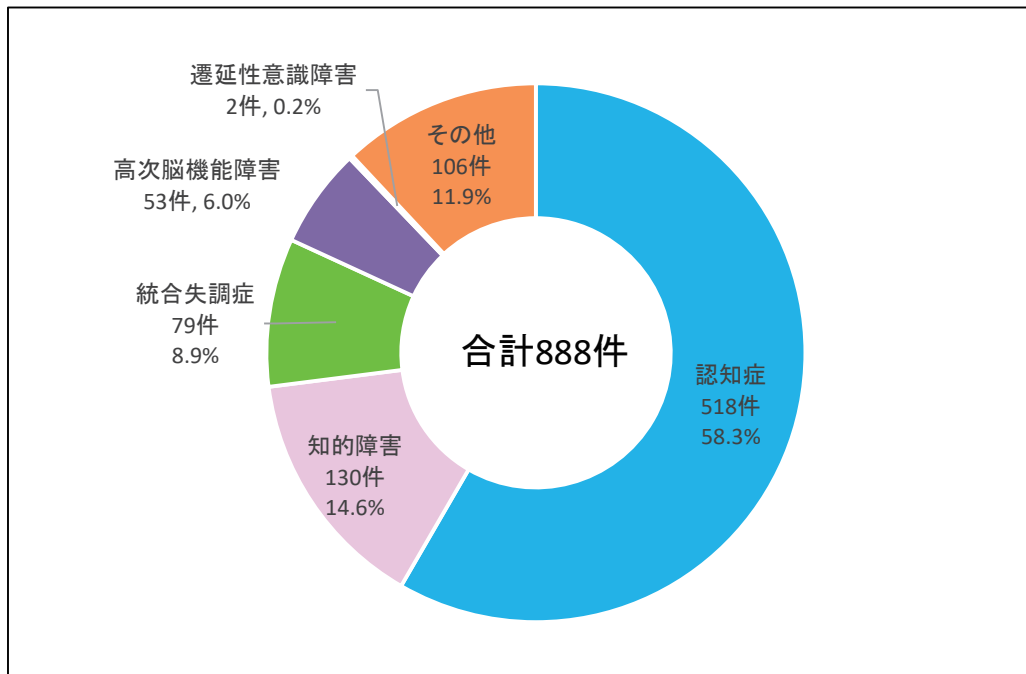


《本人の男女別・年齢別割合》



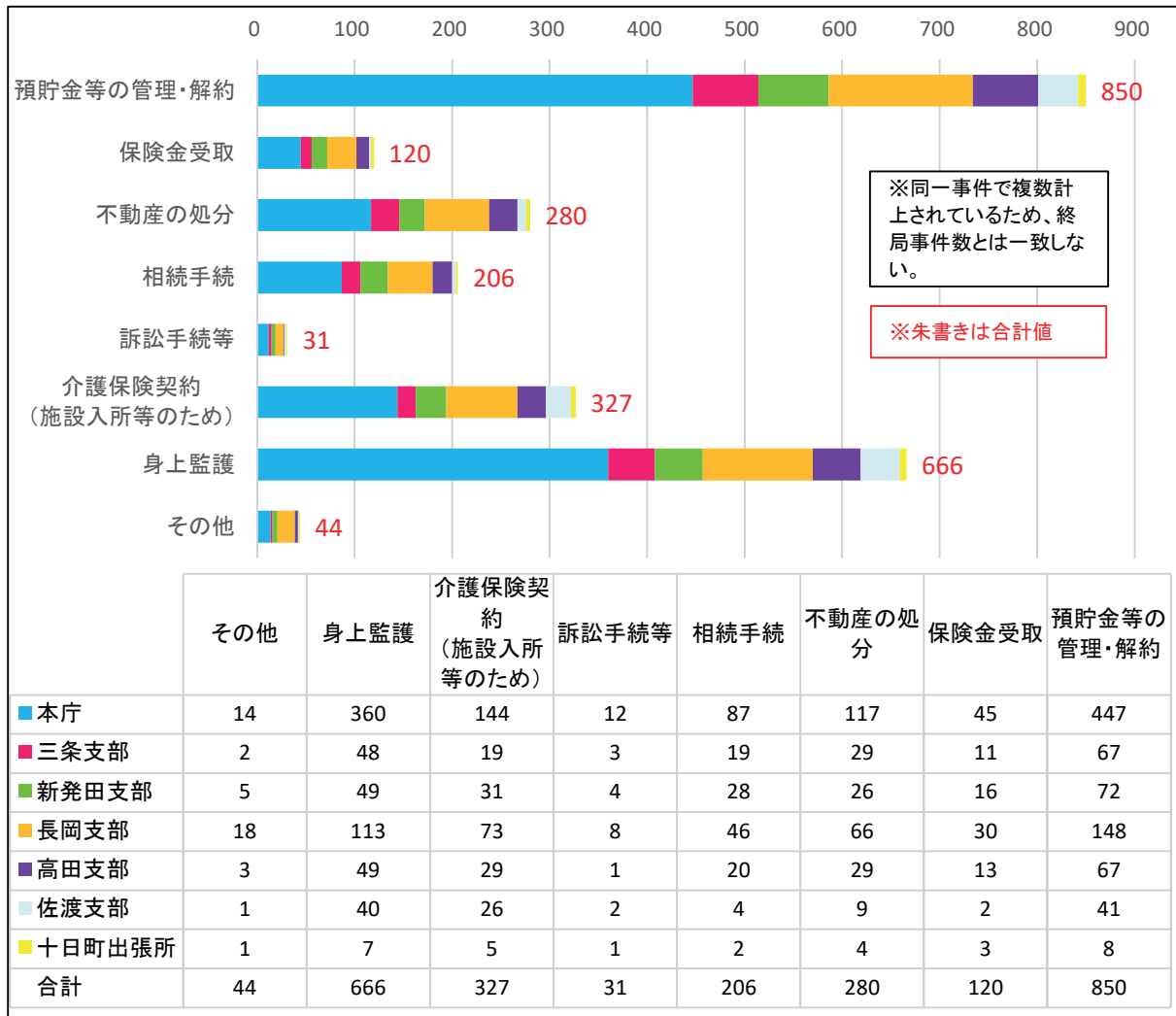
6 開始原因

➤ 認容で終局した事件うち、開始原因として「認知症」が518件(58.3%)と最も多く、次いで「知的障害」130件(14.6%)、「その他」106件(11.9%)、「統合失調症」79件(8.9%)、「高次脳機能障害」53件(6.0%)、「遷延性意識障害」2件(0.2%)の順となっている。



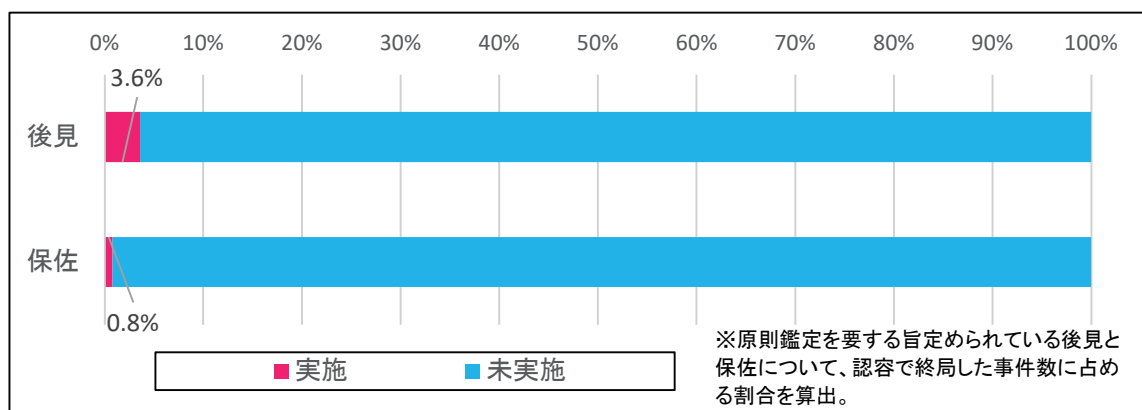
7 主な申立ての動機

➤ 主な申立ての動機として、「預貯金等の管理・解約」が850件と最も多く、次いで「身上監護」666件、「介護保険契約(施設入所等のため)」327件、「不動産の処分」280件、「相続手続き」206件、「保険金受取」120件、「その他」44件、「訴訟手続等」31件の順となっている。



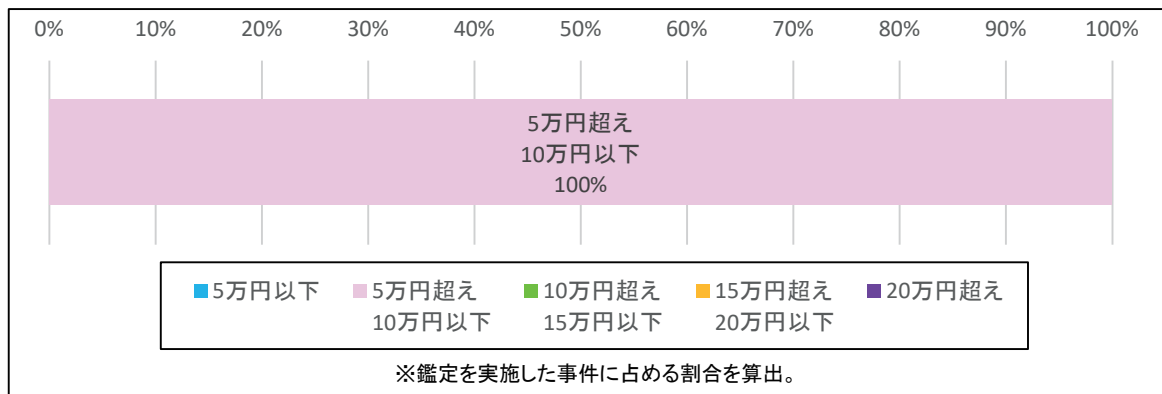
8 鑑定の実施状況

➤ 終局事件のうち鑑定を実施したものは、「後見」3.6%、「保佐」0.8%となっている。



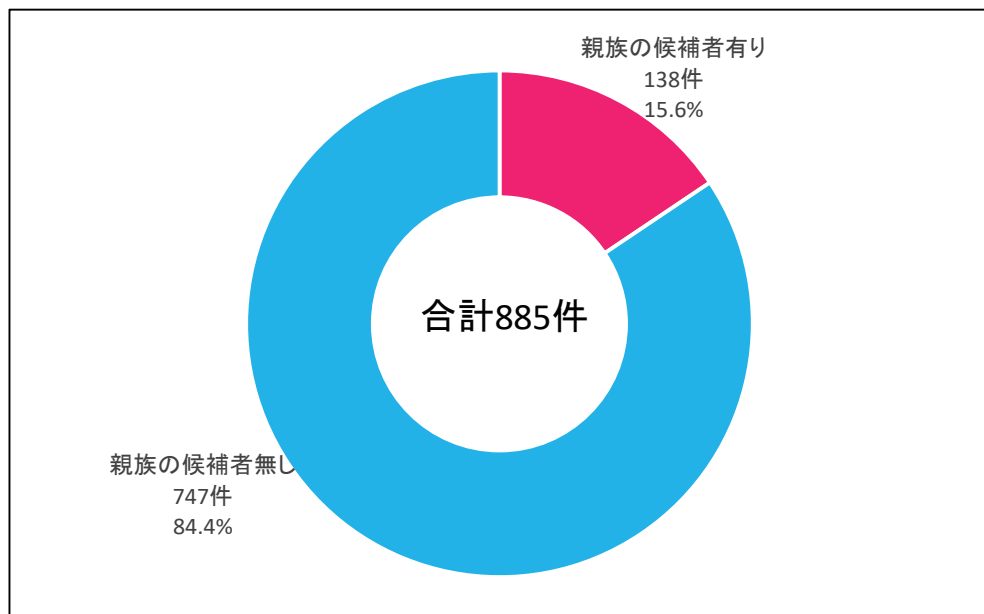
9 鑑定費用

➤ 鑑定費用は、鑑定を実施した全ての事件で「5万円超え10万円以下」となっている。



10 成年後見人等の候補者について

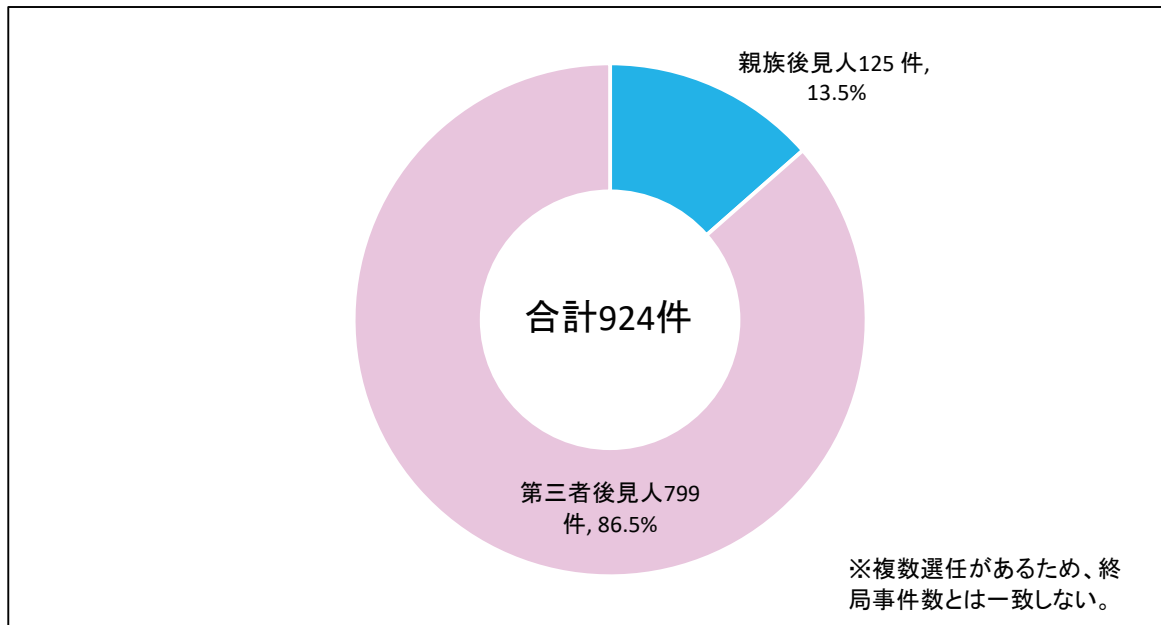
➤ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、親族が成年後見人等候補者として各開始申立書に記載されている件数は138件(15.6%)、親族の成年後見人等候補者が無い件数は747件(84.4%)となっている。



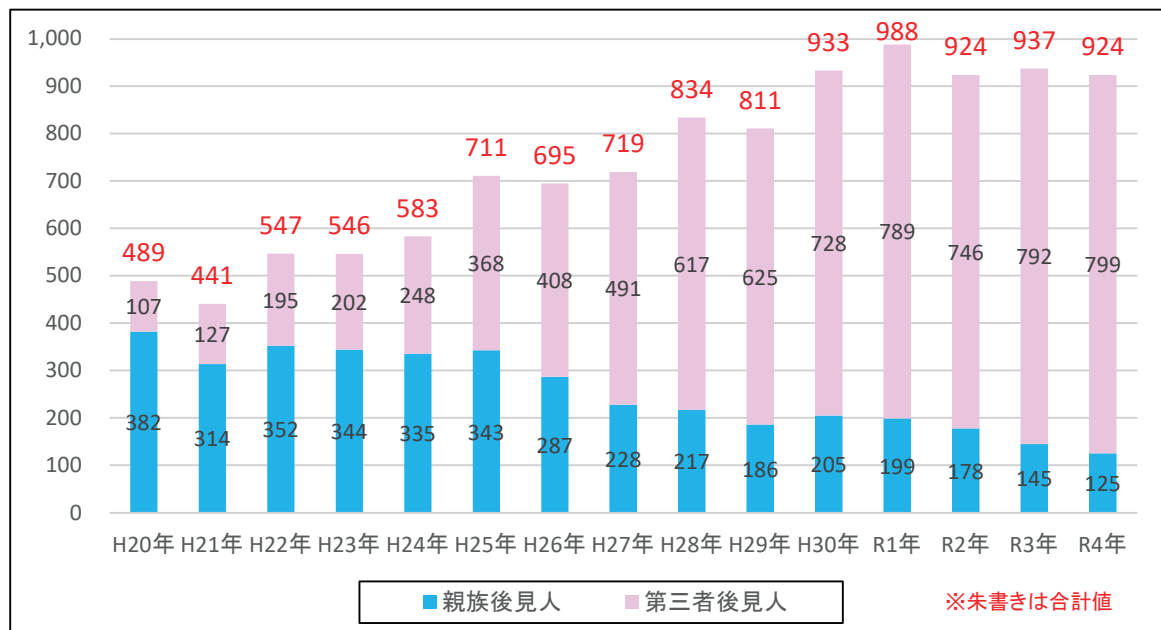
11 成年後見人等と本人との関係

- 成年後見人等が選任された件数は924件(前年比13件減)で、そのうち親族が後見人として選任された件数は125件(13.5%、前年比20件減)で、親族以外の第三者が後見人に選任された件数は799件(86.5%、前年比7件増)となっている。
- 親族後見人の内訳をみると、「子」が58件(46.4%)で最も多く、次いで「兄弟姉妹」25件(20.0%)、「その他親族」23件(18.4%)、「親」13件(10.4%)、「配偶者」6件(4.8%)の順となっている。
- 第三者後見人の内訳をみると、「司法書士」が265件(33.2%)で最も多く、次いで「弁護士」237件(29.7%)、「その他法人」89件(11.1%)、「社会福祉士」84件(10.5%)、「行政書士」73件(9.1%)、「社会福祉協議会」40件(5.0%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、全ての本庁・支部・出張所別において第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回っている。

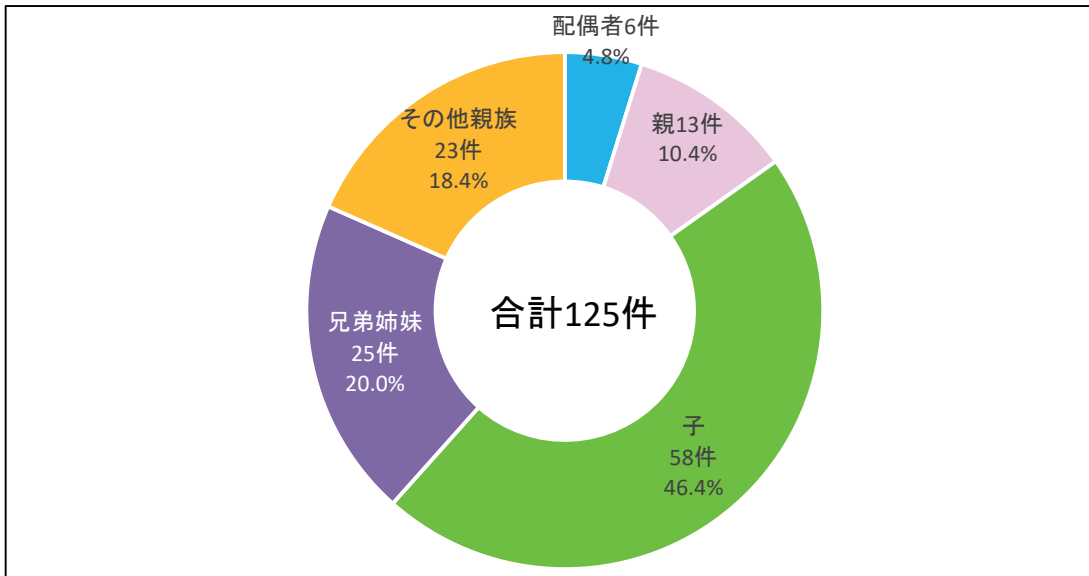
《親族後見人・第三者後見人の別》



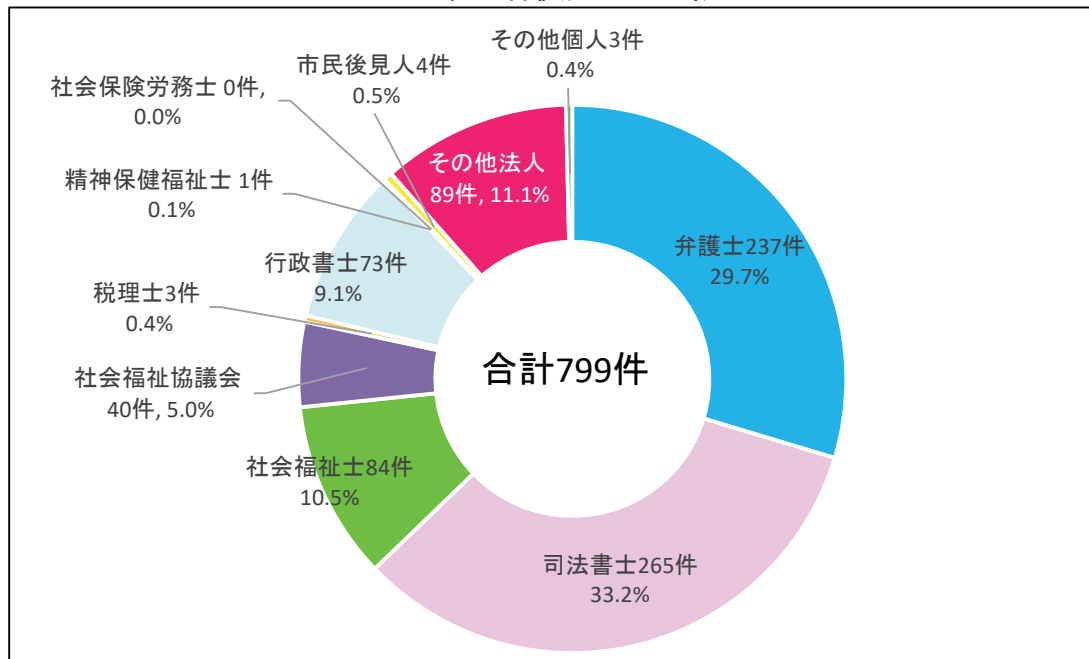
《成年後見人等と本人との関係別件数の推移》



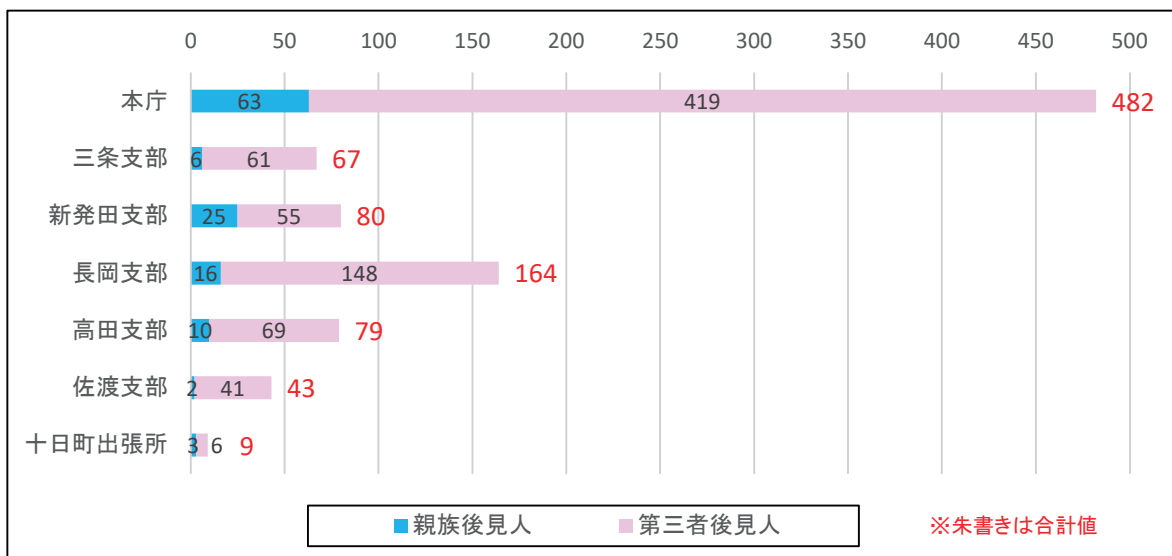
《親族後見人の内訳》



《第三者後見人の内訳》

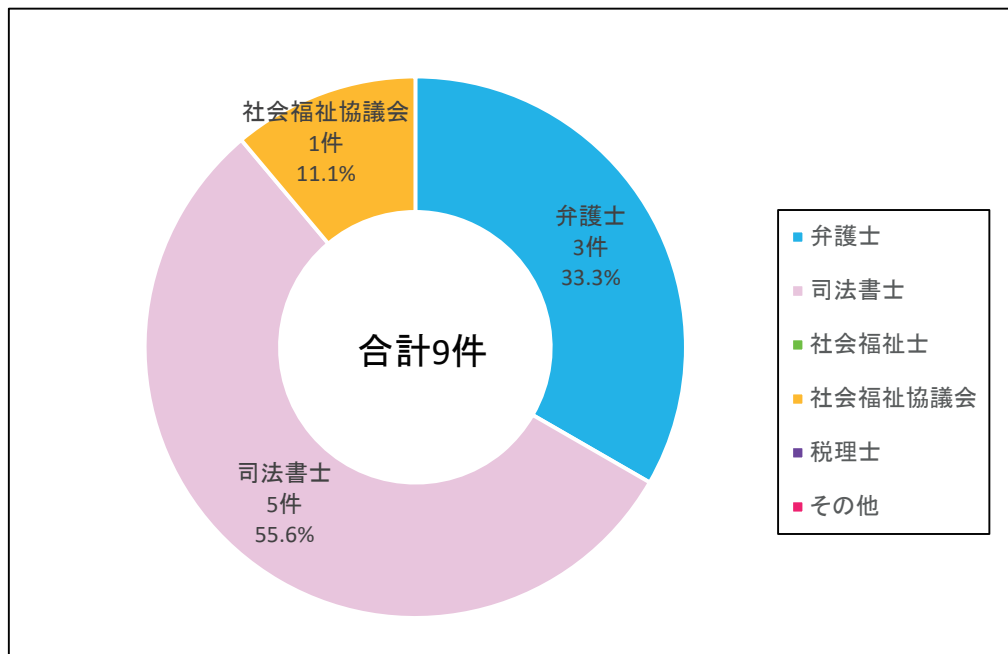


《本庁・支部・出張所別件数》



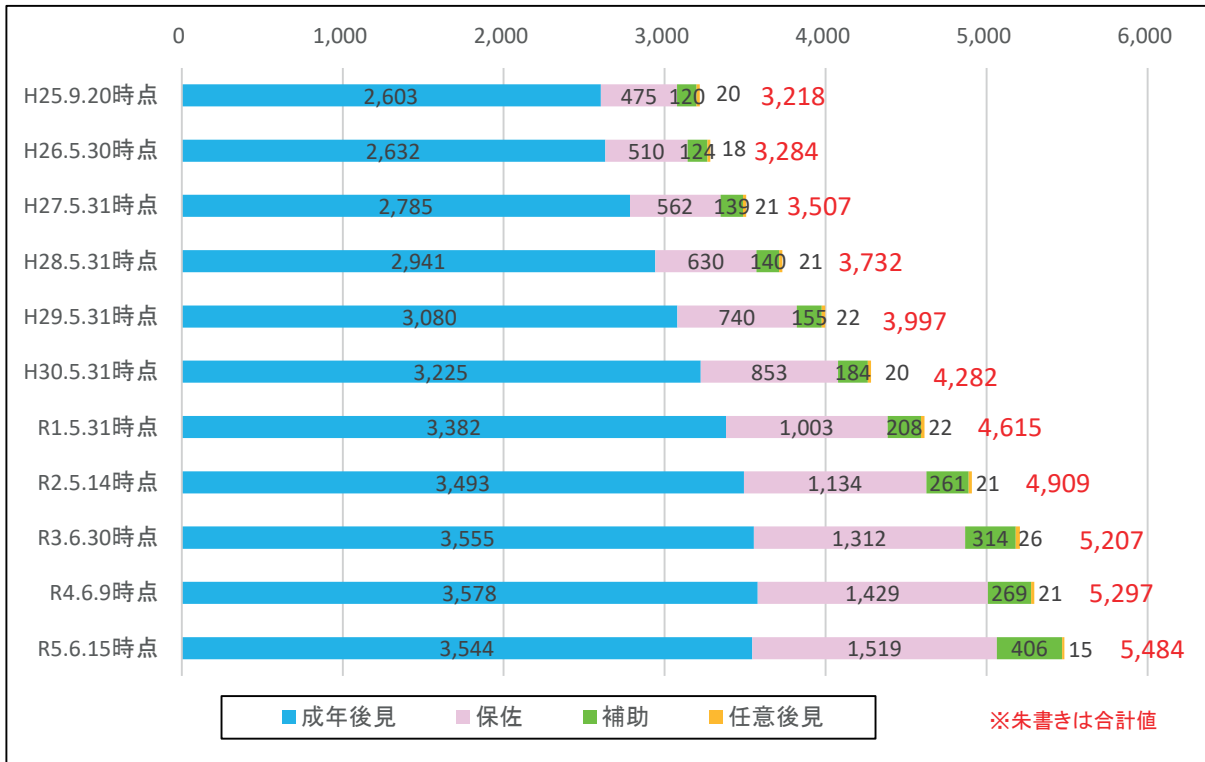
12 成年後見監督人等の選任件数

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件(885件)のうち、成年後見監督人等(成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人)が選任されたものは9件であり、全体の約1.0%である。
- 内訳は、「弁護士」が3件(33.3%)、「司法書士」が5件(55.6%)、「社会福祉協議会」が1件(11.1%)となっている。

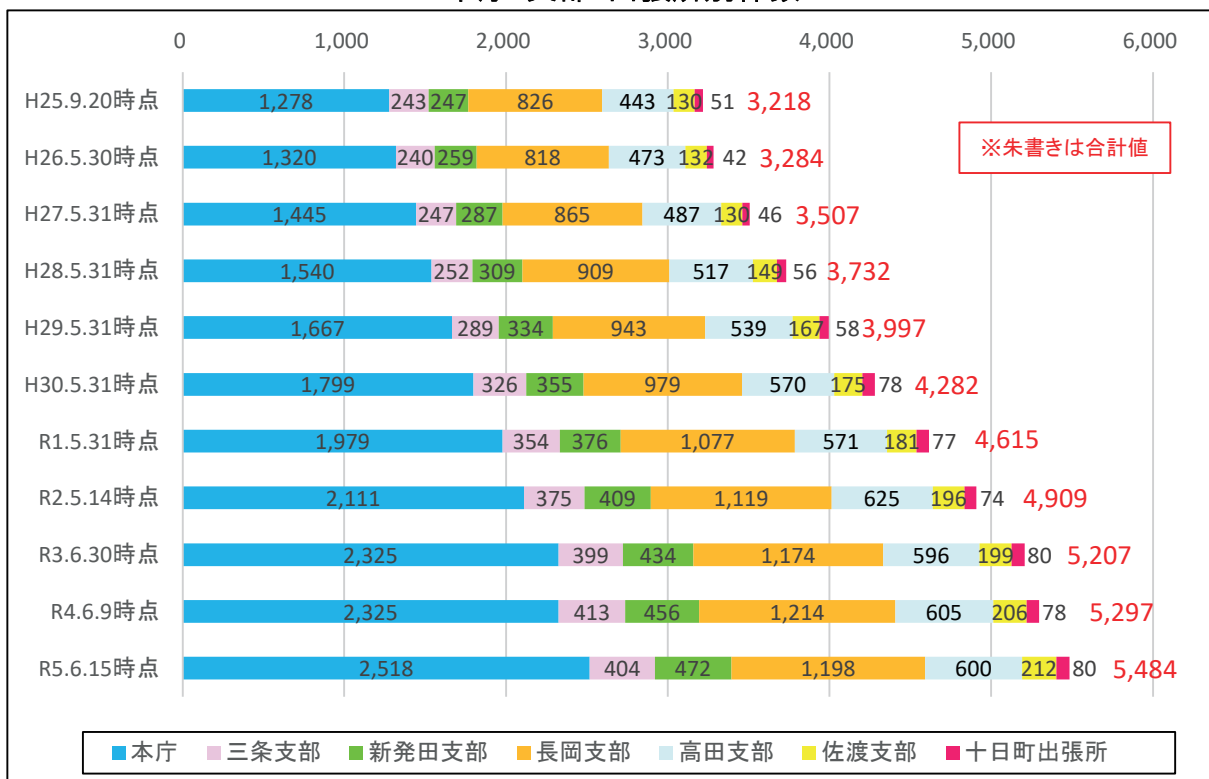


13 成年後見制度の利用者数の推移

- 令和5年6月15日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計5,484人となり、前年と比べて187人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,544人(前年比34人減)、「保佐」の利用者数は1,519人(前年比90人増)、「補助」の利用者数は406人(前年比137人増)、「任意後見」の利用者数は15人(前年比6人減)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁で2,518人(前年比193人増)と一番多く、次いで長岡支部1,198人(前年比16人減)、高田支部600人(前年比5人減)、新発田支部472人(前年比16人増)、三條支部で404人(前年比9人減)、佐渡支部で212人(前年比6人増)、十日町出張所で80人(前年比2人増)の順となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》



Ⅲ

成年後見制度利用促進体制整備状況
に関する実態調査の結果

成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果

【調査概要】

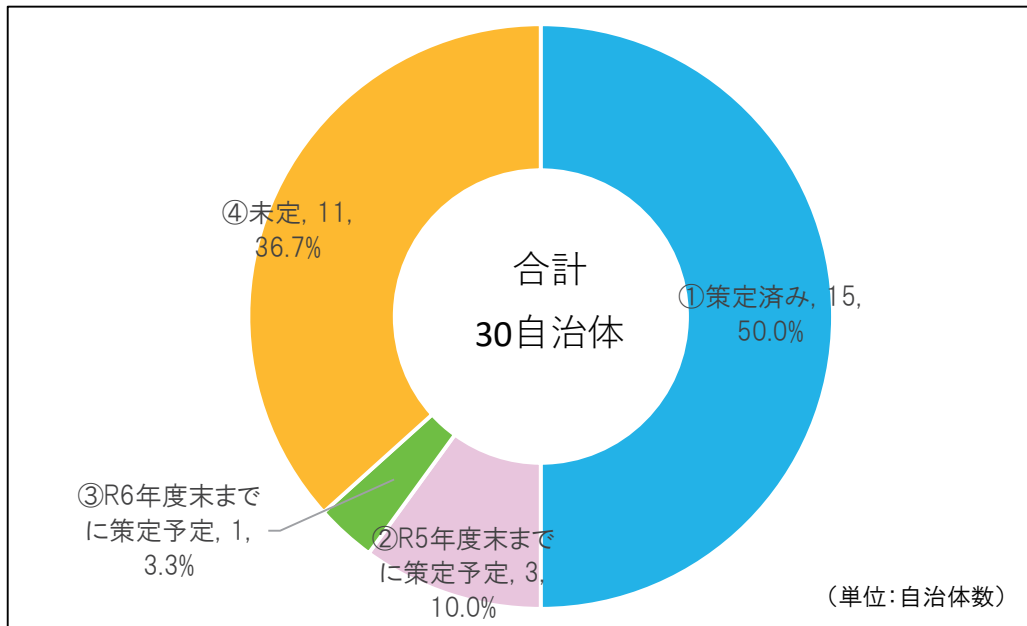
目的	新潟県内の成年後見制度利用促進体制整備状況等の把握
対象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課(30市町村)
調査時期	令和5年6月9日から6月30日
調査時点	令和5年5月1日(時点指定されている設問は除く)
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

1 成年後見制度利用促進体制の整備状況について

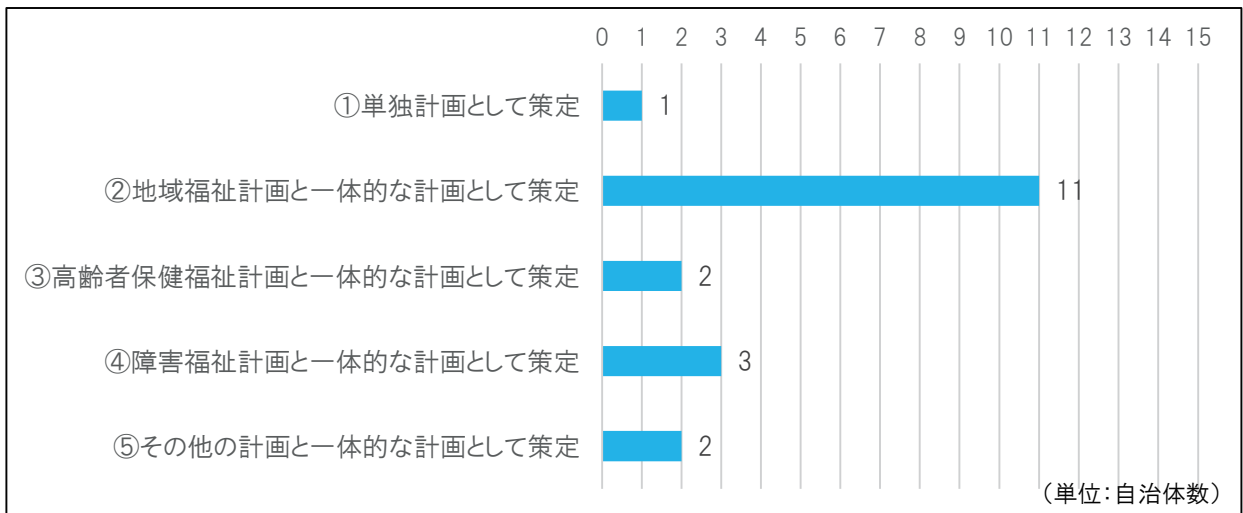
①市町村計画の策定状況

➤ 市町村計画を策定しているところは15自治体。



②市町村計画の策定形態(※上記①で「策定済み」と回答した15自治体が対象、複数回答)

➤ 「地域福祉計画と一体的な計画として策定」しているところが11自治体と一番多く、「単独計画として策定」しているところは1自治体のみ。

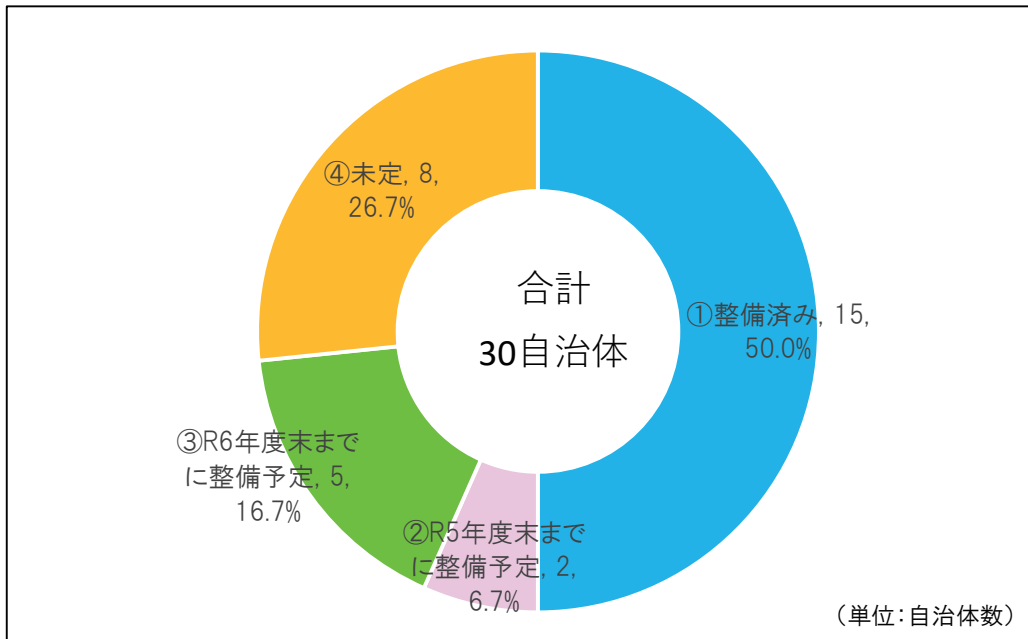


<その他の内容>

・介護保険事業計画、障がい者計画 ・介護保険事業計画

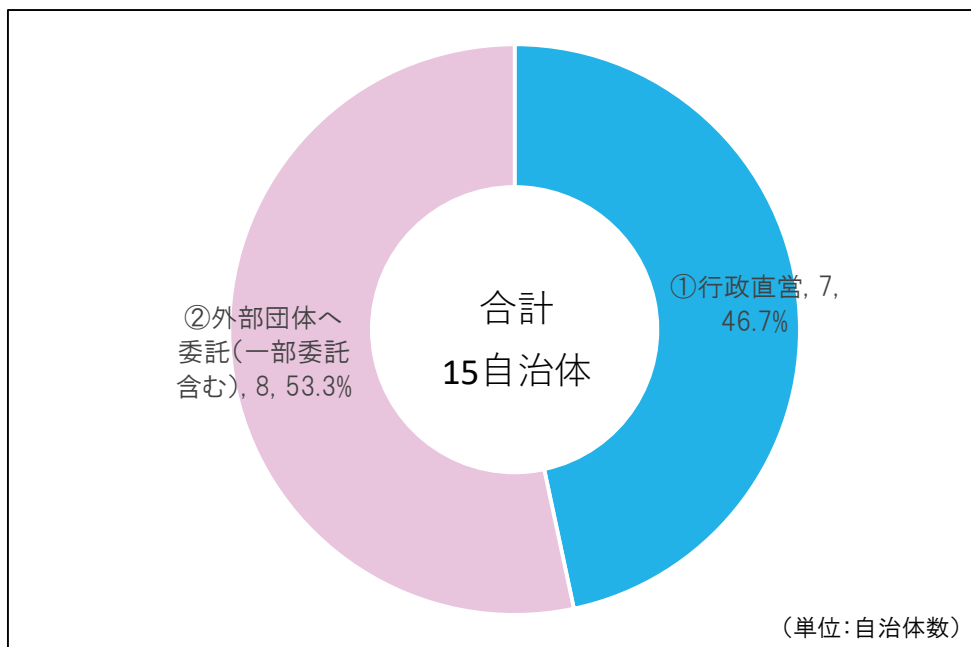
③中核機関の整備状況

➤ 中核機関が整備されているところは15自治体。



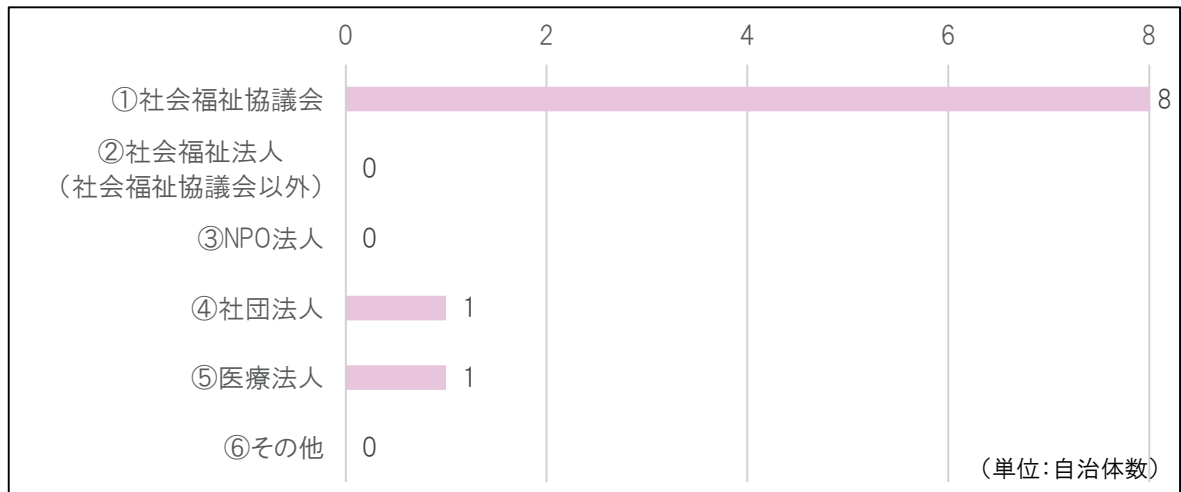
④中核機関の運営形態(※上記③で「整備済み」と回答した15自治体が対象)

➤ 「行政直営」が7自治体、「外部団体へ委託(一部委託含む)」が8自治体となっている。



⑤中核機関の委託先(※上記④で「外部団体へ委託(一部委託含む)」と回答した8自治体が対象、複数回答)

➤ 外部団体へ委託している8自治体全てが「社会福祉協議会」へ委託しており、そのうちの1自治体は「社団法人」と「医療法人」にも委託している。

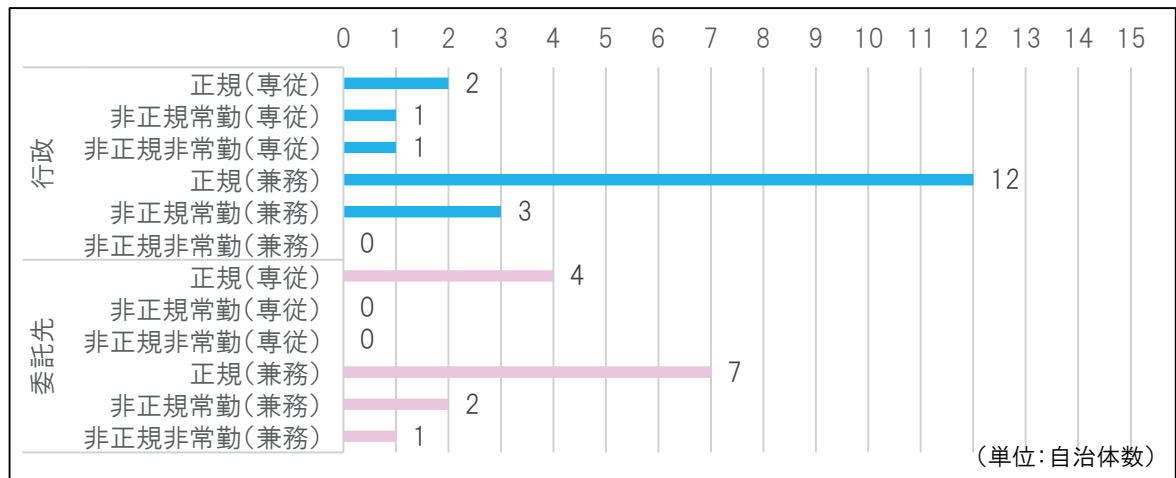


⑥中核機関職員配置状況(※上記③で「整備済み」と回答した15自治体が対象)

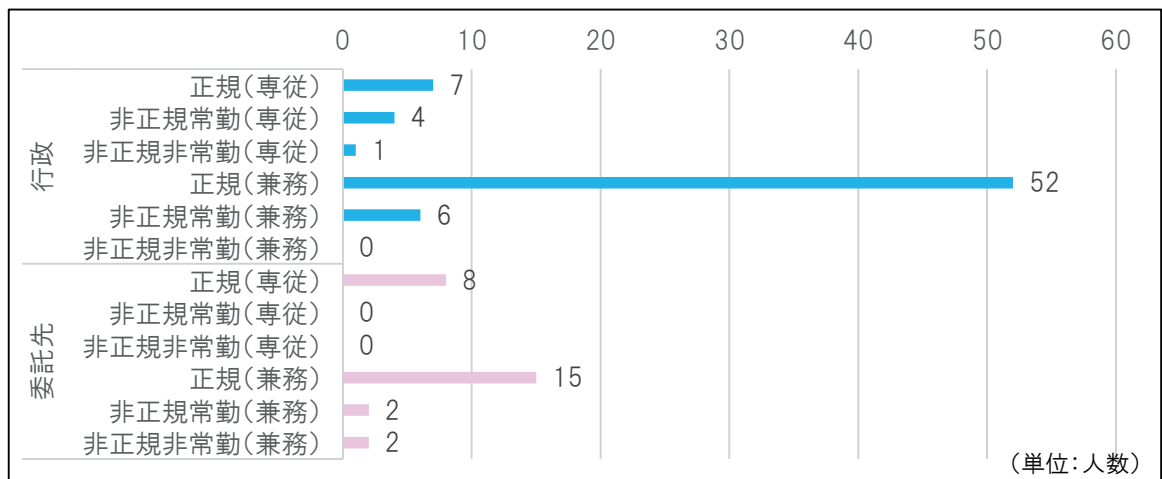
➤ 行政においては、「正規(兼務)」が12自治体で合計52人と雇用形態の中で一番多い。

➤ 委託先においても、「正規(兼務)」が7機関で合計15人と雇用形態の中で一番多い。

<雇用形態別職員配置状況(自治体数)>



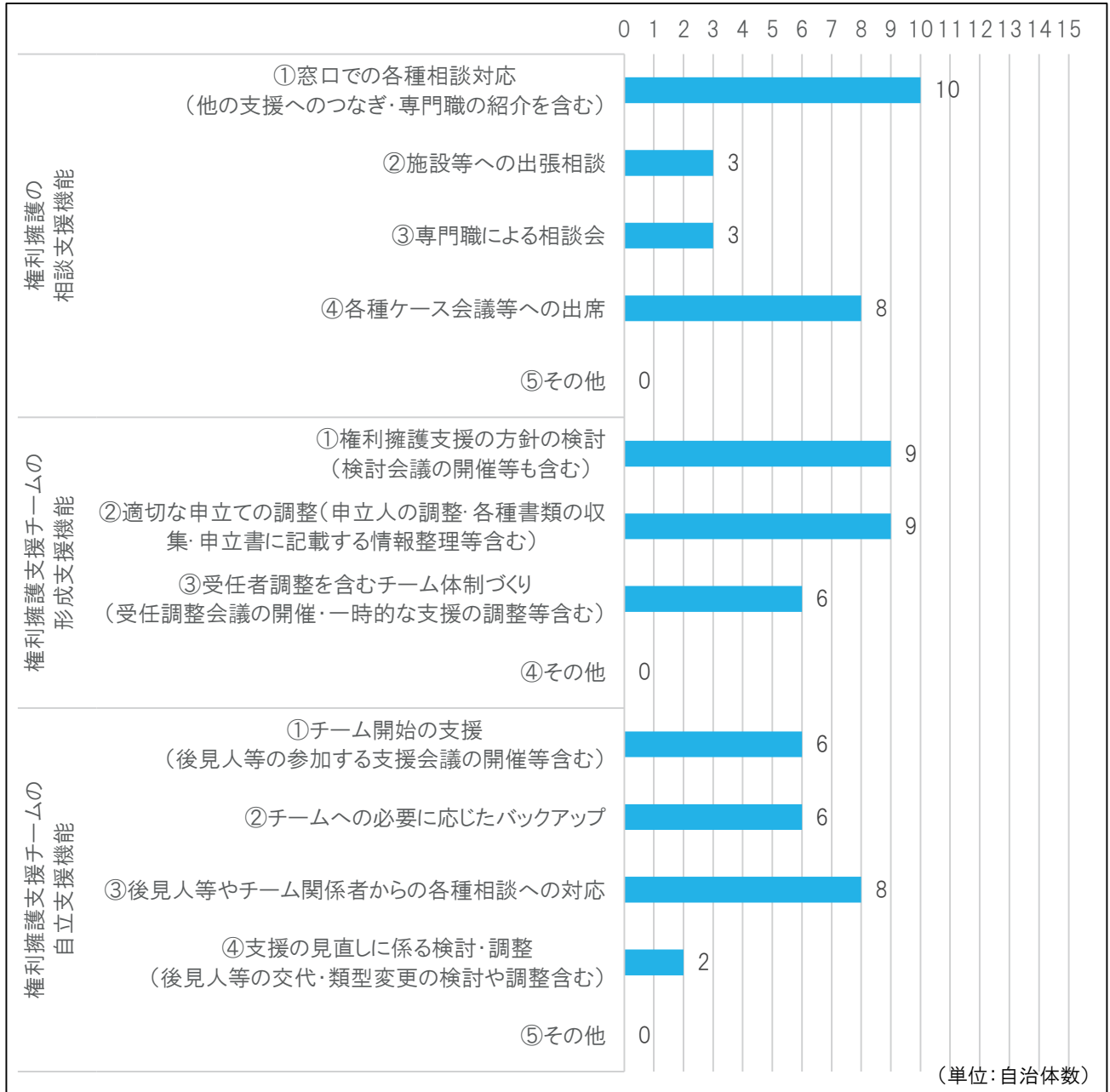
<雇用形態別職員総数>



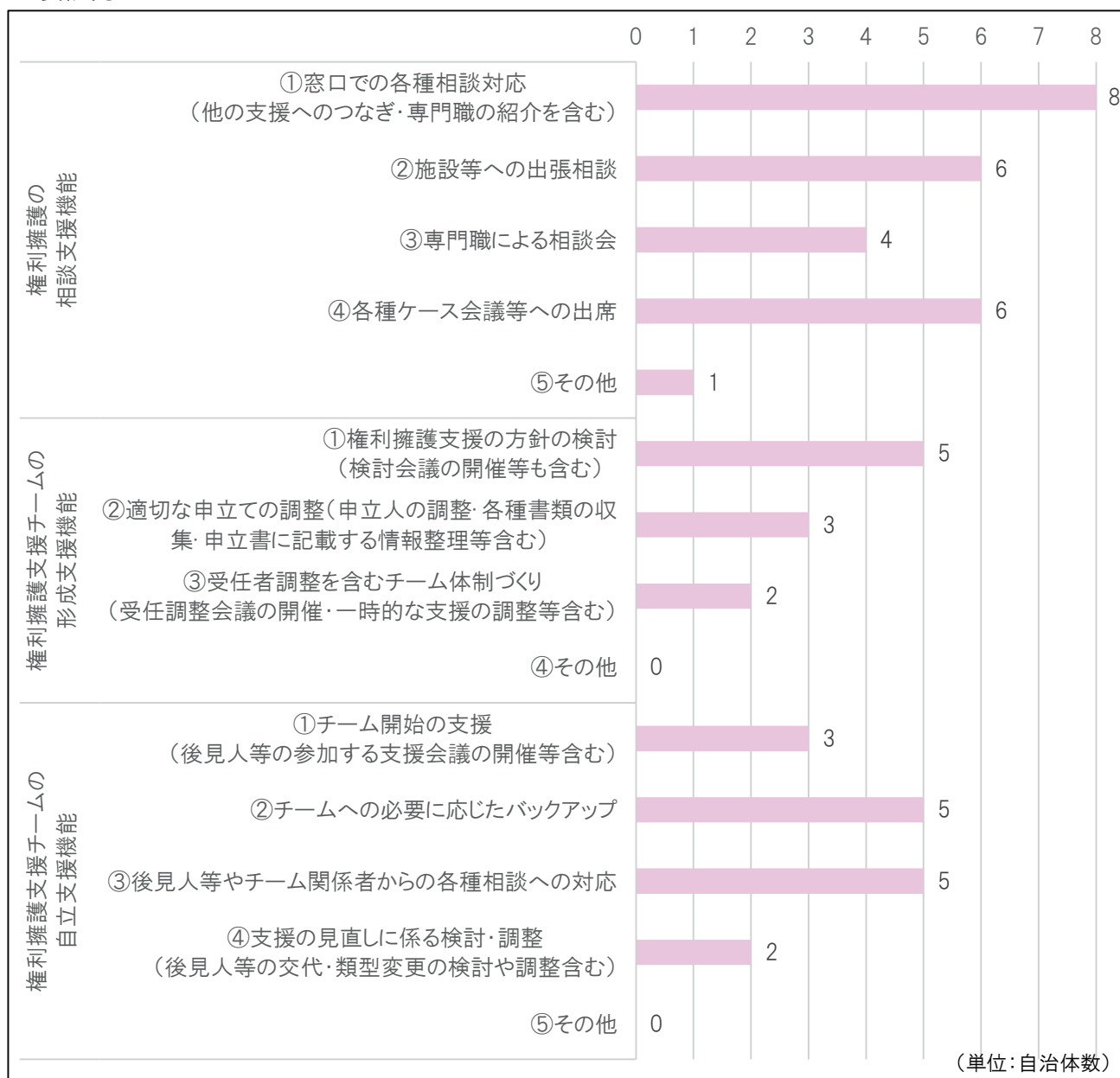
⑦中核機関の支援機能(※上記③で「整備済み」と回答した15自治体が対象、複数回答)

- ▶ 行政においては、「窓口での各種相談対応」が10自治体と一番多く、次いで「権利擁護支援の方針の検討」「適切な申立ての調整」がそれぞれ9自治体、「各種ケース会議等への出席」「後見人等やチーム関係者からの各種相談への対応」がそれぞれ8自治体と続く。
- ▶ 委託先においては、「窓口での各種相談対応」が8機関と一番多く、次いで「施設等への出張相談」「各種ケース会議等への出席」がそれぞれ6機関と続く。

<行政>



<委託先>

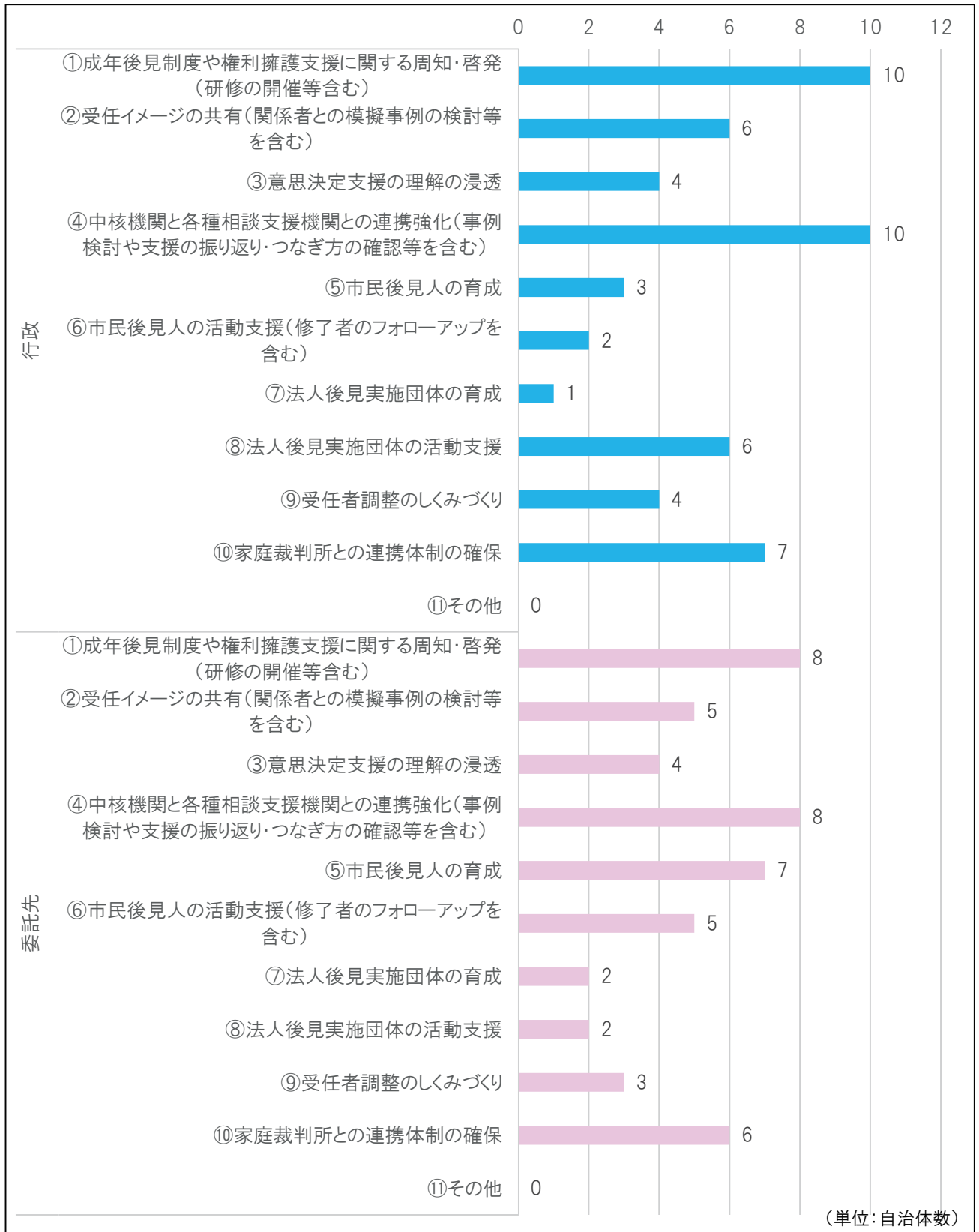


<委託先>「権利擁護の相談支援機能」における「その他」の内容
・チーム会議等へ専門職を派遣

⑧「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

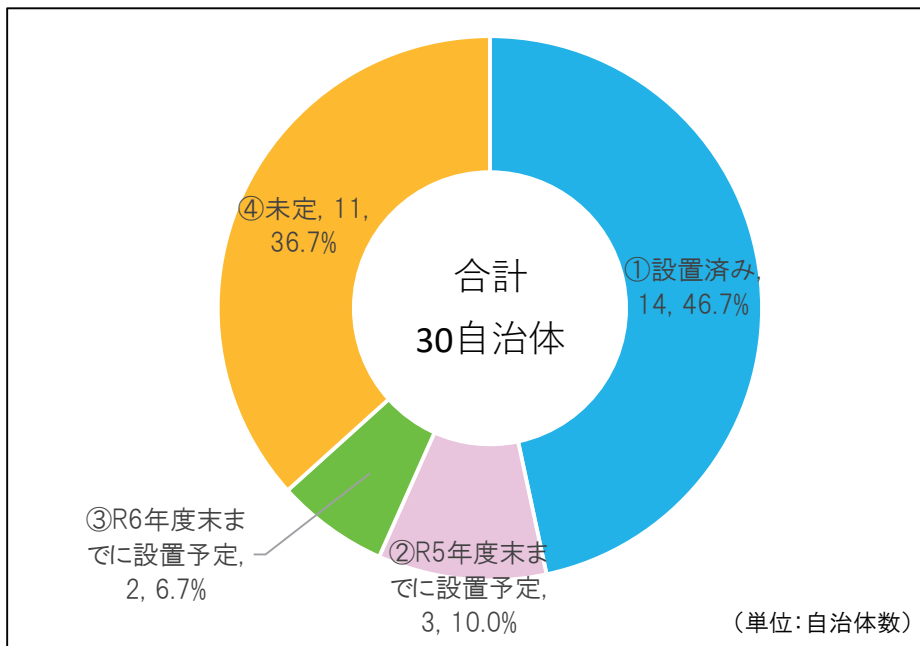
(※上記③で「整備済み」と回答した15自治体が対象、複数回答)

- 行政においては、「成年後見制度や権利擁護支援に関する周知・啓発」「中核機関と各種相談支援機関との連携強化」がそれぞれ10自治体と一番多く、次いで「家庭裁判所との連携体制の確保」が7自治体と続く。
- 委託先においては、「成年後見制度や権利擁護支援に関する周知・啓発」「中核機関と各種相談支援機関との連携強化」がそれぞれ8機関と一番多く、次いで「市民後見人の育成」が7機関と続く。



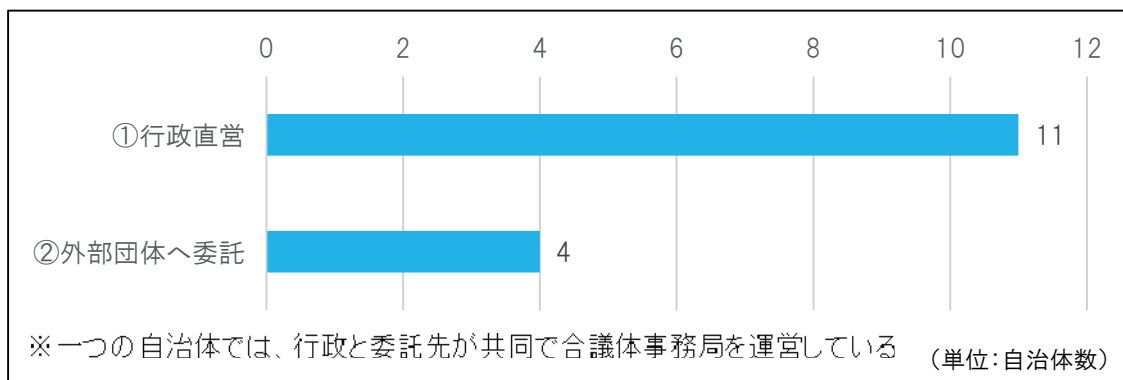
⑨協議会等の合議体の設置状況

➤ 協議体等の合議体を設置しているところは14自治体。



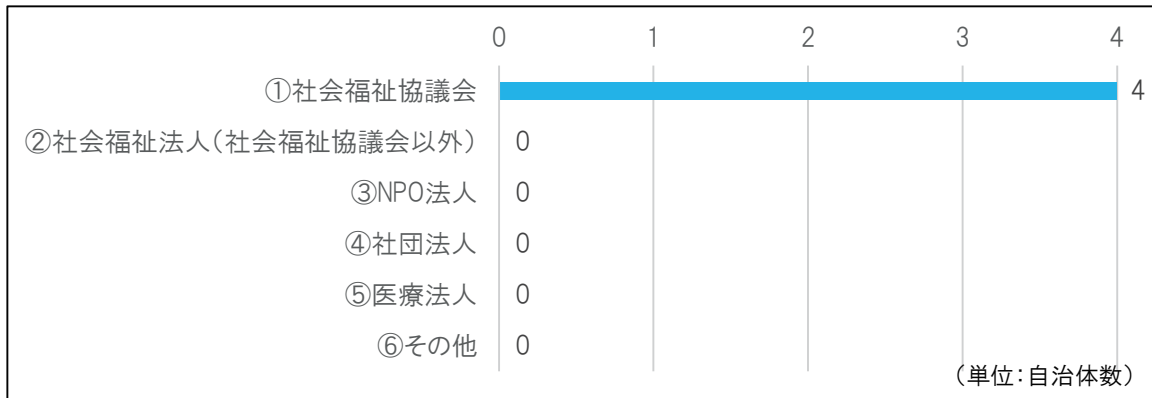
⑩合議体事務局の運営形態(※上記⑨で「設置済み」と回答した14自治体が対象)

➤ 「行政直営」で運営しているところが11自治体、「外部団体へ委託」しているところが4自治体となっている。(※一つの自治体は、行政と委託先で共同で運営しているため、合計値が「14自治体」とならない。)



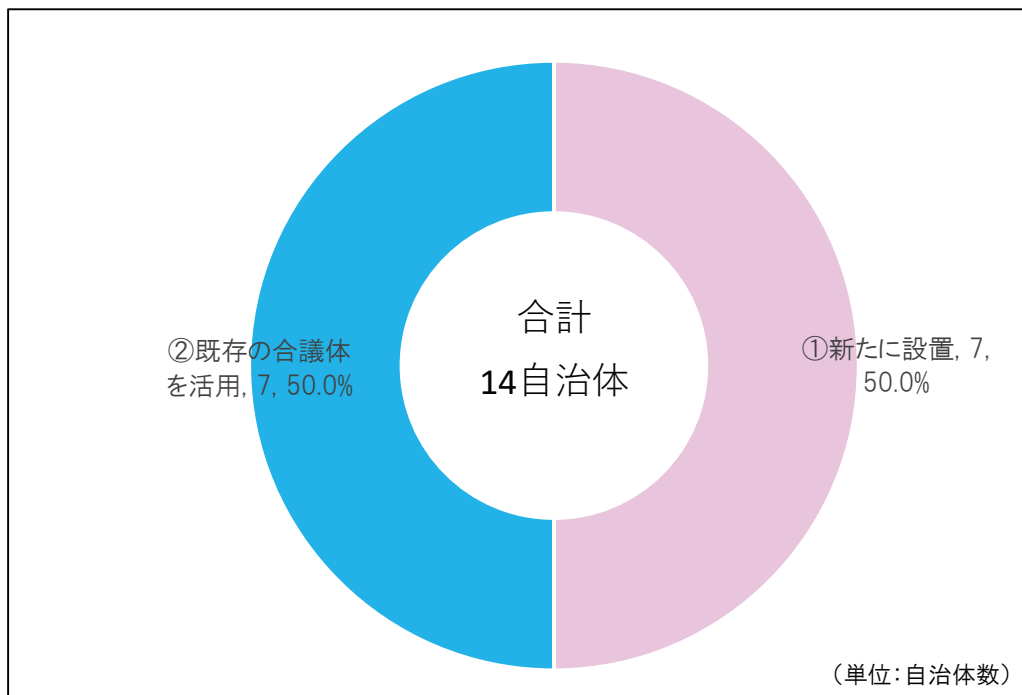
⑪合議体事務局の委託先(※上記⑩で「外部団体へ委託」と回答した4自治体が対象)

➤ 外部団体へ委託している4自治体の全てが「社会福祉協議会」へ委託している。



⑫合議体の設置態様(※上記⑨で「設置済み」と回答した14自治体が対象)

➤ 新たに設置したところが7自治体、既存の合議体を活用しているところが7自治体となっている。

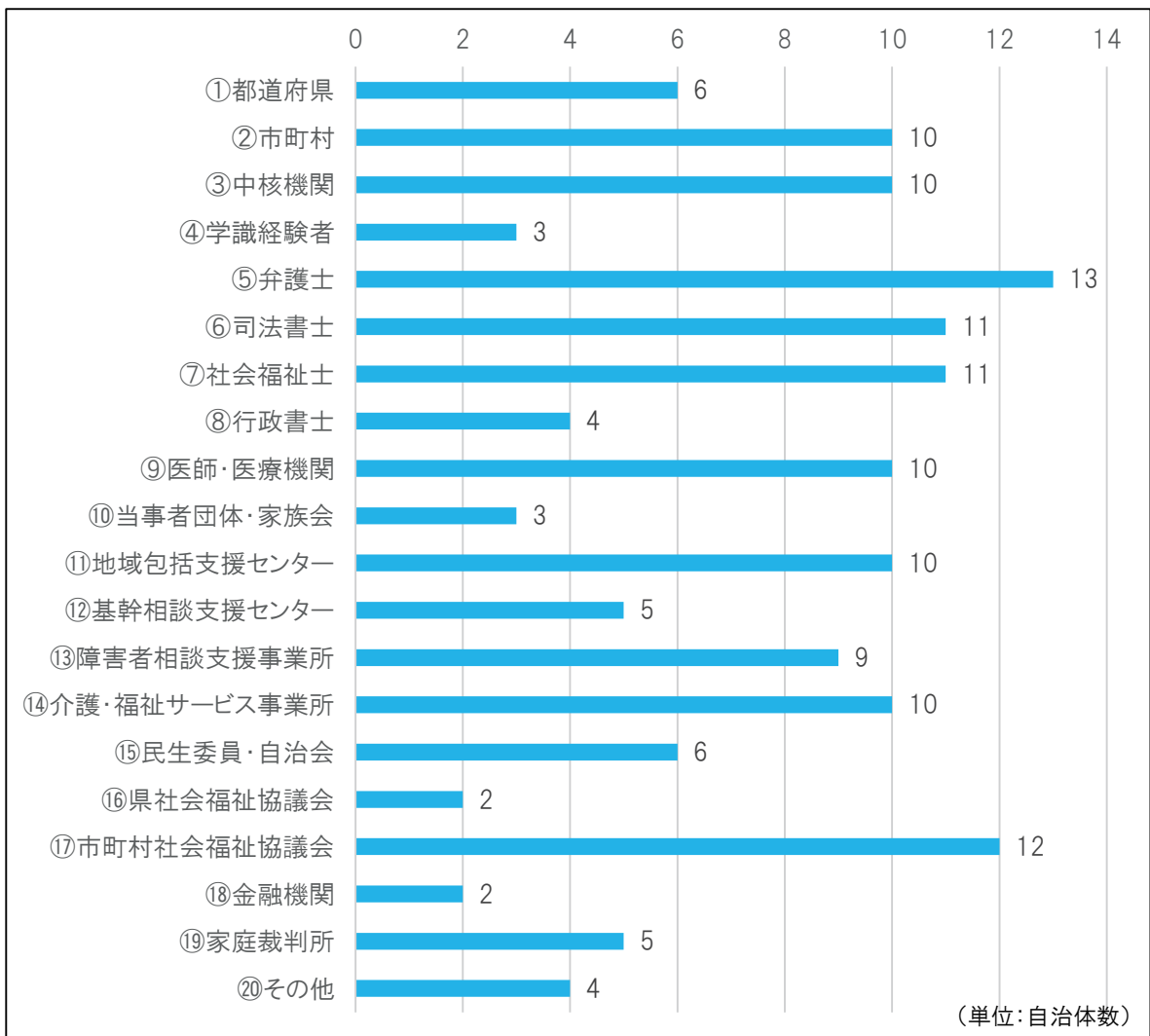


<活用している既存の合議体の名称>

- ・地域福祉計画策定・推進委員会、成年後見制度推進ネットワーク会議
- ・包括ケア推進会議認知症総合支援・権利擁護検討部会
- ・福祉後見・権利擁護センター運営委員会
- ・成年後見制度利用支援体制検討委員会
- ・成年後見センター運営委員会
- ・地域ケア推進会議・自立支援協議会
- ・成年後見センター運営委員会

⑬合議体の構成員(※上記⑨で「設置済み」と回答した14自治体が対象、複数回答)

➤「弁護士」が構成員になっているところが13自治体と一番多く、次いで「市町村社会福祉協議会」12自治体、「司法書士」「社会福祉士」がそれぞれ11自治体と続く。

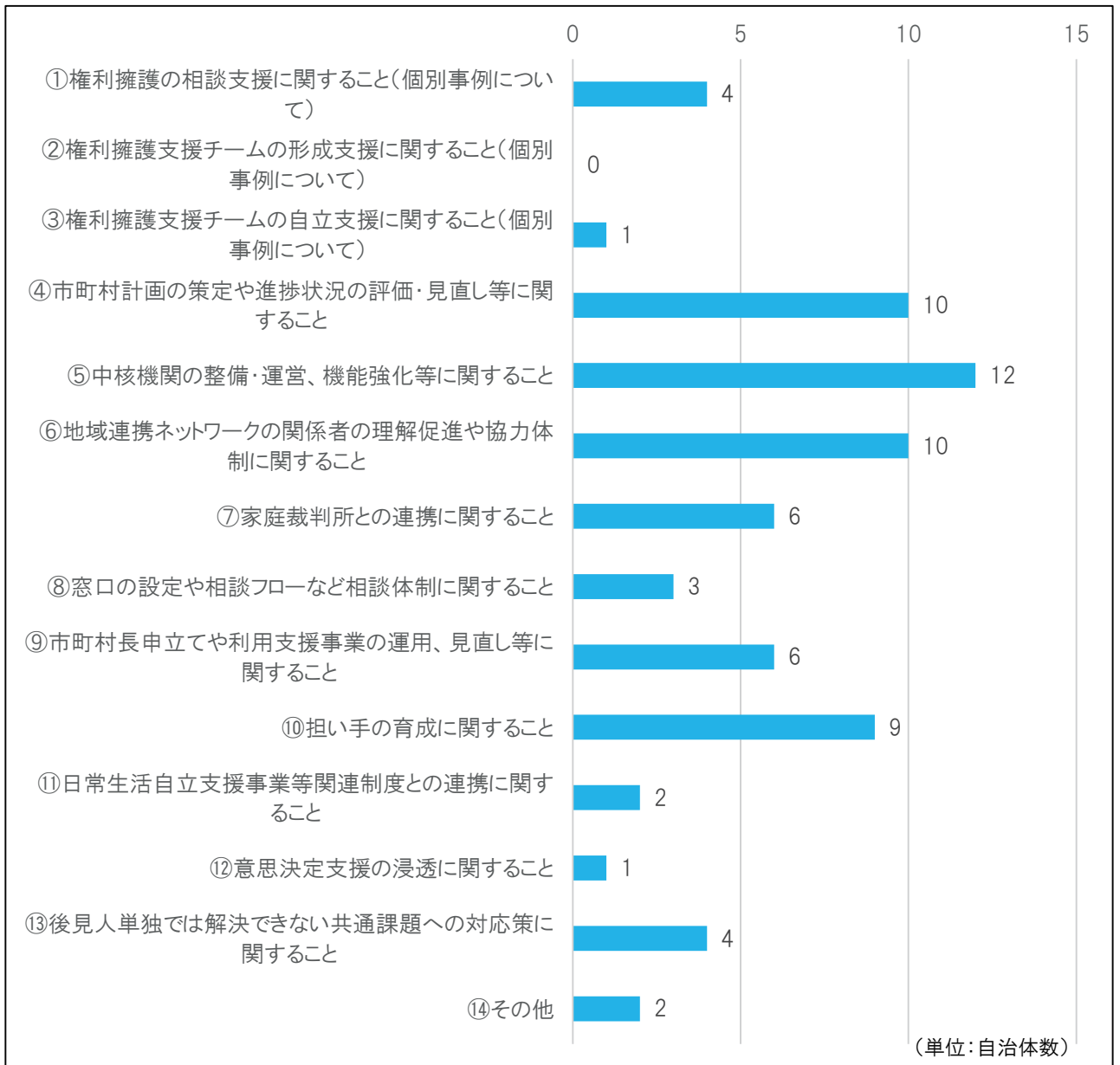


＜その他の内容＞

- ・医療ソーシャルワーカー ・保健所、消防署、警察署 ・認知症地域支援推進員
- ・地域活動支援センター

⑭合議体における検討事項(※上記⑨で「設置済み」と回答した14自治体が対象、複数回答)

➤「中核機関の整備・運営、機能強化等に関すること」が12自治体と一番多く、次いで「市町村計画の策定や進捗状況の評価・見直し等に関すること」「地域連携ネットワークの関係者の理解促進や協力体制に関すること」が各10自治体、「担い手の育成に関すること」が9自治体と続く。

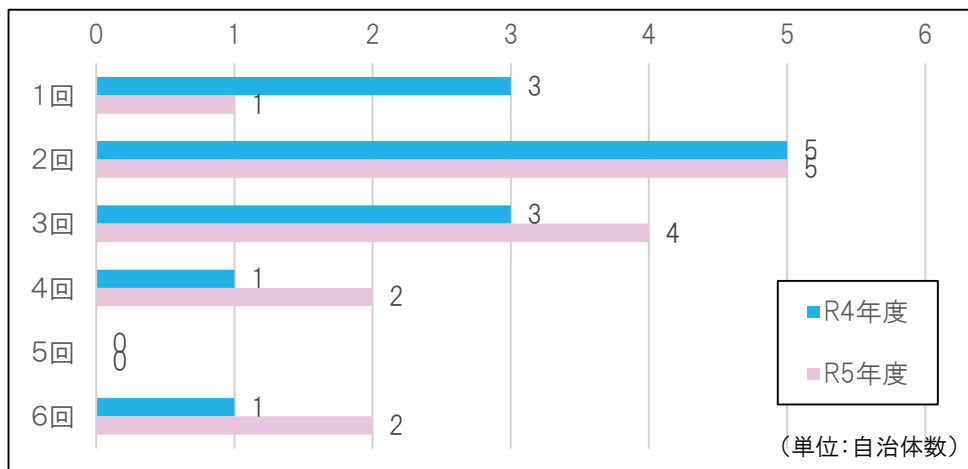


<その他の内容>

・権利擁護の地域課題共有・意見聴取・施策反映 ・中核機関の設置に向けて

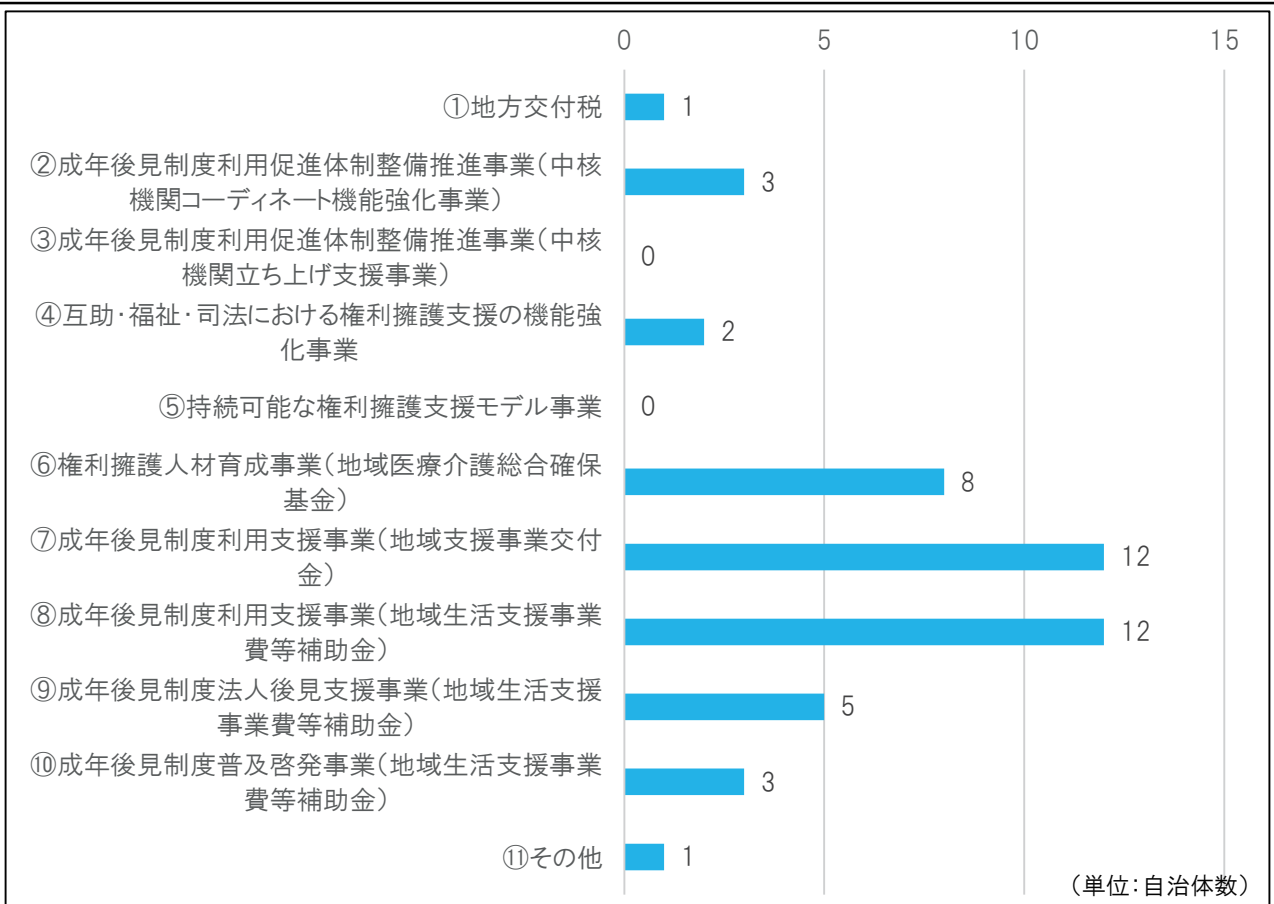
⑮ 会議体の開催回数(※上記⑨で「設置済み」と回答した14自治体が対象)

- 令和4年度においては「2回」開催したところが5自治体と一番多く、次いで「1回」「3回」が各3自治体、「4回」「6回」が各1自治体となっている。
- 令和5年度の開催予定回数としては「2回」開催が5自治体と一番多く、次いで「3回」が4自治体、「4回」「6回」が各2自治体、「1回」が1自治体となっている。



⑯ 中核機関整備・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用している財源(複数回答)

- 「成年後見制度利用支援事業(地域支援事業交付金)」「成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が各12自治体と一番多く、次いで「権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金)」が8自治体、「成年後見制度法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が5自治体と続く。



<その他の内容>

・一般会計

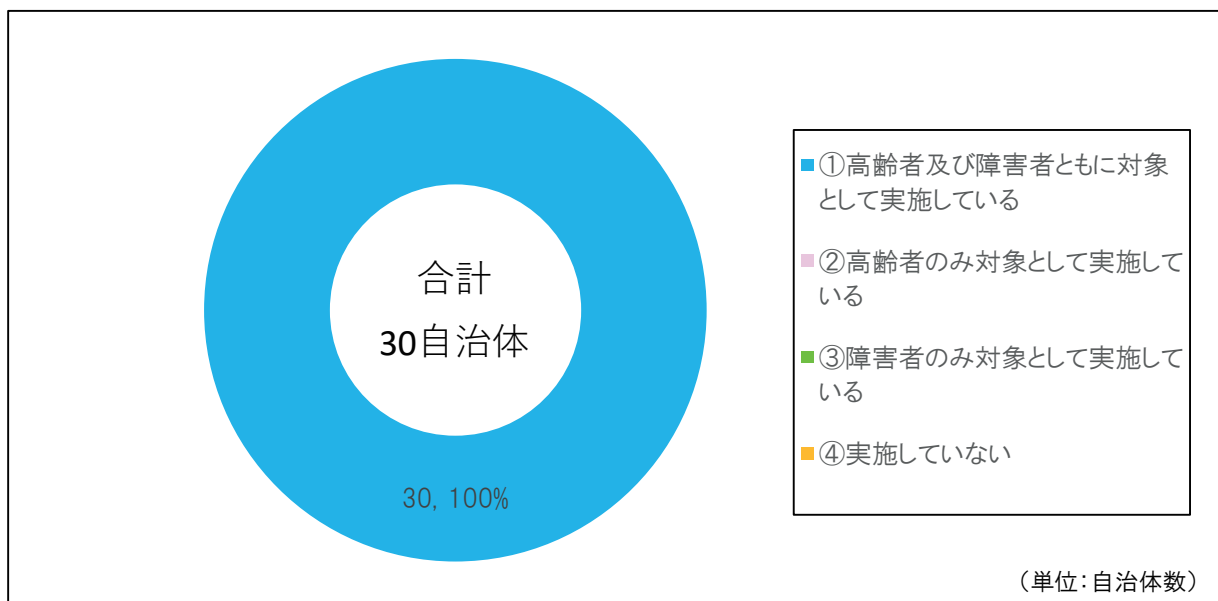
⑰ 成年後見制度利用促進体制整備に関する課題

<p>・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」で定められている地域連携ネットワークの機能の強化及び中核機能の強化に向けた具体的な取組の検討。</p>
<p>・市民後見人個人受任に向けた体制整備</p>
<p>・受任者調整を含むチーム体制づくりや、チームへのバックアップ体制に関することなど、申立て以降の中核機能の関与が少ない状況である。そのため、関係機関への機能周知、情報の共有など、連携を取りやすい関係づくりにも今後取り組む必要がある。また、家裁とも引き続き情報交換を行い、連携を図っていく必要があると考えている。</p>
<p>・現在、中核機能の整備に向けて検討を進めているが、備える具体的な機能について検討していく必要がある。</p>
<p>・中核機能を設置する際、実態把握や将来の見通しの検討が十分ではない状況であったことから、現在の体制が脆弱な状況になっている。実際、中核機能を直営で設置しているものの、職員体制も専任はおらず、他事業との兼務の状況から、中核機能として求められる機能を十分果たすことが難しくなっている。</p>
<p>・地域課題の整理と共有、そして解決策の実践に対して、地域の支援のネットワークに中核機能がどのように参加することが望ましく、何が提供できるのか、その方法について課題となっている。</p>
<p>・中核機能を直営か委託かを検討するために、委託するまでの過程について参考となる資料が少ない。</p>
<p>・受任調整機能や後見人等への支援については未整備のため、策定した市町村計画に沿って段階的・計画的な整備が必要となる。また、高齢化が進んでいる山間地では、身寄りがいない独居のケースが多く、成年後見制度利用のニーズは高まっているが、後見人等の受任候補者が少なく、マンパワーが不足している。</p>
<p>・地域包括支援センターや相談支援事業所等と業務範囲の整理と共通理解。成年後見制度に関することを中核機能が関与する訳ではないので、どのような場面で、何にどのように関わることか関係機関と共通理解が必要と思われる。</p>
<p>・受任可能な専門職に限られているため、申立前の受任調整が困難である。</p>
<p>・現状の体制で不都合を感じていないため、計画策定や中核機能の整備に必要性を感じられない</p>
<p>・成年後見人の担い手が不足している。</p>
<p>・成年後見制度は著しく生活に支障をきたした時点で申立てをすることを傾向がある。支援者が申立てを必要とするタイミングと、本人・家族が申立てを必要とするタイミングにズレがある。無理に手続きを進めた場合、成年後見人との関係に大きく悪影響を及ぼす恐れがあり、体制整備においても課題である。</p>
<p>・中核機能について、市内に委託可能な団体がなく、また、行政直営とするにしても、現行は成年後見制度の利用を必要とする方の属性(年齢、障がいの有無、生活保護の受給の有無など)に応じて複数課でそれぞれ担当しており、中核機能として相談窓口を一本化するためには、人員配置を含めた機構改革についても検討する必要がある、整備が進まない。</p>
<p>・家庭裁判所との連携について、どのようにアプローチしたらよいか悩んでいる。</p>
<p>・専門職不足</p>
<p>・法人後見事業所不足</p>
<p>・成年後見センターの認知度が低い。</p>
<p>・担当者の理解不足と専門職不足。</p>
<p>・権利擁護を主に担当する社会福祉士が不在であるため、事業や体制の中核をなす人材がいらない。</p>
<p>・人的資源の不足。</p>

2 成年後見制度利用支援事業について

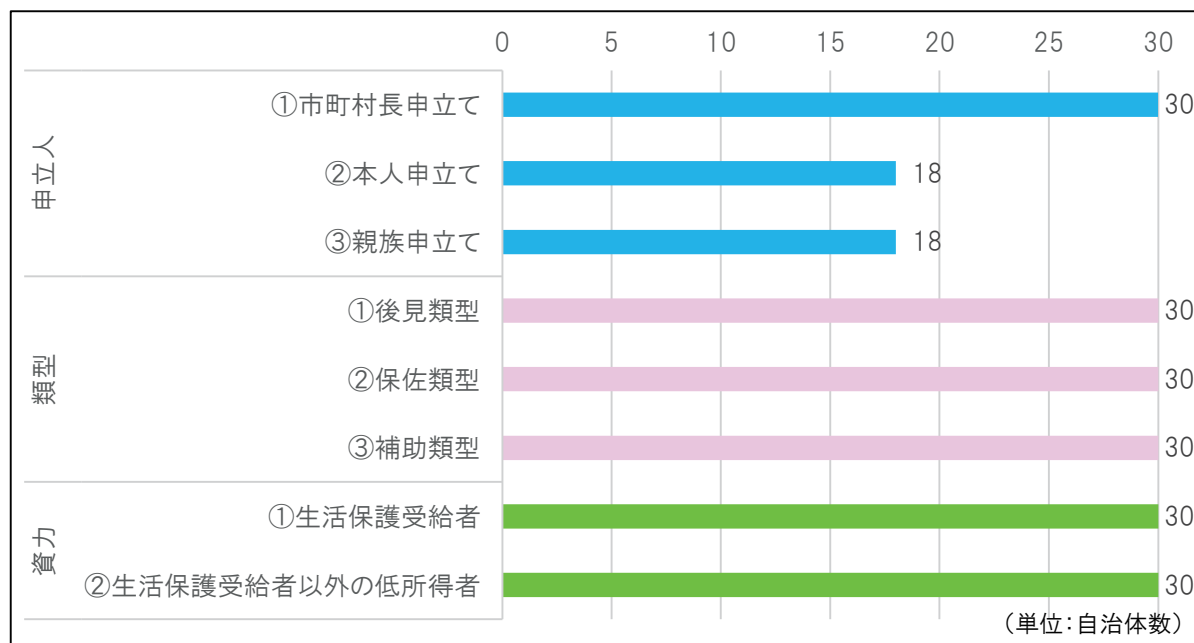
⑱ 申し立て費用の助成状況

➤ 30自治体の全てにおいて、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



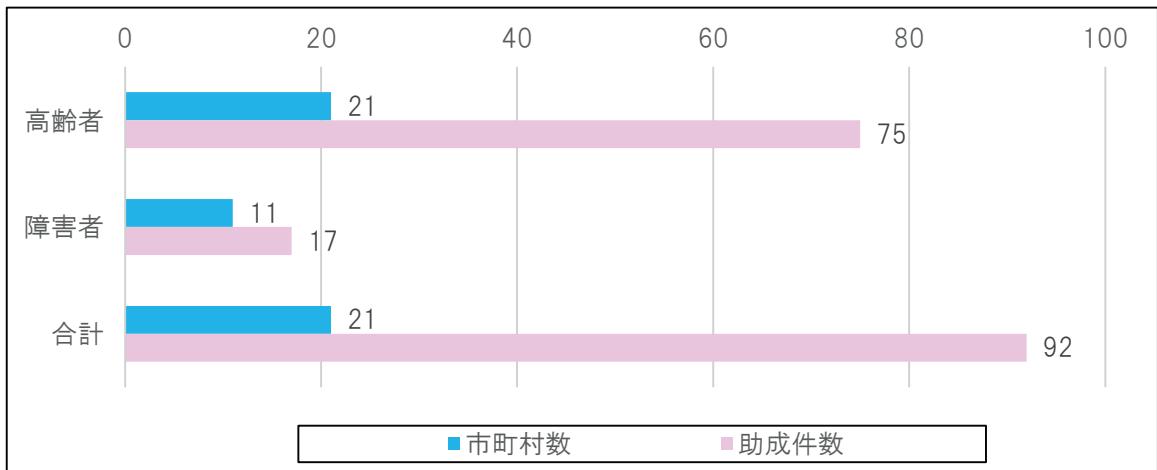
⑲ 申し立て費用の助成対象要件

➤ 申立人別では、「市町村長申立て」は全30自治体で対象としている一方、「本人申立て」「親族申立て」はそれぞれ18自治体となっている。



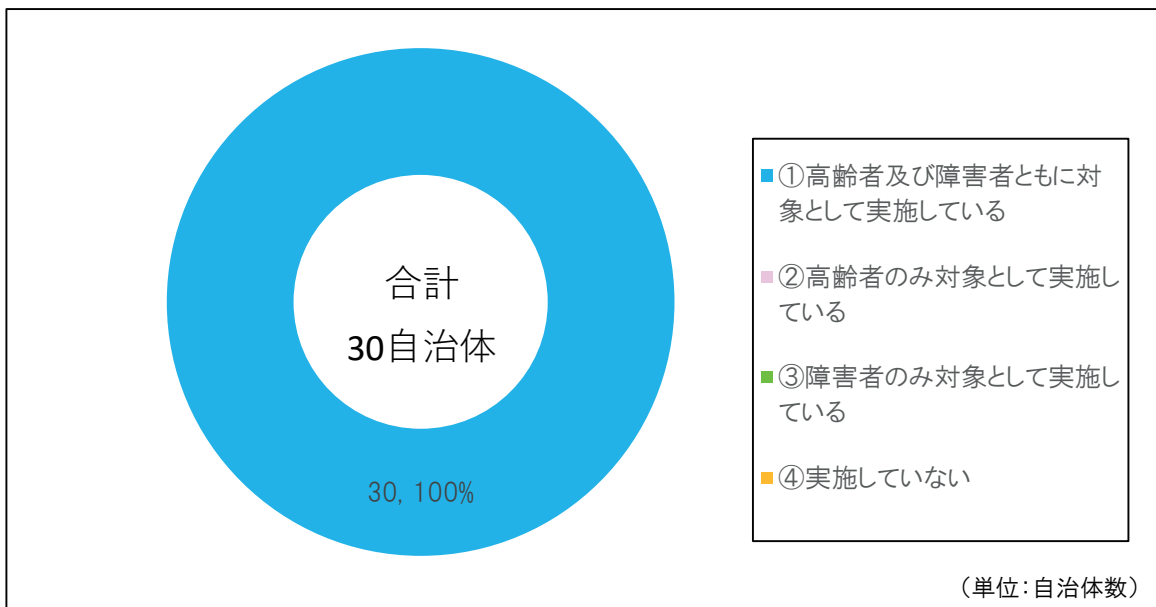
⑩令和4年度の申し立て費用助成件数

➤ 高齢者を対象とした助成件数は21自治体で合計75件、障害者を対象とした助成件数は11自治体で合計17件となっている。



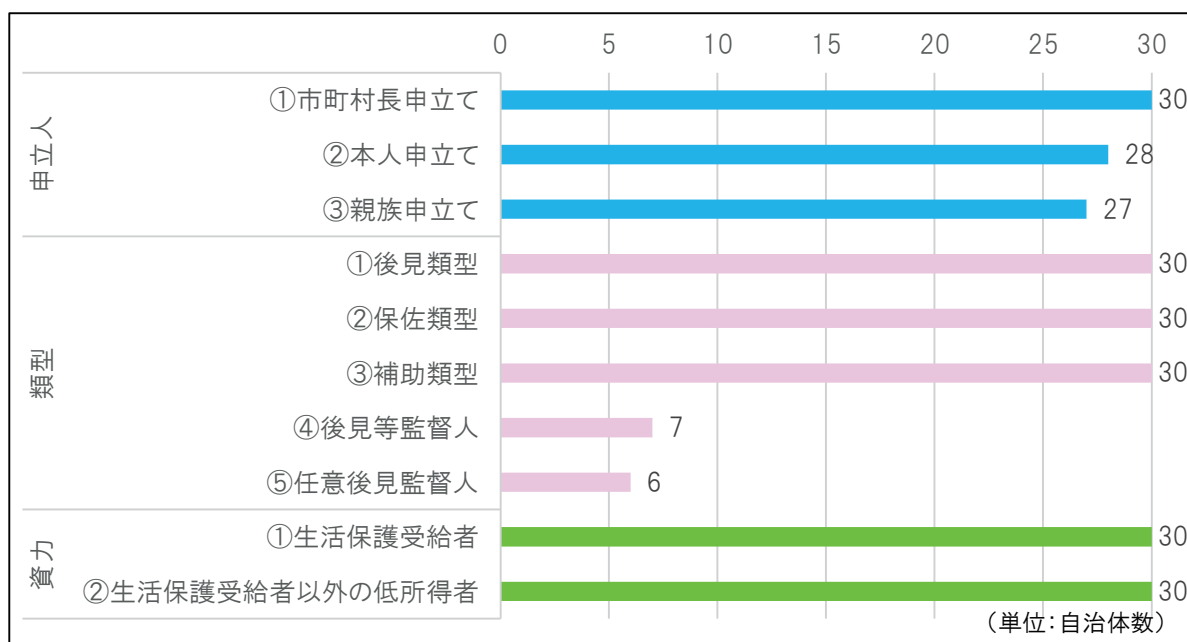
⑪成年後見人等への報酬助成状況

➤ 30自治体の全てにおいて、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



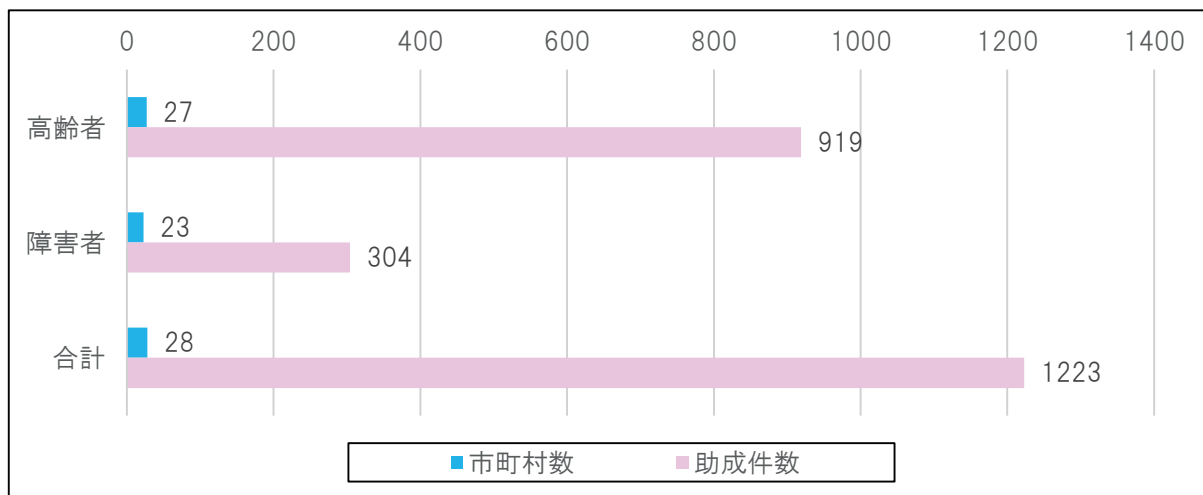
②報酬助成の対象要件

- 申立人別では、「市町村長申立て」は全30自治体で対象としている一方、「本人申立て」は28自治体、「親族申立て」は27自治体となっている。
- 類型別では、「後見」「保佐」「補助」はそれぞれ全30自治体で対象としている一方、「後見等監督人」は7自治体、「任意後見監督人」は6自治体となっている。



③令和4年度の報酬助成件数

- 高齢者を対象とした助成件数は27自治体で合計919件、障害者を対象とした助成件数は23自治体で合計304件となっている。



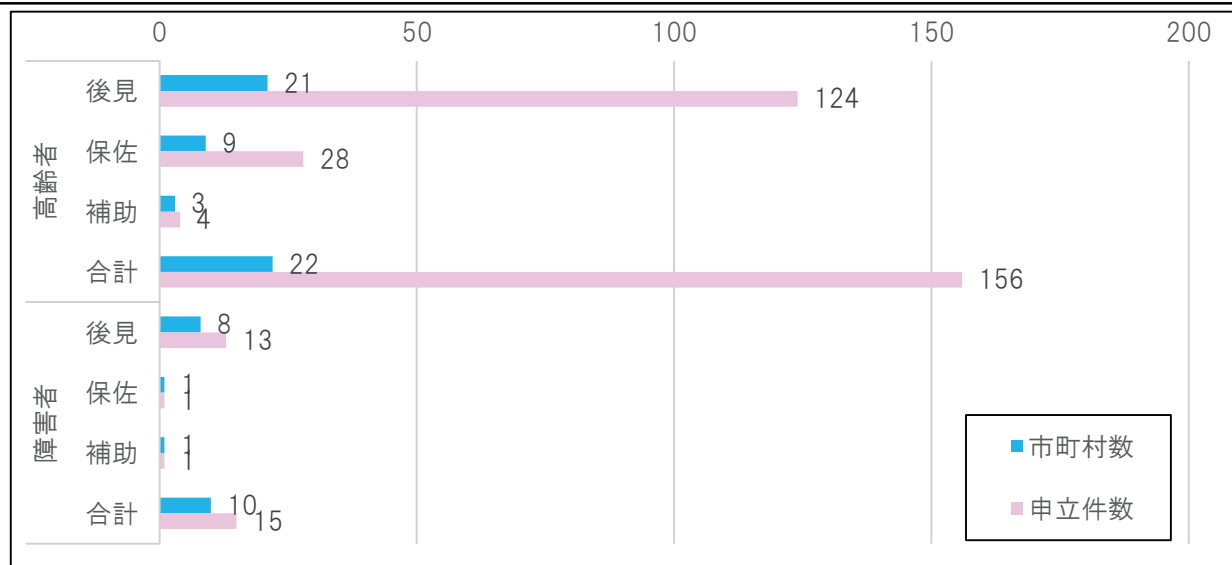
②4 成年後見制度利用支援事業に関する課題

・制度利用者は年々増加傾向となっているが、財源である地域生活支援事業費補助金が必要額支給されないため、一般財源の支出が年々増加している。継続的な事業運営のために、基準等の見直しも今後必要となってくる可能性もある。また、身寄りがいない事例も少なく、死後事務を後見人が担うこともある。場合によってはその事務が長期に渡ることもあるが、現制度では、その部分の報酬は事業の対象範囲としていない。
・各市町村ごとに実施しているため、それぞれ取扱いが異なっている。
・後見人等から、対象者の基準や申請様式等がわかりにくいという意見があり、今後、適切な実施に向けて検討していく必要がある。
・助成金の申請から実際に支給されるまでの間に成年被後見人等が亡くなり、助成金の支給が困難になるケースが数件あり。
・成年後見制度利用支援事業について、相談支援体制の構築が確立されていない。
・成年後見制度利用支援事業に関する要綱を見直し、幅広く助成ができるよう改正する予定。
・市長申立以外の申立費用の助成を開始したが、申請数が少ないことから更なる周知が必要。
・生活保護受給者以外の低所得者について、現行では要件(収入や預貯金等)を少しでも上回ると助成できないため、現状を踏まえて要件等を検討する必要がある。
・対象者増による予算増
・成年被後見人が住所地特例者の場合、報酬助成のための所得や資産(不動産等)などの助成要件の確認が難しい。
・人的資源の不足。

3 市町村長申立てについて

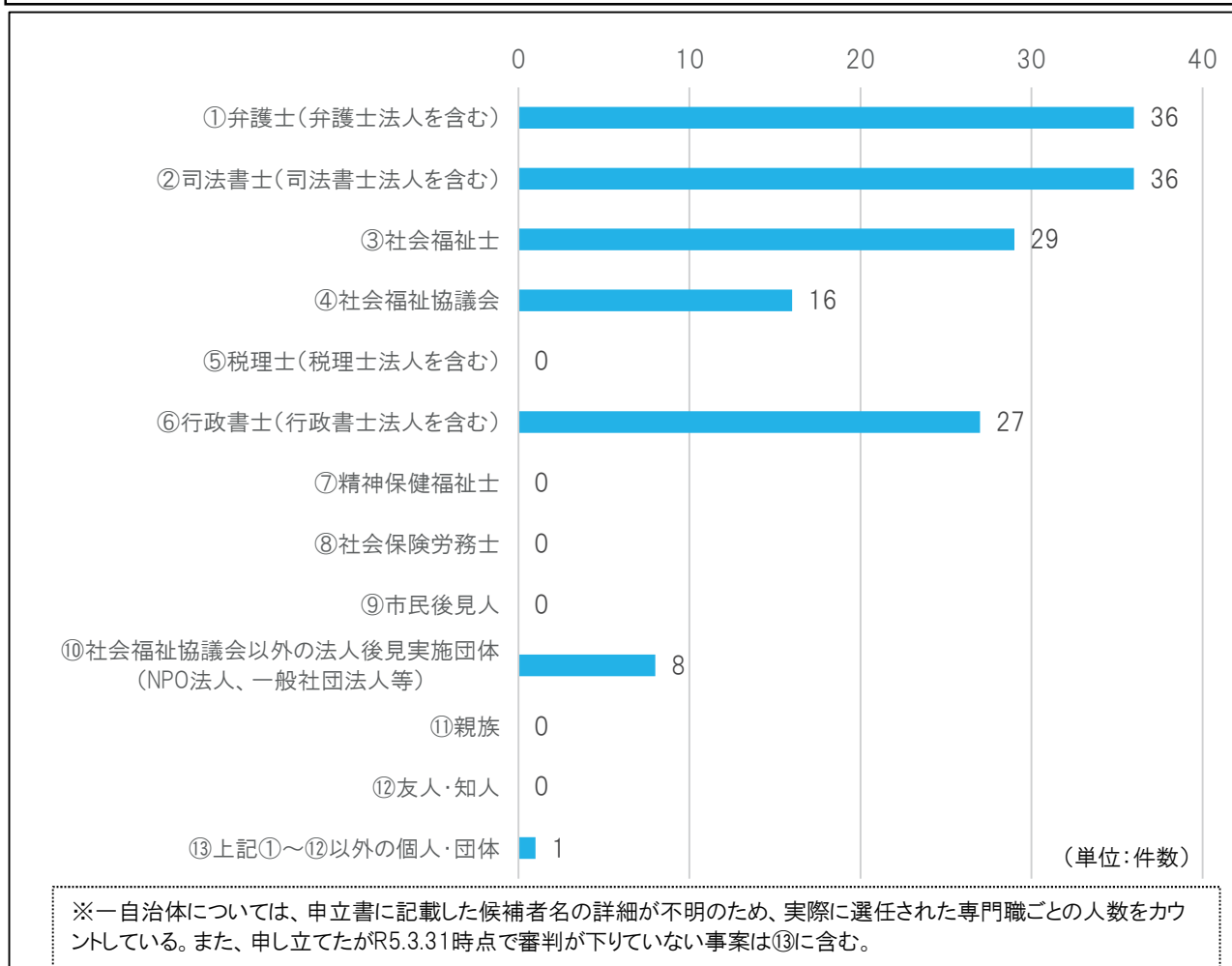
㉔ 令和4年度の市町村長申立件数

➤ 高齢者を対象とした市町村長申立件数は22自治体で合計156件、障害者を対象とした市町村長申立件数は10自治体で合計15件となっている。



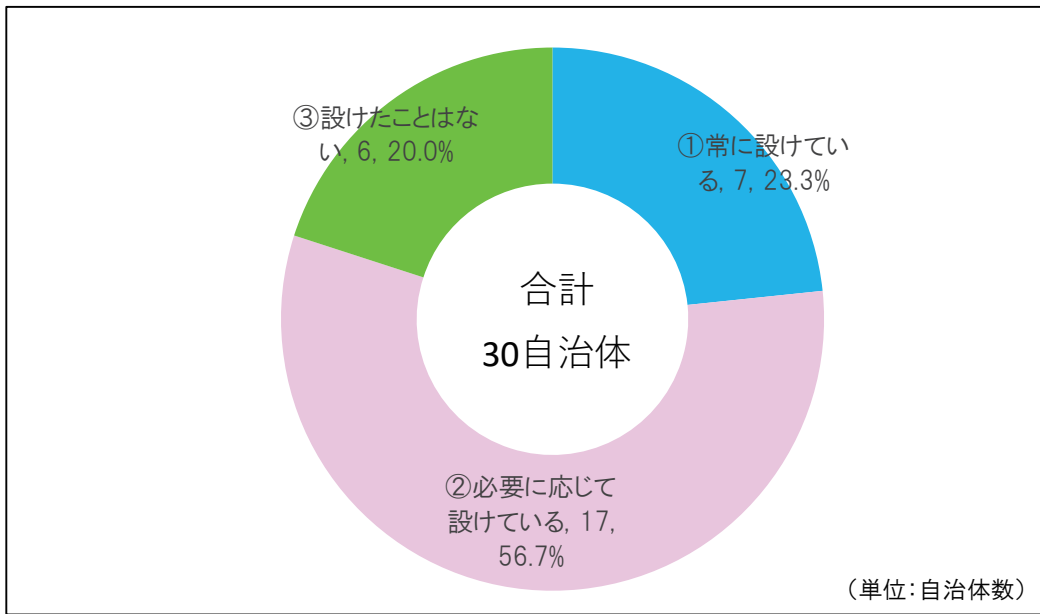
㉕ 令和4年度の市町村長申立ケースにおける後見人等候補者別件数

➤ 「弁護士」「司法書士」が各36件と一番多く、次いで「社会福祉士」29件、「行政書士」27件、「社会福祉協議会」16件と続く。



⑳市町村長申立の要否検討会等における専門職関与の機会の有無

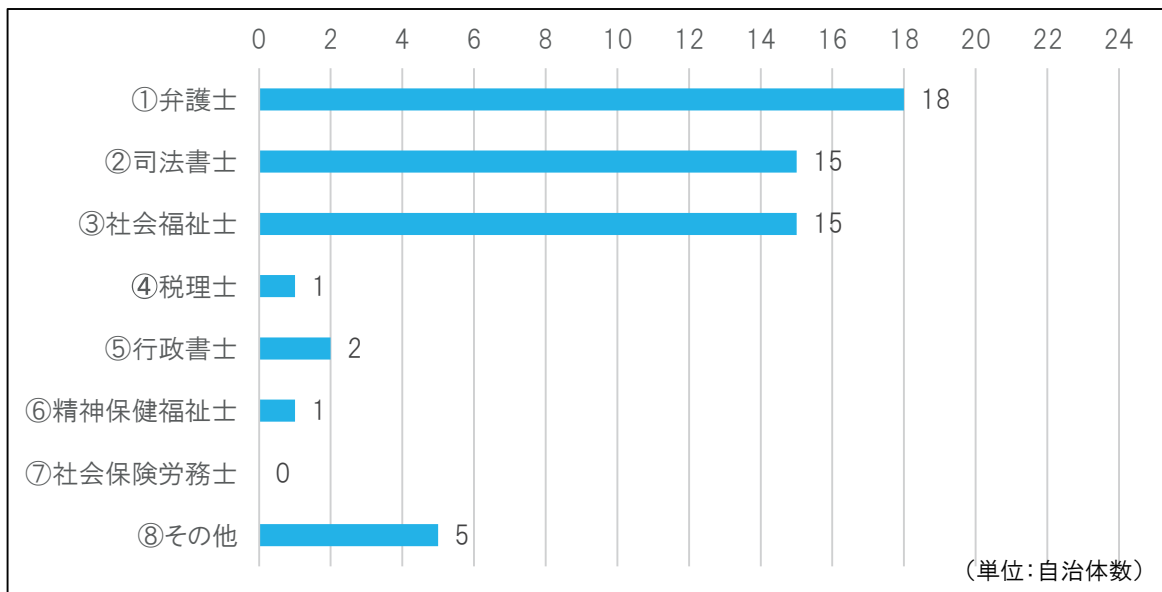
➤「常に設けている」が7自治体、「必要に応じて設けている」が17自治体、「設けたことはない」が6自治体となっている。



㉑市町村長申立の要否検討会等に関与している専門職

(※上記㉑で「常に設けている」「必要に応じて設けている」と回答した24自治体が対象、複数回答)

➤「弁護士」が18自治体と一番多く、次いで「司法書士」「社会福祉士」が各15自治体と続く。



<その他の内容>

- ・成年後見(支援)センター
- ・虐待対応専門職チーム
- ・地域包括支援センター
- ・障害相談支援事業所
- ・市町村社会福祉協議会
- ・県社会福祉協議会

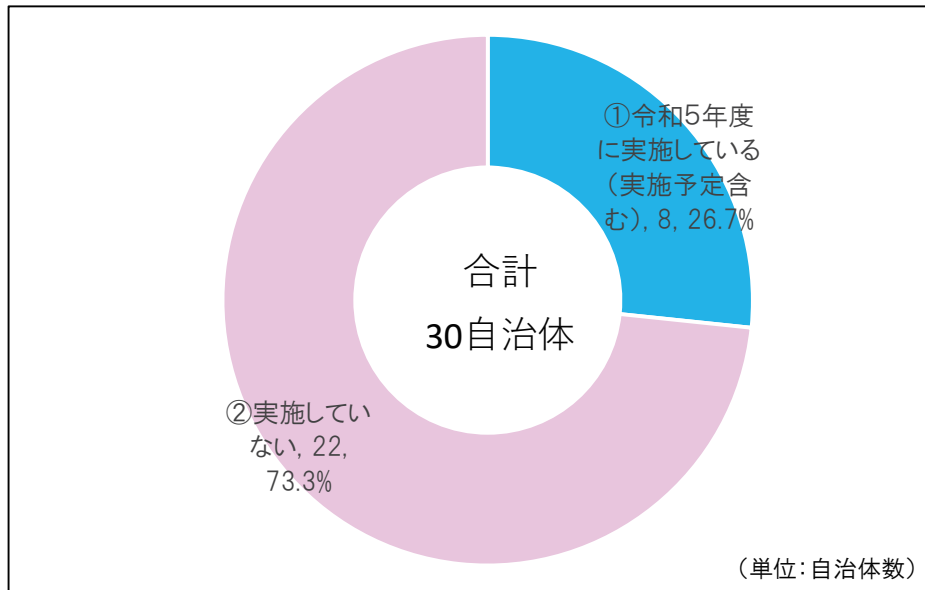
②9 市町村長申立てに関する課題

・いわゆる3職種の方々が、多くの後見人等を抱えているためか、候補者を立てないと、中々後見人等が決まらず、審判が下りるまでの時間がかかってしまう。また、同様の理由で、事業に対して、適切な職種がマッチングしないこともあり、その後の対応に手間が生じることもある。
・通常、事務担当者は申立て事務を専任で行っているわけではないため、必要性や緊急性も承知しているが、他業務の兼ね合いもあり、事務処理にそれなりの日数がかかってしまう。
・複雑な問題を抱えているケースが増えており、後見人の負担が大き。
・後見人が必要な人は増えているが、後見人の受け手が少なく、候補者がなかなか見つからずに時間がかかるケースが多い。
・対象者が後見類型のみとなっていることから、今後、対象者の見直し等を検討していく必要がある。
・＜高齢＞各専門職団体へ後見人候補者の推薦依頼をしても、受けていただけの専門職が見つからない。しかし、家裁からは、「市長申立てであれば候補者を立てて申立ててもらいたい」、「審判が出るのが遅くなってもいいのかわ」などと言われ対応が困難になる。
・＜障がい＞年に1件あるかどうかという中で、手続の進め方についての理解が追いつかず、スムーズな申立て業務に課題を感じた。
・申立て書類の準備に時間を要し、また、申請してから後見人等が決定するまでに時間を要するため、その間に支援が必要な方が亡くなるケースが数件あり。
・後見人候補者を専門職団体へ推薦依頼をするが、推薦者が選出されないことが続いている。
・市町村長申立てについて、相談支援体制の構築が確立されていない。
・成年後見制度利用支援事業に関する要綱に市長申立の内容が含まれているため、分かりづらい。そのため、新たに市長申立に関する要綱を制定する予定。
・候補者推薦の仕組みや検討の機会
・候補者のなり手が不足している。
・親族調査に時間を要する。
・本人から制度利用に対する理解が得られない
・市内に、後見人となれる専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)はいるが、すでに後見人として活動している方が多く、新規ケースの受任が困難であるなどの理由により申立て時に候補者を特定できず、裁判所に一任とするため、市外の専門職が後見人となるケースが増えている。
・家裁へ提出する書類を作成することが大変
・申立てに使用した郵便切手が返還された場合、他市町村はどのように取り扱っているのでしょうか。
・人的資源の不足。

4 市民後見人について

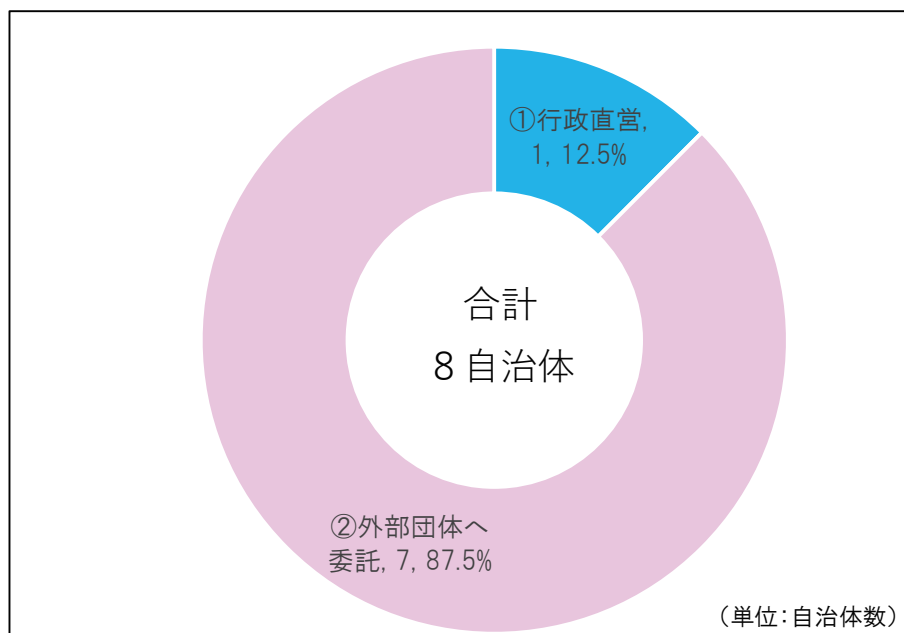
③⑩市民後見推進事業の実施状況

➤ 「令和5年度に実施している(実施予定含む)」が8自治体となっている。



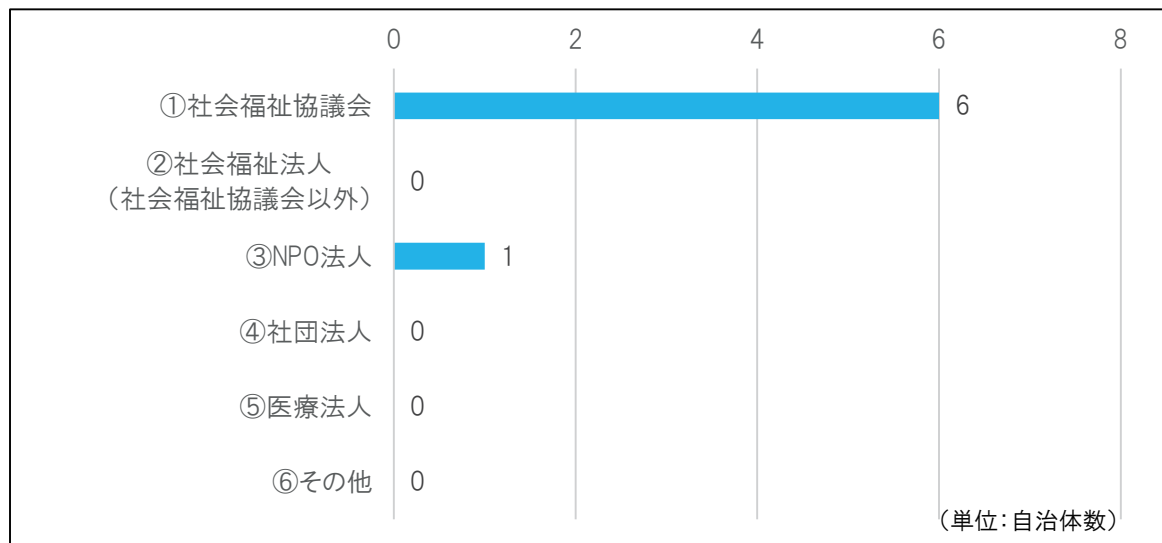
③⑪事業実施形態(※上記③⑩で「令和5年度に実施している(実施予定含む)」と回答した8自治体が対象)

➤ 「行政直営」が1自治体、「外部団体へ委託」が7自治体となっている。



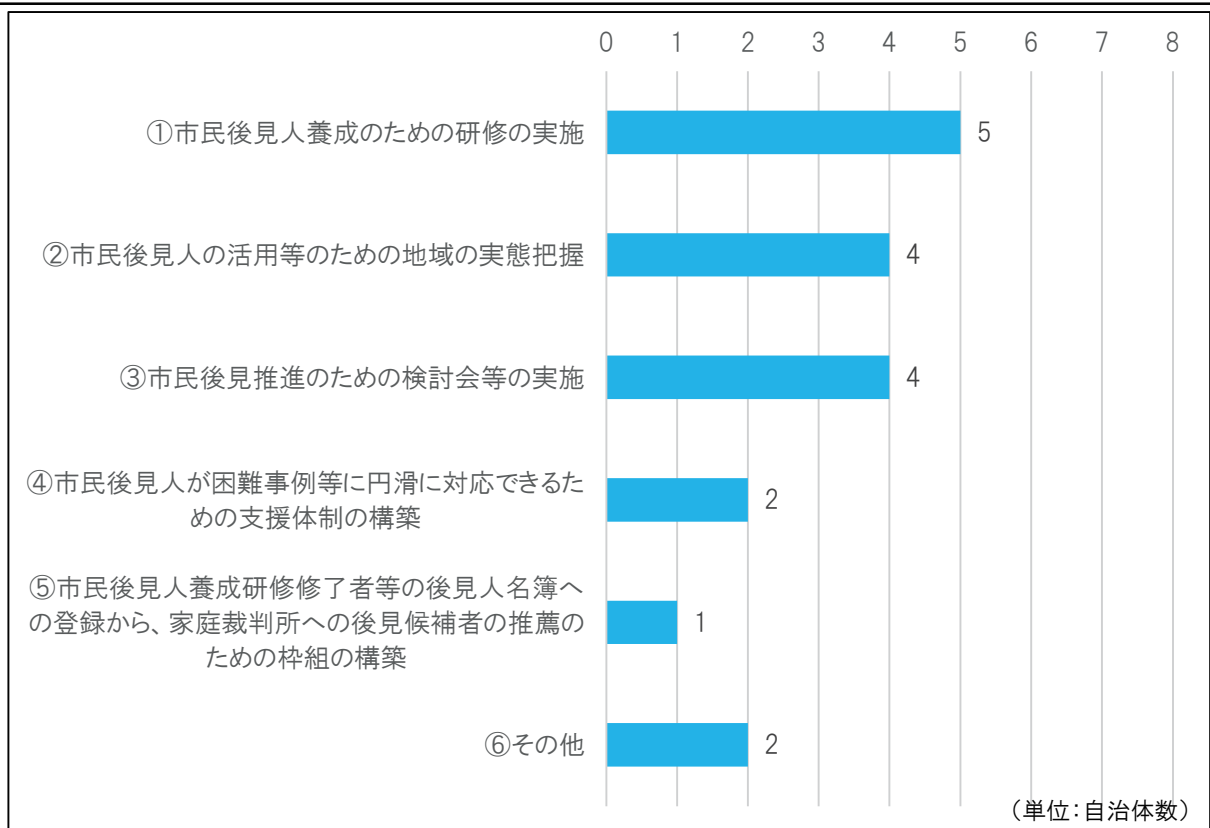
③②事業委託先(※上記③①で「外部団体へ委託」と回答した7自治体が対象)

➤ 事業の委託先として「社会福祉協議会」が6自治体、「NPO法人」が1自治体となっている。



③③実施内容(※上記③②で「令和5年度に実施している(実施予定含む)」と回答した8自治体が対象、複数回答)

➤ 「市民後見人養成のための研修の実施」が5自治体と一番多く、次いで「市民後見人の活用等のための地域の実態把握」「市民後見推進のための検討会等の実施」がそれぞれ4自治体と続く。



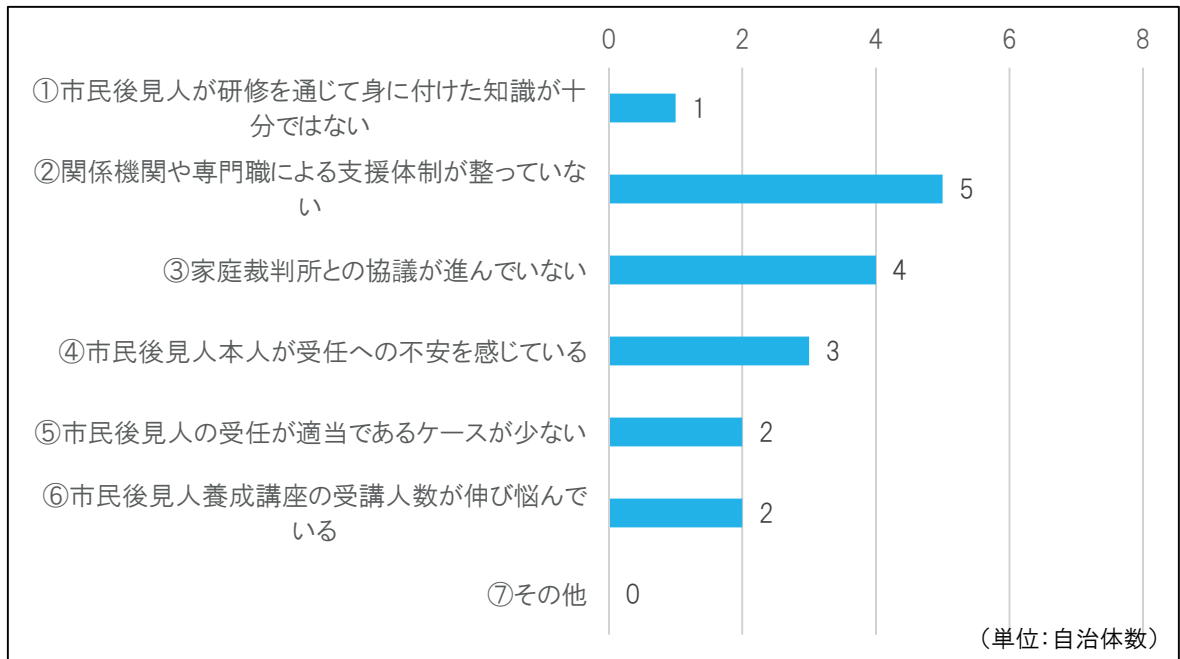
＜その他の内容＞

- ・法人後見の支援員を養成する養成講座を実施予定。今後、段階的に研修の内容を拡充し、最終的には市民後見人の育成を目指す。
- ・市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ

③④ 市民後見人の受任にあたっての課題

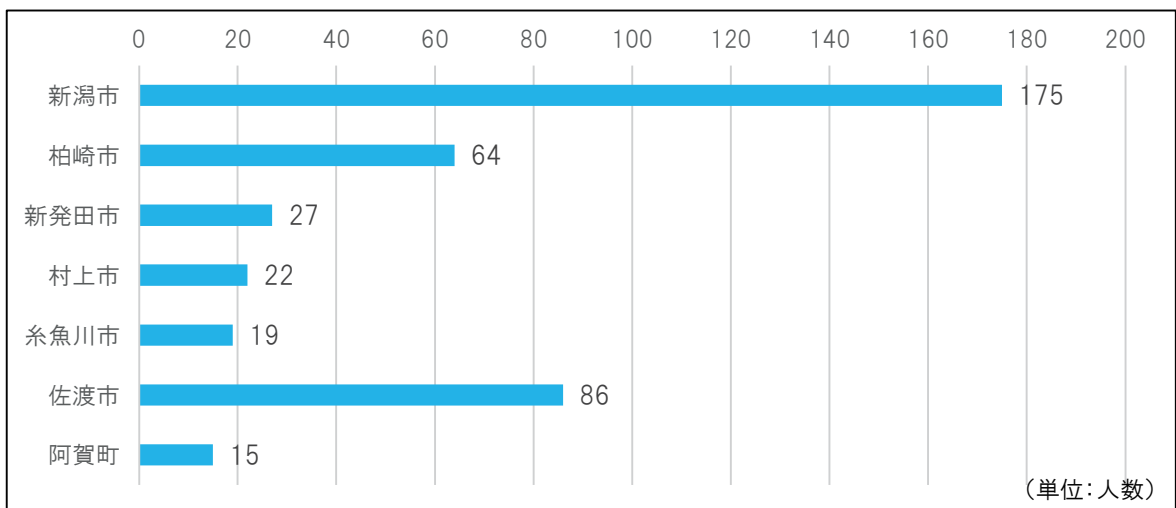
(※上記③④で「令和5年度に実施している(実施予定含む)」と回答した8自治体が対象、複数回答)

➤ 「関係機関や専門職による支援体制が整っていない」が5自治体と一番多く、次いで「家庭裁判所との協議が進んでいない」が4自治体、「市民後見人本人が受任への不安を感じている」が3自治体と続く。



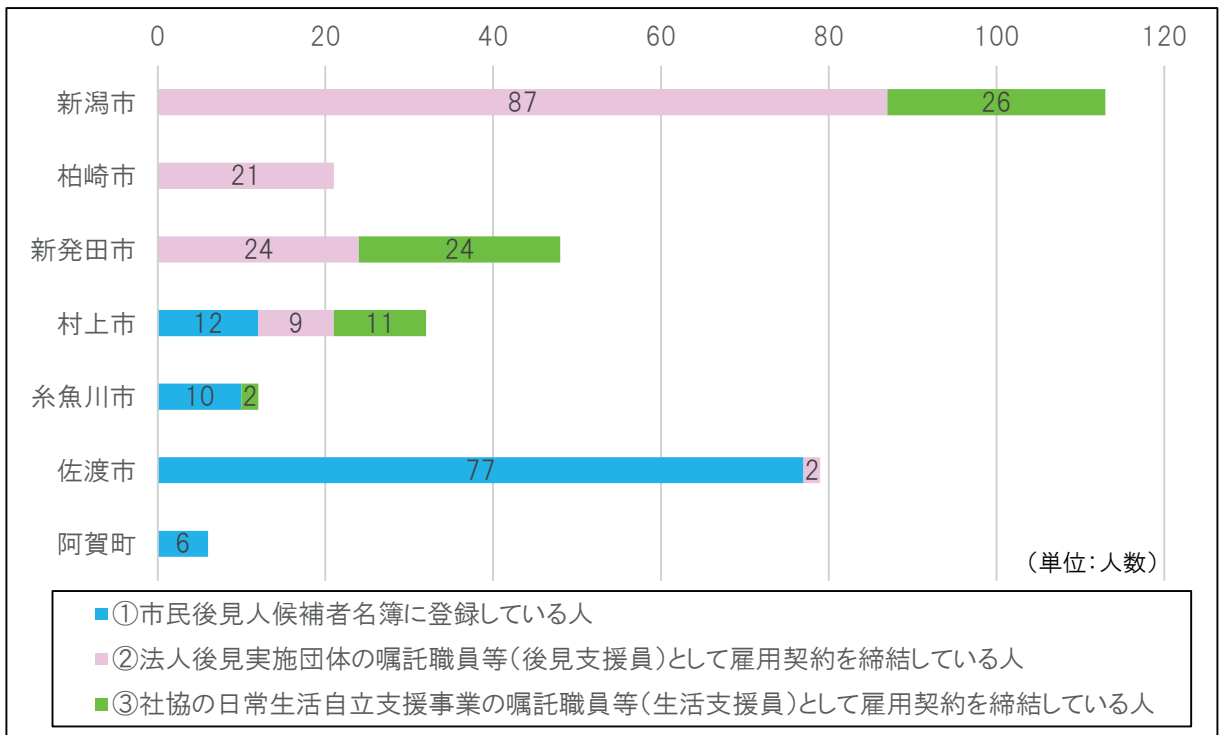
③⑤ 市民後見人養成研修修了者数(※過去に市民後見人養成研修を開催した実績のある自治体が対象)

➤ 7自治体で合計408人が市民後見人養成研修を修了している。



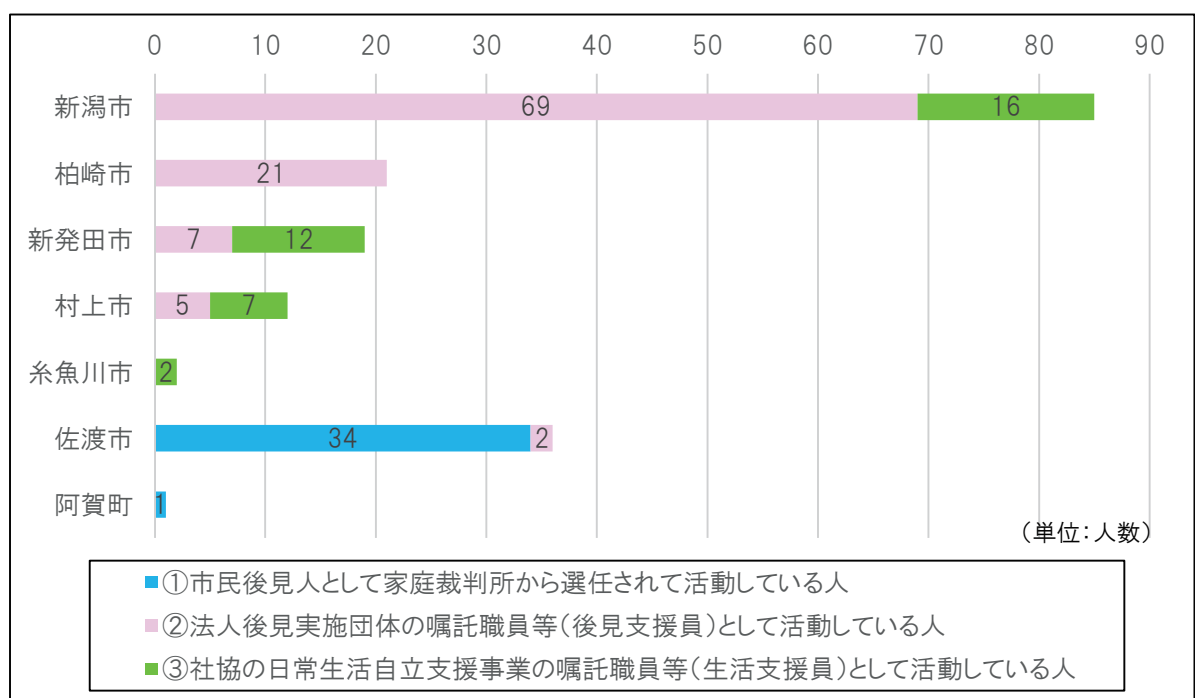
③⑥活動できる状況にある方の人数(延べ人数)(※上記③⑤に回答した7自治体が対象)

➤「市民後見人候補者名簿に登録している人」は4自治体で合計105人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は5自治体で合計143人、「社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として雇用契約を締結している人」は4自治体で合計63人となっている。



③⑦現に活動している方の人数(延べ人数)(※上記③⑥に回答した7自治体が対象)

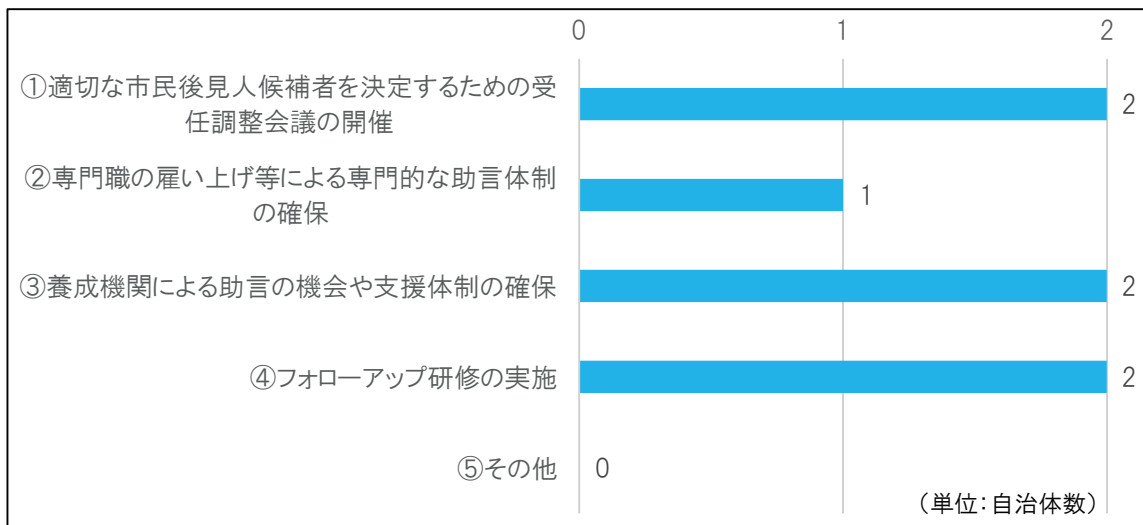
➤「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は2自治体で合計35人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として活動している人」は5自治体で合計104人、「社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として活動している人」は4自治体で合計37人となっている。



③⑧ 市民後見人の受任調整・支援体制(複数回答)

(※上記③⑦で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した2自治体が対象)

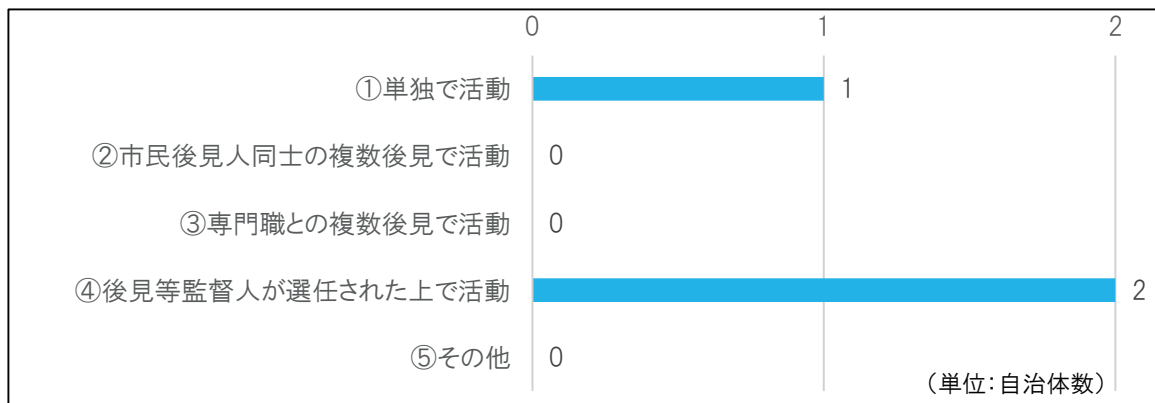
➤ 「適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議の開催」「養成機関による助言の機会や支援体制の確保」「フォローアップ研修の実施」がそれぞれ2自治体、「専門職の雇い上げ等による専門的な助言体制の確保」が1自治体となっている。



③⑨ 市民後見人の活動形態(複数回答)

(※上記③⑦で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した2自治体が対象)

➤ 「後見等監督人が選任された上で活動」が2自治体、「単独で活動」が1自治体となっている。



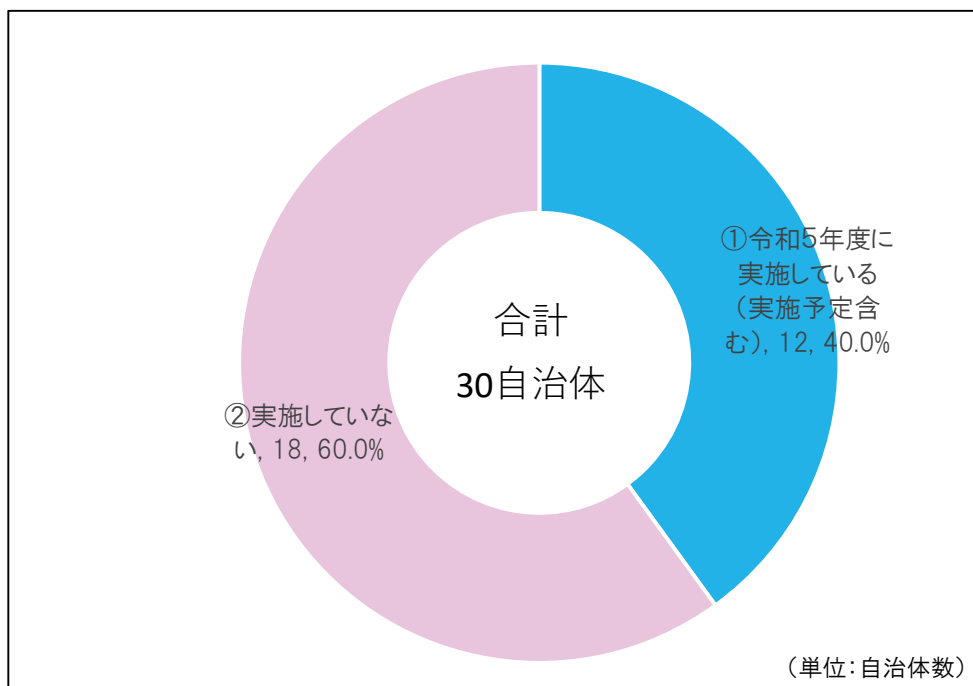
④⑩ 市民後見推進に関する課題

・現実的な方式(社協の受任中の事件を後見支援員に引継ぎ、社協が監督人に就任する)を検討中だが、課題解決のために家裁の協力と関係機関の理解が必要。限定的な方式を拡大するための時期や方式は未定。
・家庭裁判所や関係機関と市民後見人活動像のイメージ共有が行えていない。また、中核機関等が継続してバックアップする体制づくりも整備できていない。
・市民後見人養成後の活用方法やフォロー体制等を検討していく必要がある。
・市民後見人を養成したとしても、実際に市民後見人として選任されているケースが少ない状況や、養成後のバックアップ体制の構築が難しい状況もあり、単独の市だけで市民後見人の養成に取り組むことは負担感が大きく感じる。
・法人後見支援員としての活動だと法人がバックに付いているが、法人としての職員体制上、大幅に受け皿を増やすことが難しい。市民後見人として活動する場合も、身上監護以外の部分で法人を離れて受任することにも不安が残る。また、市民後見への移行などのノウハウがなく、具体的な手順など進め方について課題を感じる。
・フォローアップをどのように行うっていくか。(現在、身上保護をメインに後見支援員としてお願いしているが、今後単独受任を目指していく際に、財産管理の事務等どこまでルーレラ化し提案していくか。)
・当市では市民後見の推進についてのノウハウがない。
・中核機関を直営で運営しているため、市民後見人の養成や受任後のフォローアップ等、市民後見を推進するための体制整備に必要な人員や時間を確保することが難しい。
・養成講座を開催しても受講希望者が少ないため受講生のモチベーション維持が難しい。
・市民後見人として単独受任につながるよう、年齢や事務能力等も考慮した現実的な研修企画の検討が必要。
・受任できる体制になっていないこと
・市民後見人の確保及び市民後見人のバックアップ体制の構築
・市民後見人のなり手不足にかかる広報周知方法の検討。市民後見人受任後の問題発生に対するバックアップ体制強化。職員の人材確保及び質の向上。
・市民後見という概念が市民に浸透していない(今後、啓発活動が必要)
・市民後見人をバックアップする体制がない
・市民後見人が活動できる仕組みが整っていない。
・体制整備に着手したばかりのため、市民後見については今後そのニーズを見極めながら取り組んでいきたい。
・専門機関や専門職不足により、支援体制が整っていない
・活躍の場が提供できず活動数が増えない。
・人的資源の不足。

5 法人後見について

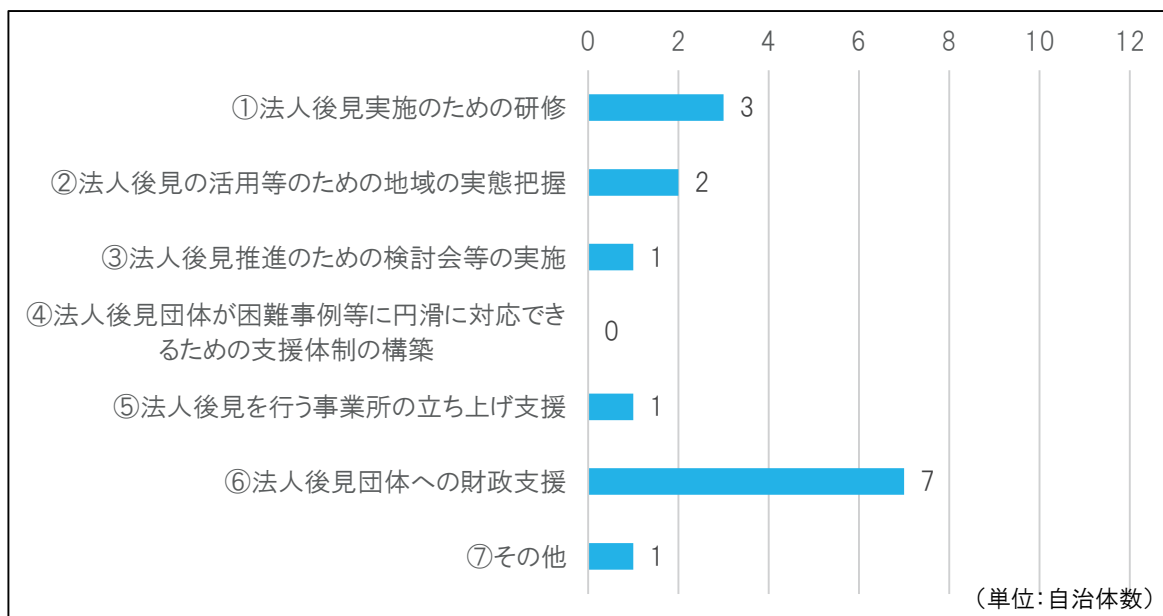
④ 成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

➤ 「令和5年度に実施している(実施予定含む)」が12自治体となっている。



④ 実施内容(※上記④で「令和5年度に実施している(実施予定含む)」と回答した12自治体が対象、複数回答)

➤ 「法人後見団体への財政支援」が7自治体と一番多く、次いで「法人後見実施のための研修」が3自治体、「法人後見の活用等のための地域の実態把握」が2自治体と続く。



<その他の内容>

・講演会または研修会等の実施

④③ 法人後見推進に関する課題

・担い手の法人が増えていくことが望ましいが、利益相反、運営の財源・人材などが課題と考えられる。
・法人に対する財政面、運営面でのバックアップが今後も必要。
・法人後見団体が対応している困難事例等をサポートする体制が整備されていない。
・現在、市内で法人後見を実施している団体が市社協以外にもあるものの、活動実態が十分把握できておらず、ケース対応においても連携を取ることが難しい団体がある。市社協においても、受任については限りがあると「他に適切な後見人等が得られない者」のみを対象とする実施要綱となっていることから、専門職団体よりも明らかに市社協の法人後見が適当と思われる場合でも、専門職団体へ相談し、断られてからでないことと受任を検討してもらいたい状況となっている。
・法人後見業務を担う職員が日常生活自立支援事業の職員と兼務しており、受任できる人数に限りがある。
・当市では法人後見の推進についてのノウハウがない。
・市内で後見人等を受任している士業が不足しており、サービスの資源も限られているため、法人後見を実施するための機関や人材自体が不足している。
・法人後見支援事業の委託先からの働きかけだけでは、法人の理解が得られづらい。
・市長申立等の場合、行政と実施団体との連動した受任体制づくり
・令和5年度実施のための協議を行い、流れを確認しました。
・法人内での他の事業の関係から受任件数が少ない。(事前に相談しても新規受任に消極的である)
・人員(専門職)がない、財源がないことを理由に、法人後見への取り組みに消極的。
・法人後見の受任対象要件(要件が限定的)に該当するケースがない
・市内に法人後見を受任可能としている法人が少なく、また、法人後見を受任している法人についても、受任可能な人数が極めて少ない状況にあるため、法人後見を支援する体制整備が課題となっている。
・法人後見を実施するための人材の確保。
・町としては市民後見人を法人後見支援員として活用してもらいたい、町社協では人員・財源確保が難しく実現に至らない。
・実施できる人材が少ない。
・村としては、市民後見推進よりも法人後見を推進していきたいが、受託できる法人が少ない。
・人的資源の不足。

IV
社協における法人後見事業に関する
実態調査の結果

社協における法人後見事業に関する実態調査の結果

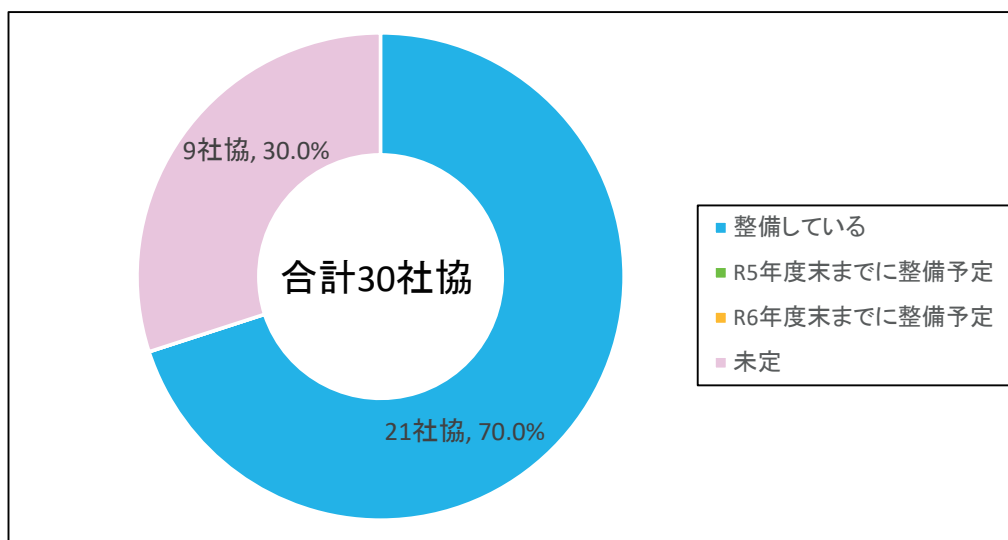
【調査概要】

目的	新潟県内の社会福祉協議会における法人後見事業への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和5年6月9日から6月30日
調査時点	令和5年5月1日
調査方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

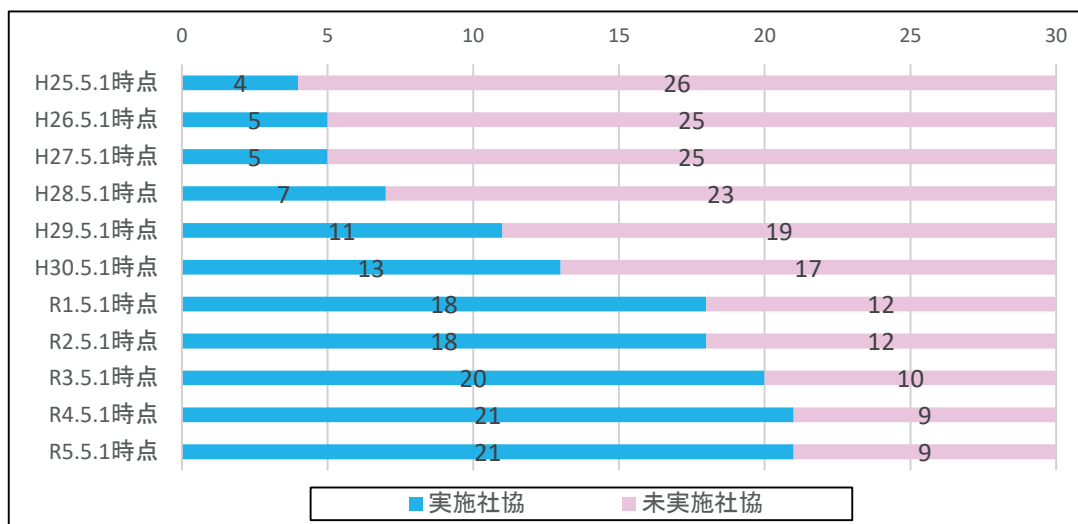
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

1 法人後見事業の体制整備状況

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している社協は21カ所(70.0%、前年比増減なし)ある一方、「未定」と回答した社協は9社協(30.0%)。

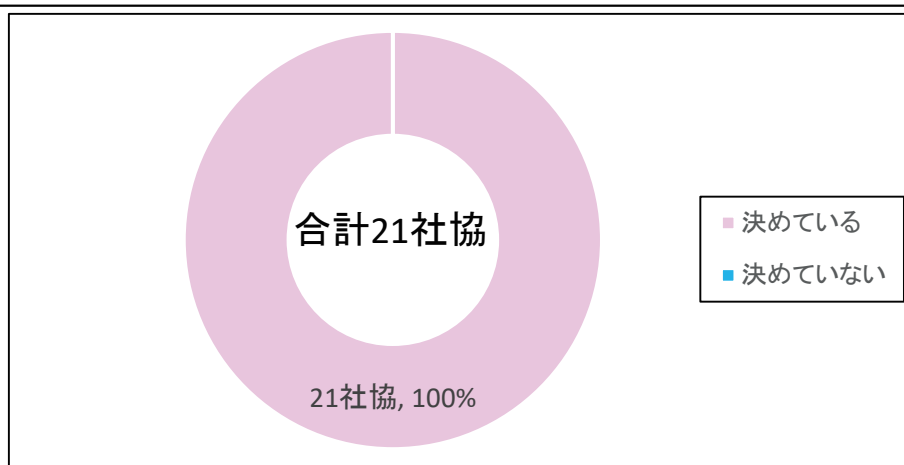


《法人後見事業実施社協数の推移》



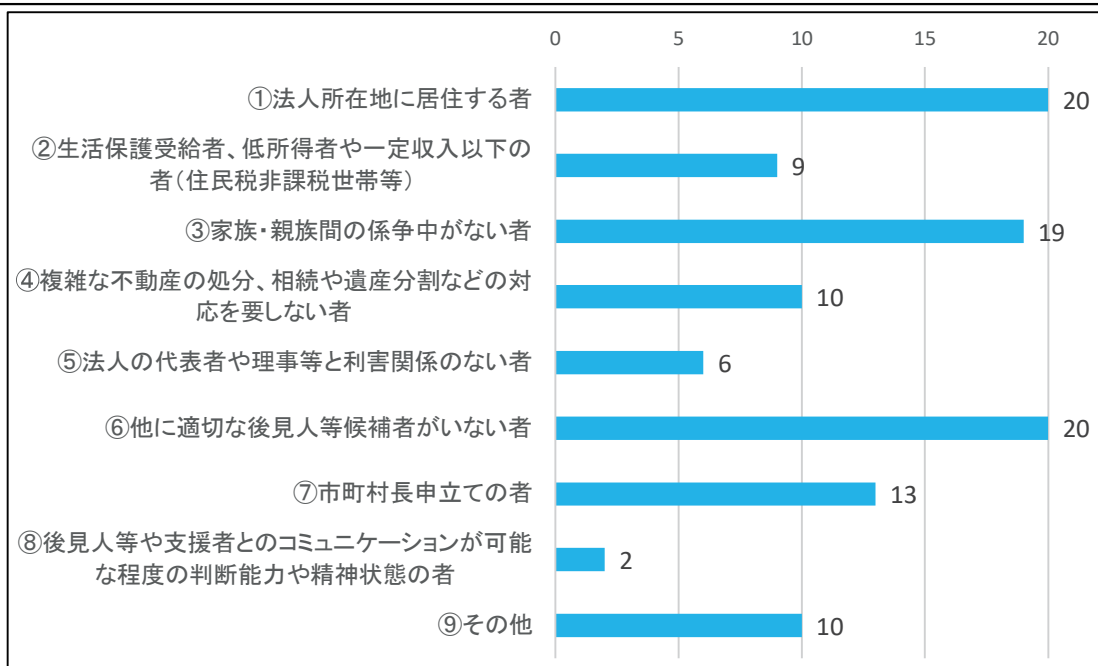
2 法人後見受任要件の設定

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協の全てにおいて、法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」。



3 法人後見受任要件の内容(複数回答)

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において設定している受任要件として、「①法人所在地に居住する者」、「⑥他に適切な後見人等候補者がいない者」がそれぞれ20社協と最も多く、次いで「③家族・親族間の係争中がない者」が19社協、「⑦市町村長申立ての者」が13社協と続いている。

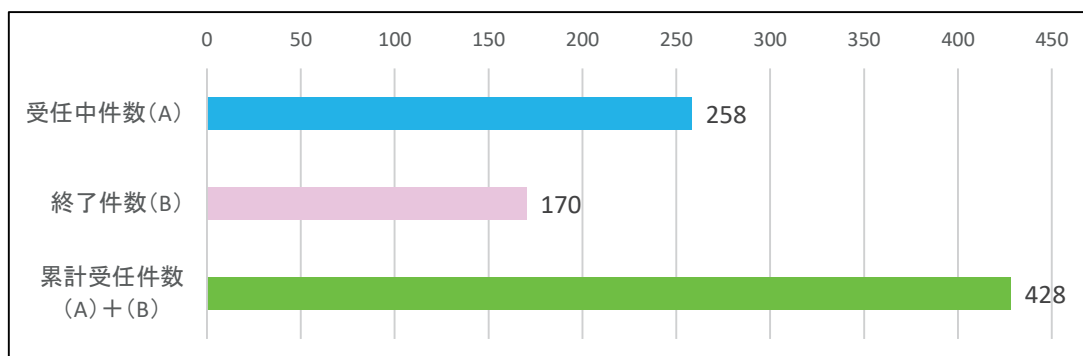


<その他の内容>

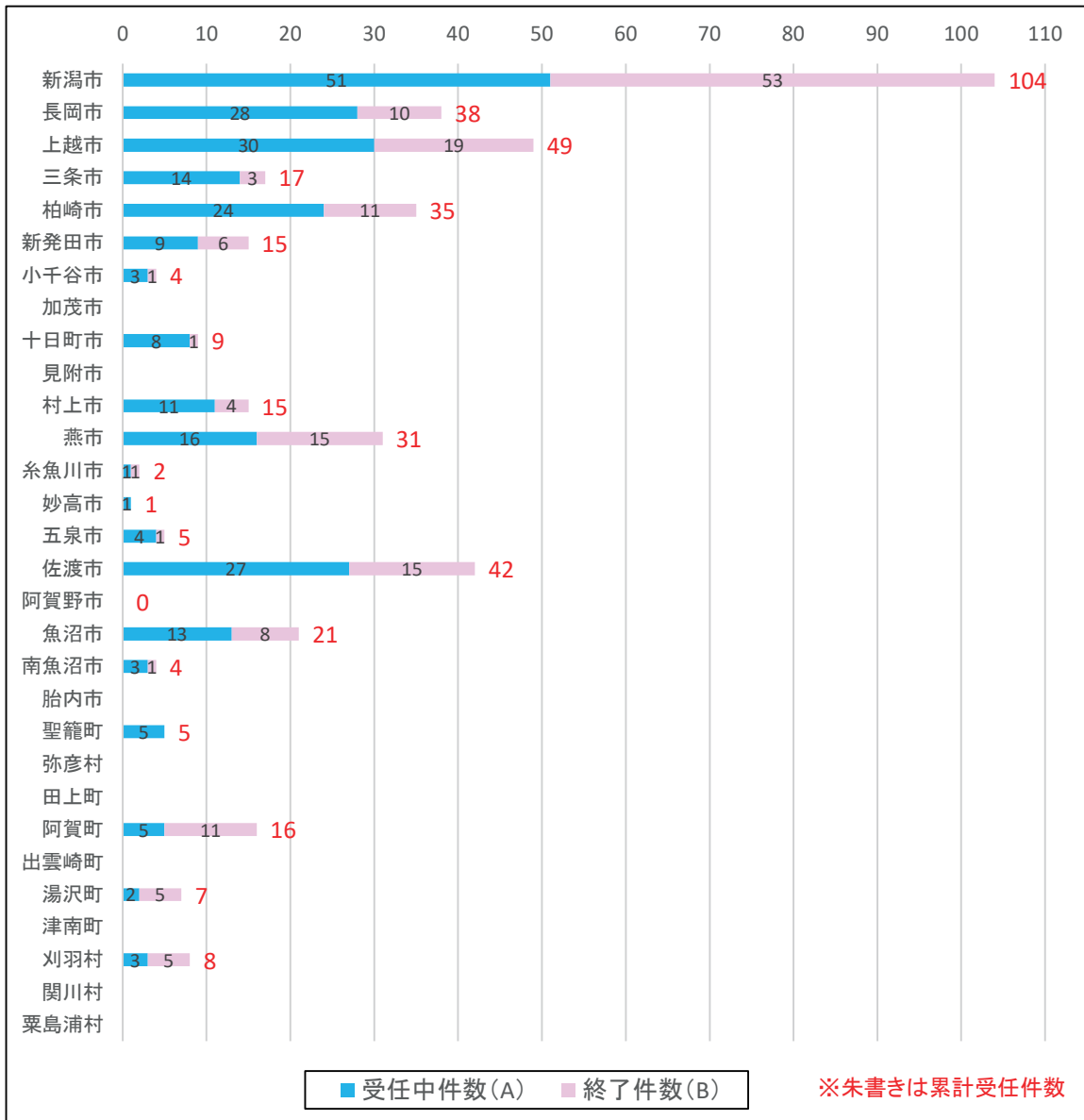
- ・その他本会が必要と認める者、流動資産が概ね1千万円未満の者
- ・家裁からの受任依頼によるものまたは日常生活自立支援事業利用により継続的な支援の必要があるもの
- ・法人後見業務による支援が必要と本会が認める者
- ・経済的理由、虐待等、権利侵害を受けている方を優先
- ・日自利用者で③または⑦にあたる方 若年で長期にわたる安定的な支援を要する者
- ・日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した者
- ・高額な財産を所有していないこと
- ・日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した者のうち、⑦に該当する者。原則として高額な財産を所有せずに、他に適切な後見人等が得られない者
- ・社会福祉協議会及び運営委員会が特に必要と認める場合
- ・本会会長が特に必要であると認められる方

4 法人後見事業における受任状況

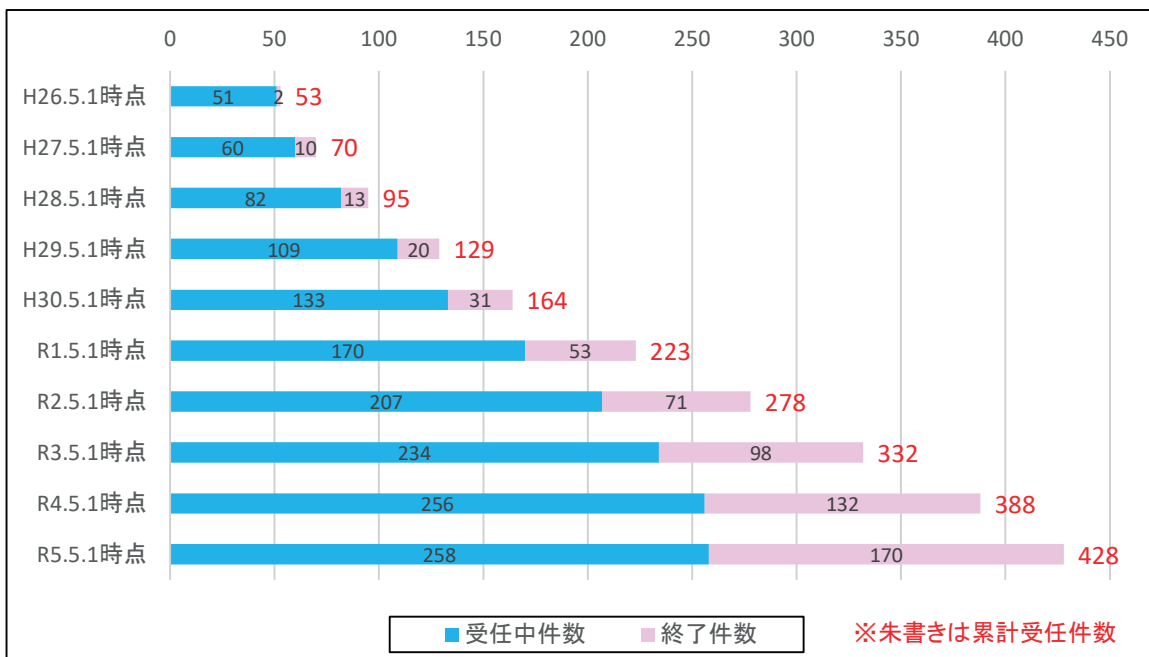
➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、これまでに428件受任(前年比40件増)している。そのうち、既に終了しているものが170件(前年比38件増)あり、現時点での受任件数は258件(前年比2件増)となっている。



《社協別累計受任件数》



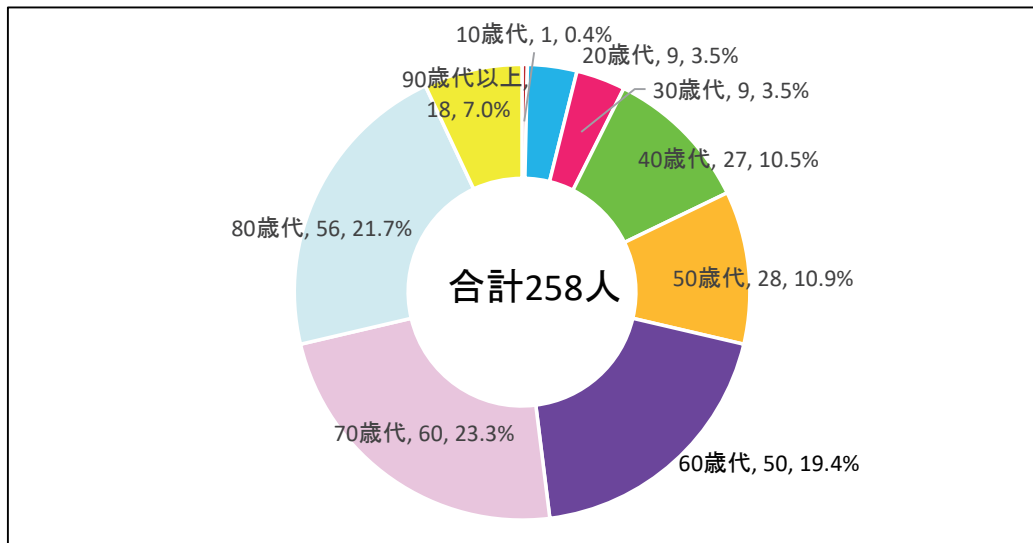
《調査時点別累計受任件数》



5 受任中のケース概要

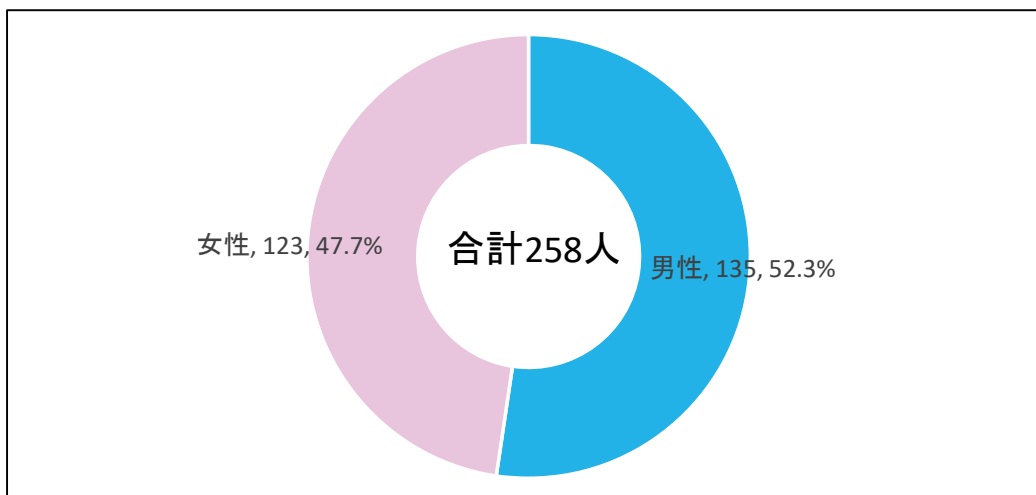
(1)年代

➤ 「70歳代」が60人(23.3%)と最も多く、次いで「80歳代」が56人(21.7%)、「60歳代」が50人(19.4%)と続いている。



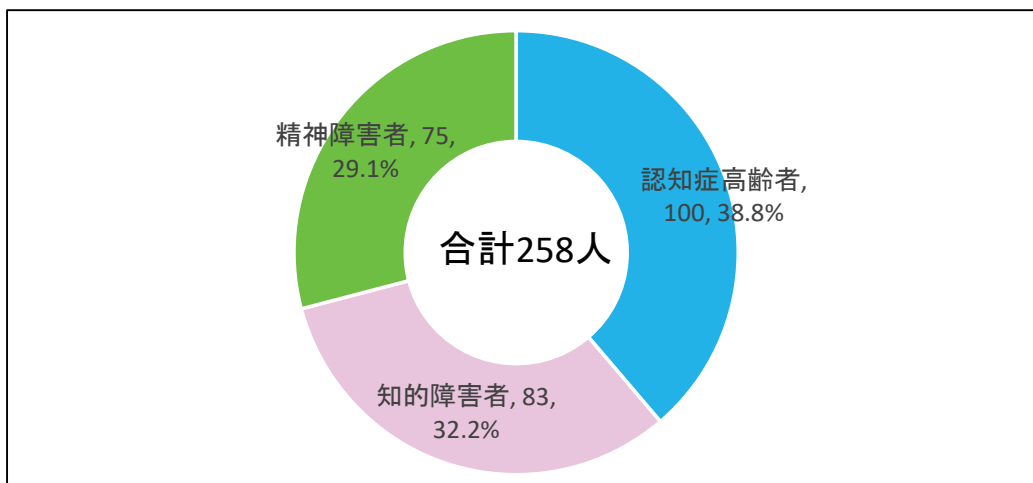
(2)性別

➤ 「男性」が135人(52.3%)、「女性」が123人(47.7%)となっている。



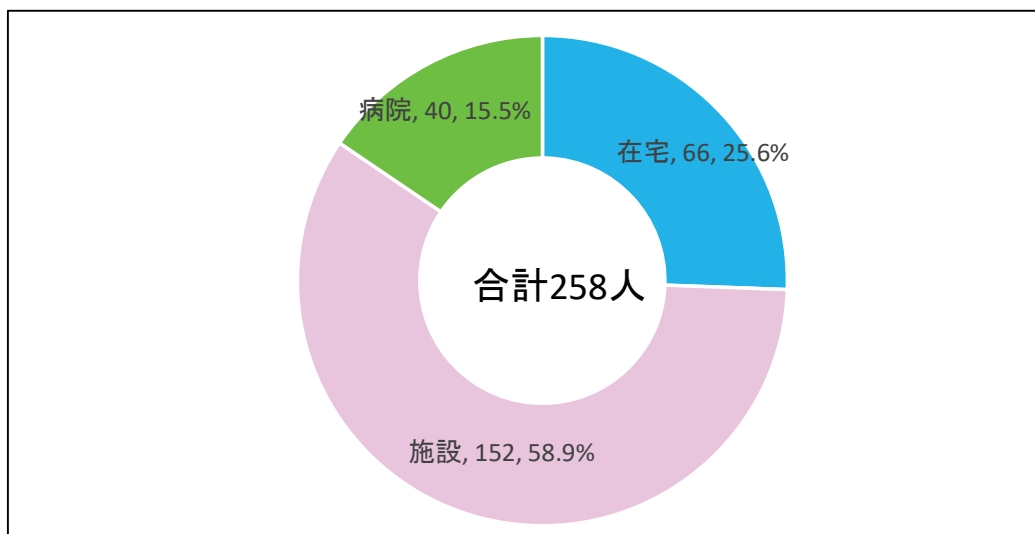
(3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が100人(38.8%)と最も多く、次いで「知的障害者」83人(32.2%)、「精神障害者」75人(29.1%)となっている。



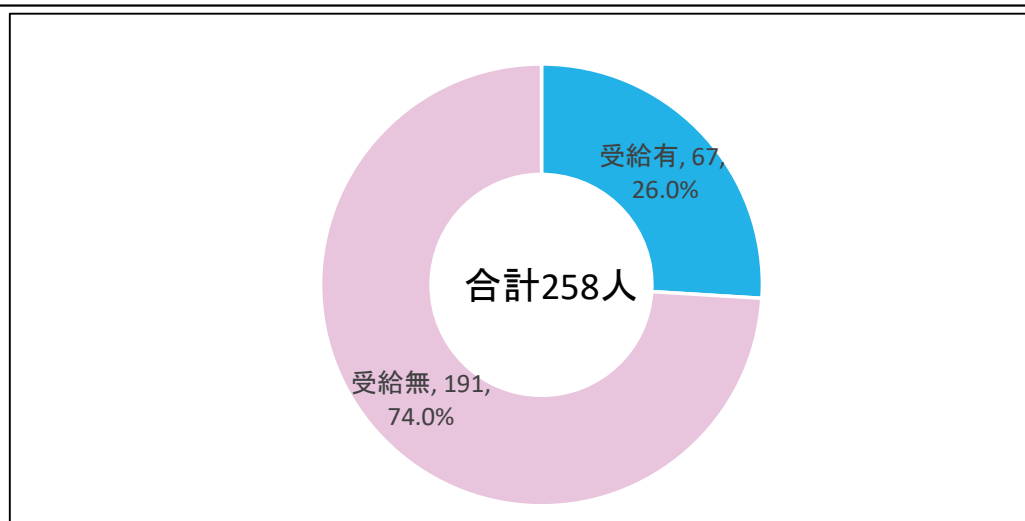
(4) 居所

➤ 「施設」が152人(58.9%)と最も多く、次いで「在宅」66人(25.6%)、「病院」40人(15.5%)となっている。



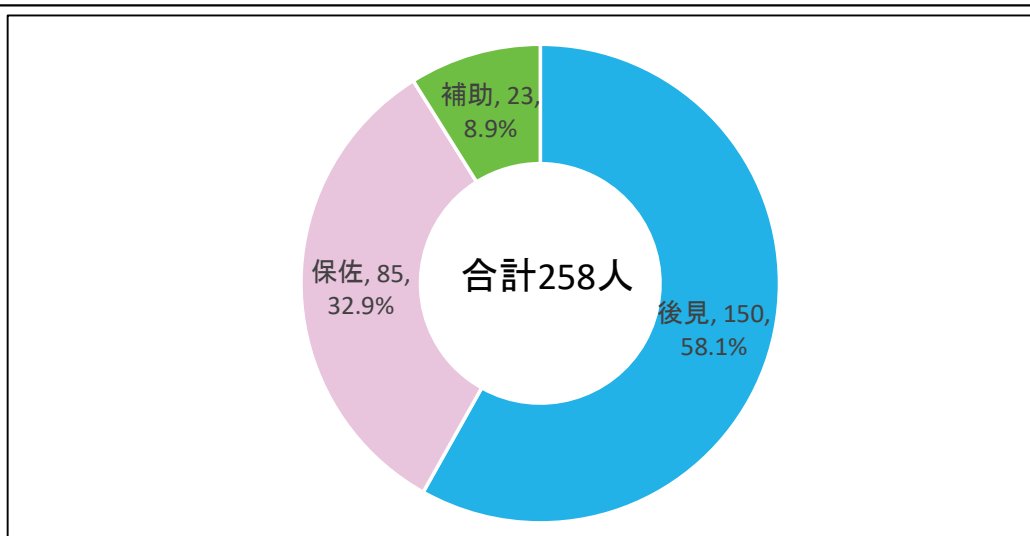
(5) 生活保護受給有無

➤ 生活保護の「受給有」が67人(26.0%)、「受給無」が191人(74.0%)となっている。



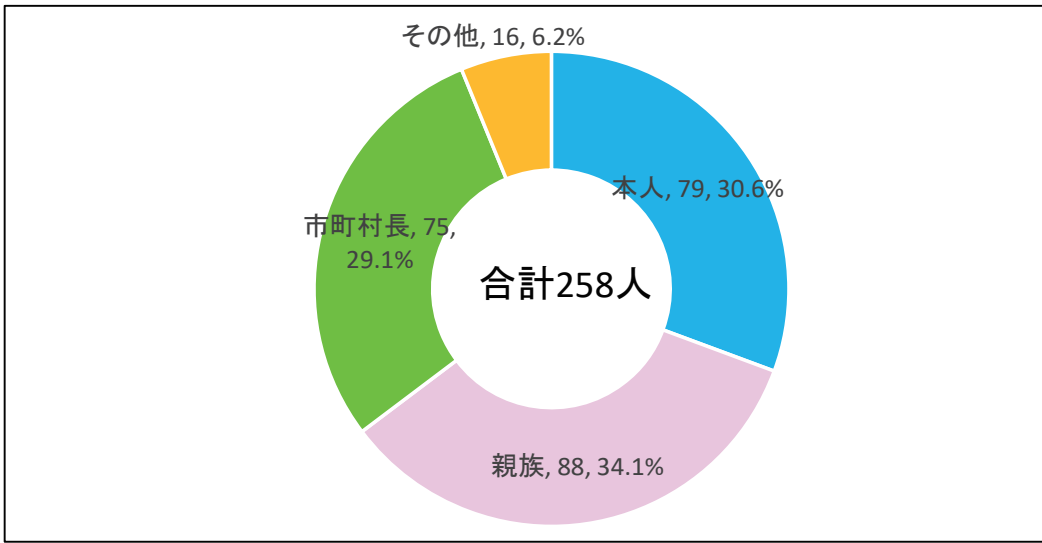
(6) 後見等類型

➤ 「後見」が150人(58.1%)と最も多く、次いで「保佐」85人(32.9%)、「補助」23人(8.9%)となっている。



(7) 申立人

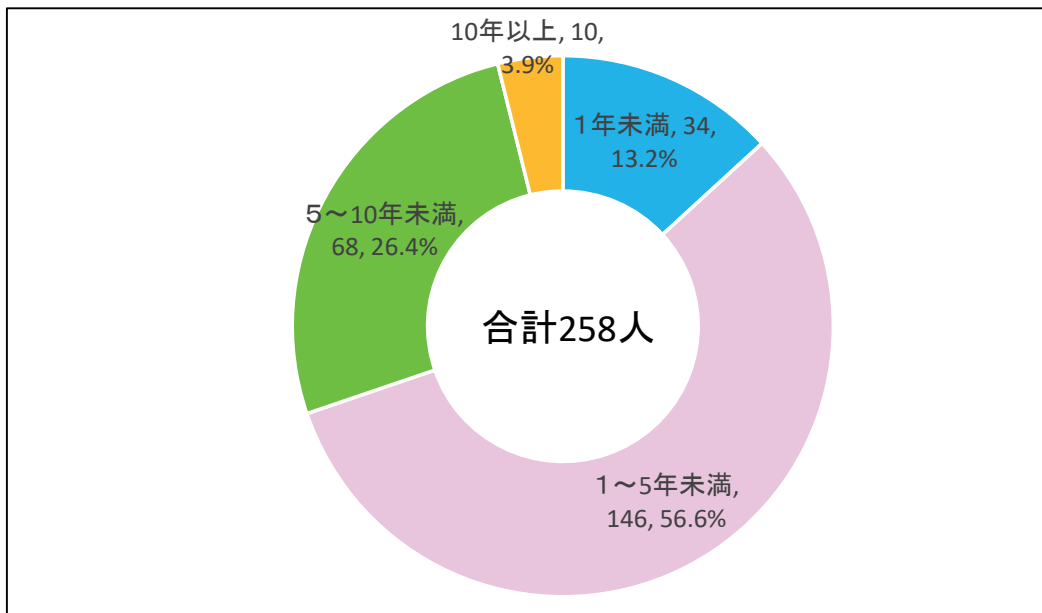
➢ 「親族」が88人(34.1%)と最も多く、次いで「本人」79人(30.6%)、「市町村長」75人(29.1%)、「その他」16人(6.2%)の順となっている。



＜その他の内容＞
・交替 ・前後見人 ・不明 ・本人＋代理弁護士 ・専門職からのスライド等
・未成年後見人

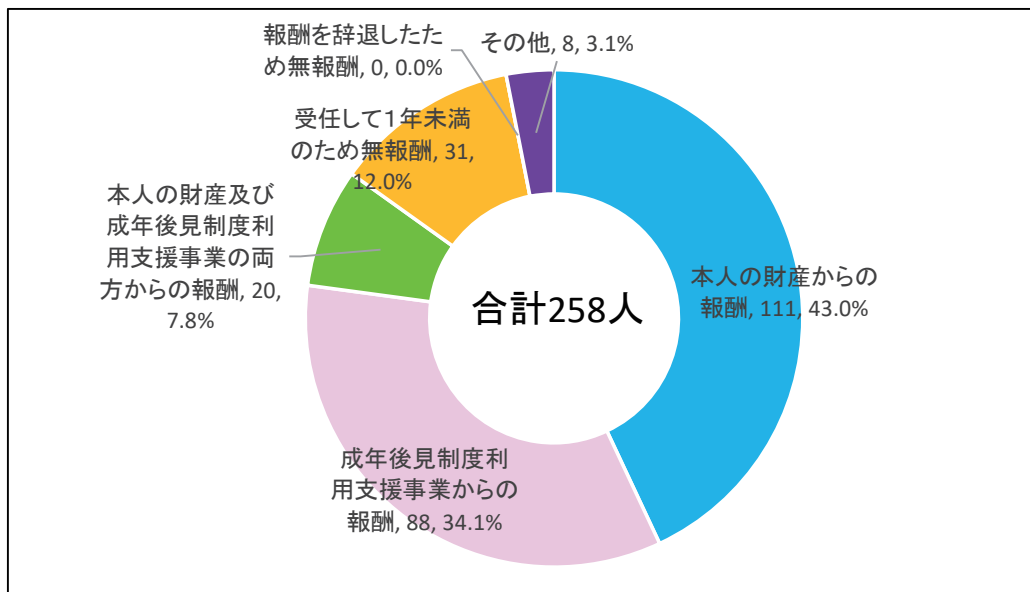
(8) 受任期間

➢ 「1～5年未満」が146人(56.6%)と最も多く、次いで「5～10年未満」68人(26.4%)、「1年未満」34人(13.2%)、「10年以上」10人(3.9%)の順となっている。



(9)報酬状況

➢ 「本人の財産からの報酬」が111人(43.0%)と最も多く、次いで「成年後見制度利用支援事業からの報酬」88人(34.1%)、「受任して1年未満のため無報酬」31人(12.0%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」20人(7.8%)、「その他」8人(3.1%)の順となっている。

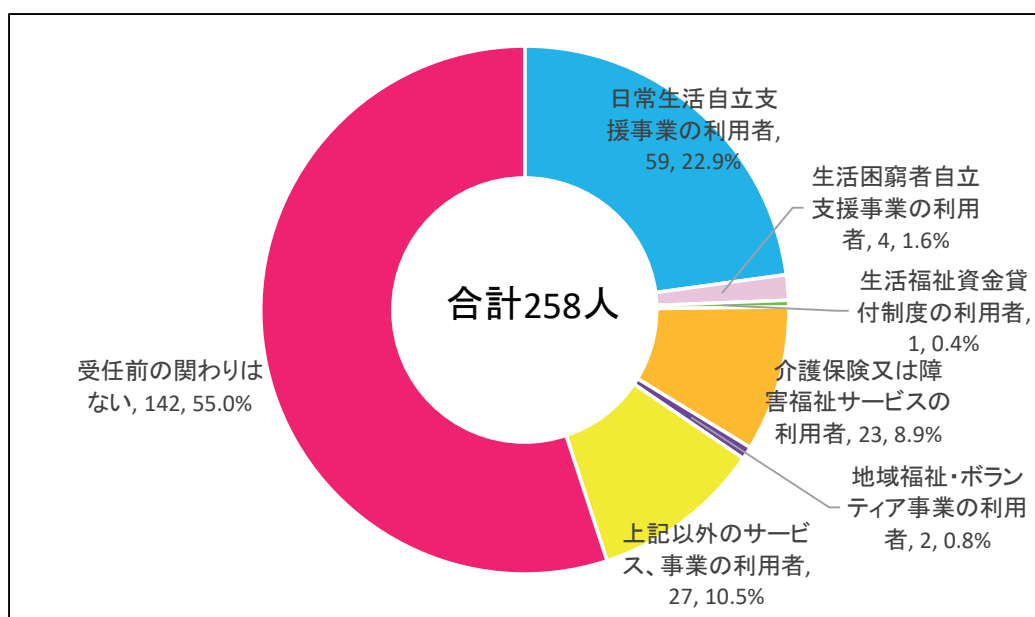


<その他の内容>

・市委託事業のため、報酬は求めている

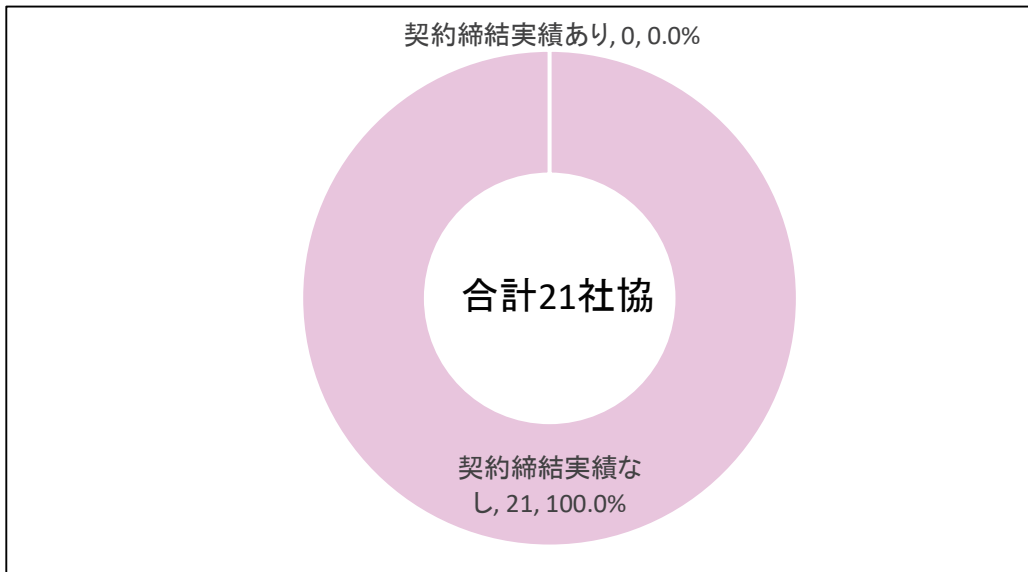
(10)受任前の社協としての関与状況

➢ 「受任前の関わりはない」が142人(55.0%)と最も多く、次いで「日常生活自立支援事業の利用者」59人(22.9%)、「上記以外のサービス・事業の利用者」27人(10.5%)、「介護保険又は障害福祉サービス利用者」23人(8.9%)の順となっている。



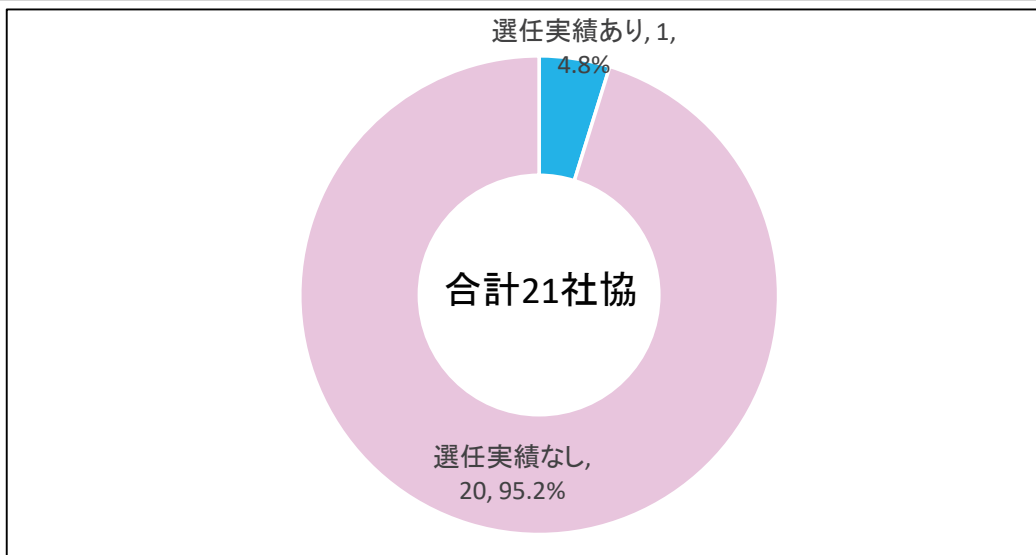
6 任意後見契約について

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協の全てにおいて、これまでに任意後見契約を締結した実績はない。

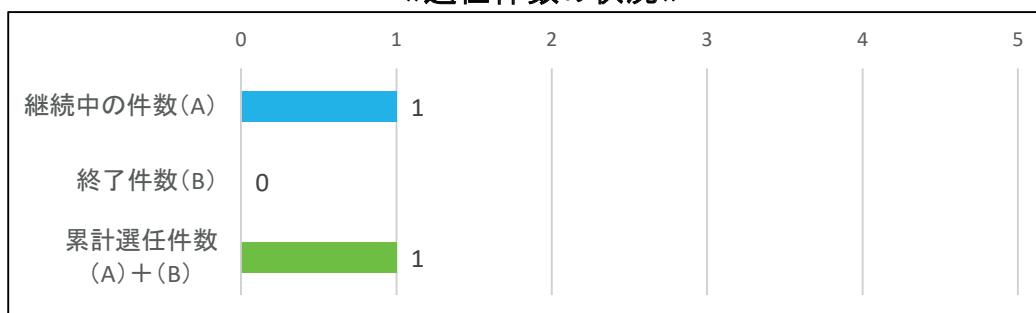


7 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協のうち、これまでに成年後見監督人等として選任されたことのある社協は1社協。選任件数は1件(継続中事件)。

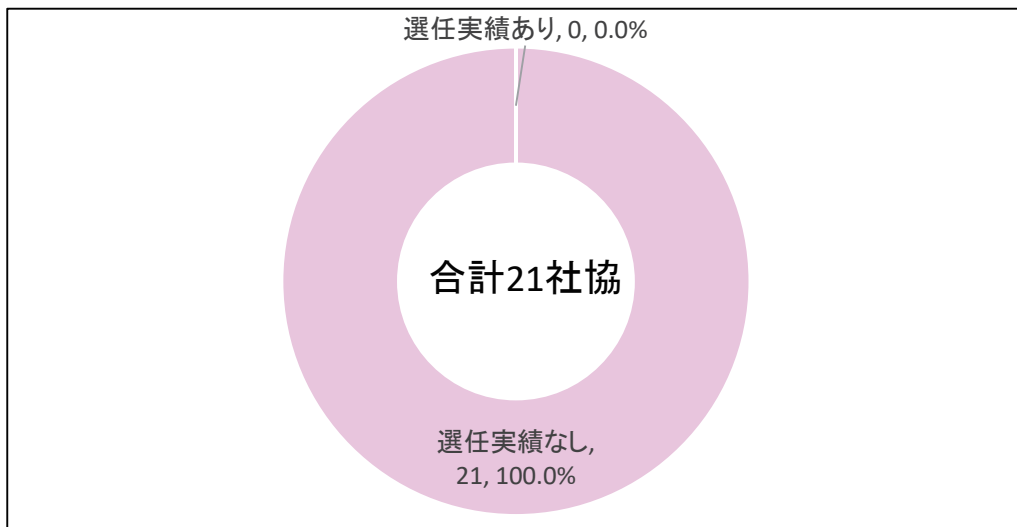


《選任件数の状況》



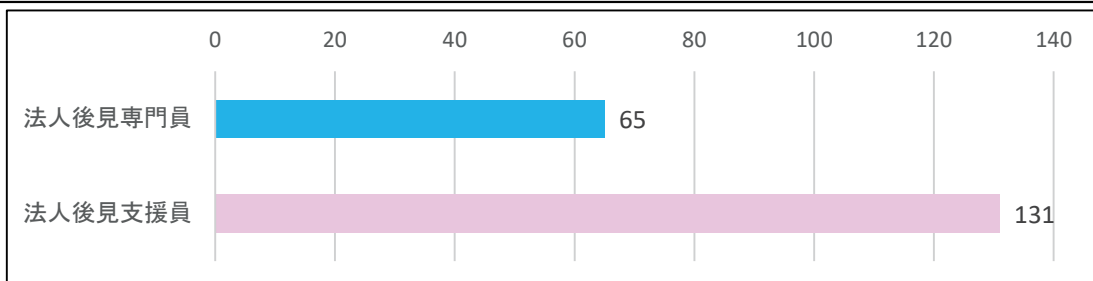
8 未成年後見人について

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協の全てにおいて、これまでに未成年後見人として選任された実績はない。

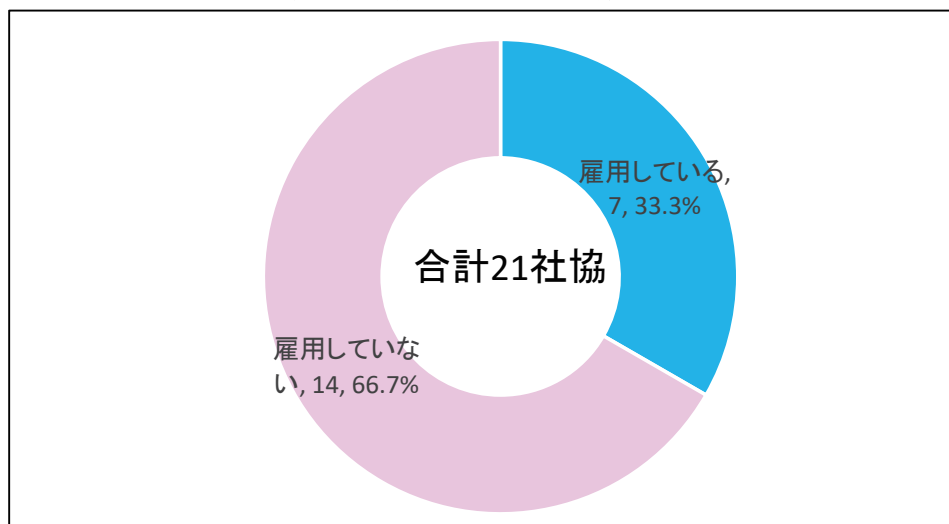


9 法人後見事業の職員体制

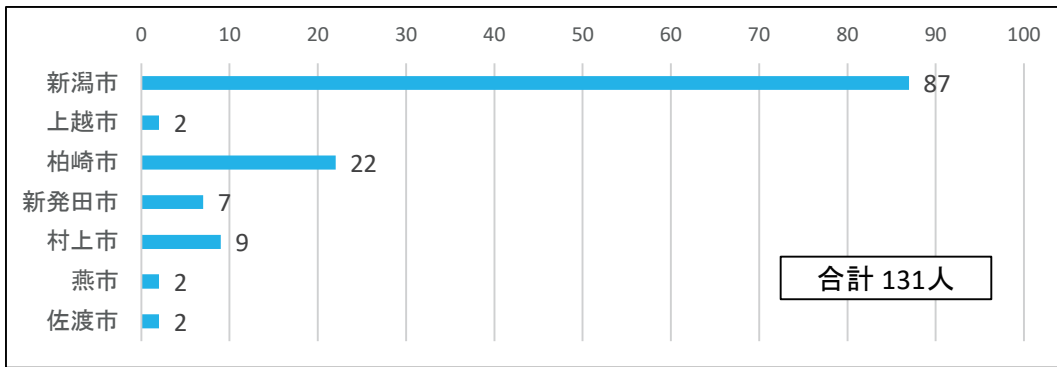
- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、法人後見専門員は合計65名、法人後見支援員は合計131名。
なお、法人後見支援員を雇用している社協は7社協。



《法人後見支援員の雇用社協数》

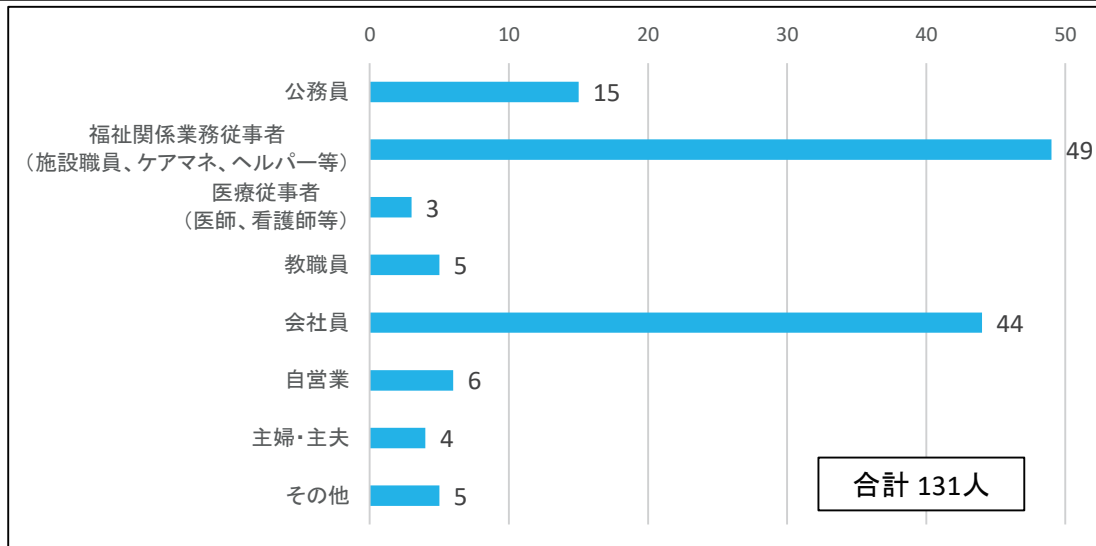


《社協別法人後見支援員数》



10 法人後見支援員の経歴

➤ 法人後見支援員131人の前職業(現在働いている方においては現職業)は、「福祉関係業務従事者(施設職員、ケアマネ、ヘルパー等)」が49人で最も多く、次いで「会社員」44人、「公務員」15人、「自営業」6人の順となっている。

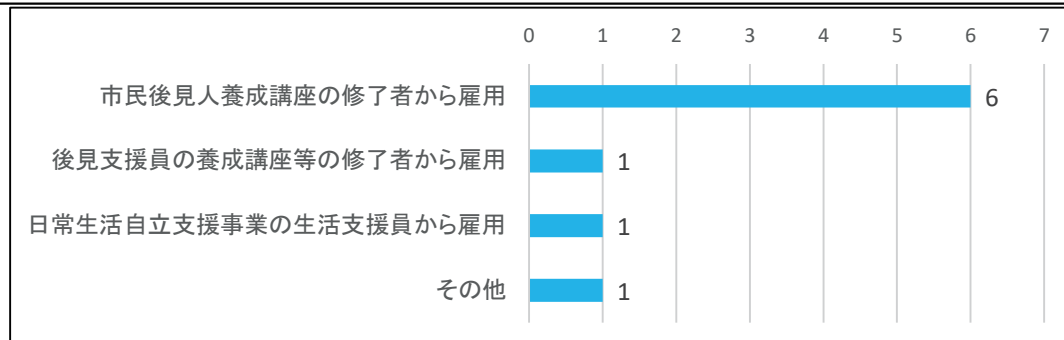


＜その他の内容＞

・保護司 ・銀行員 ・民生委員児童委員 ・神職

11 法人後見支援員の養成方法(複数回答)

➤ 法人後見支援員を雇用している7社協において、「市民後見人養成講座の修了者から雇用」が6社協と最も多く、「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」、「日常生活自立支援事業の生活支援員から雇用」、「その他」がそれぞれ1社協となっている。

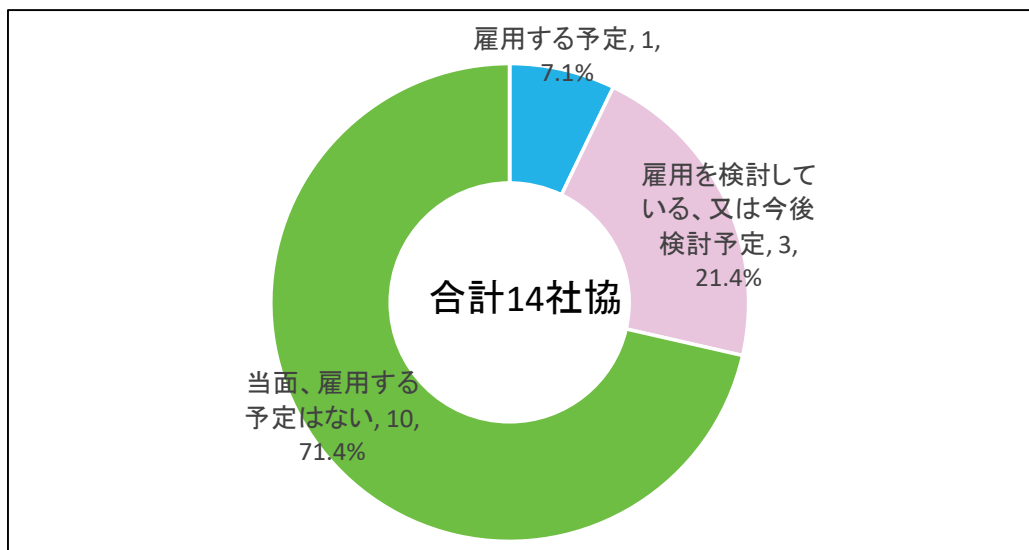


＜その他の内容＞

・個別に声かけ

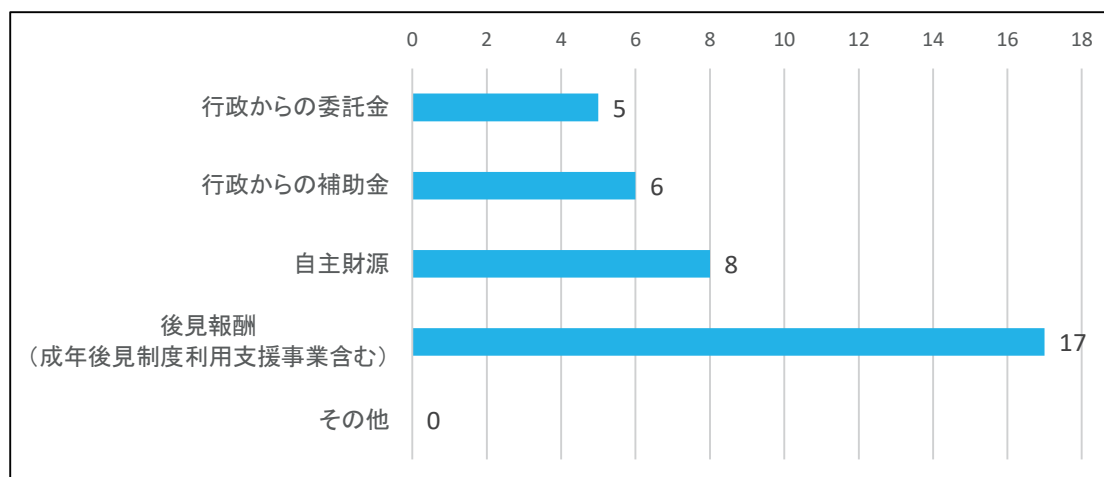
12 法人後見支援員雇用に関する意向

➤ 法人後見支援員を雇用していない14社協における今後の雇用の意向として、「雇用する予定」が1社協、「雇用を検討している、又は今後検討予定」が3社協、「当面、雇用する予定はない」が10社協となっている。



13 法人後見事業の財源（複数回答）

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、活動財源として「後見報酬（成年後見制度利用支援事業含む）」が17社協と最も多く、次いで「自主財源」8社協、「行政からの補助金」6社協、「行政からの委託金」5社協となっている。



14 法人後見事業推進上の課題等

法人後見事業の実施体制を整備している21社協における法人後見事業推進上の課題は下記のとおり。

(1) 市民後見人・法人後見支援員の育成、活躍支援に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 後見支援員として経験を積んだ者が市民後見人として個人受任する人材に成り得ると考えている。現実的且つ実現性のある方策としてルー方式(法人後見により受任した事件を市民後見人(後見支援員)に引継ぎ、従前の後見人は監督人に就任)を検討しているが、整理或いは解決を要する課題が多い。また、社協内部の合意、中核機関としての行政及び家裁との協議、各資格者団体の理解が必要。 ➢ 法人後見支援員から市民後見人への移行や、市民後見団体の設立など話題に出たことはあるが、実現には至っていない。 ➢ 独立に向けた動きをしていく中で、財産管理をどのようなルールとして支援員に伝えていくか。 ➢ スポット後見の話が少しずつ専門家の中で出ている中で、今後ルー方式や市民後見の活用についてどう考えていくか。 ➢ 法人後見の受任依頼が増えているため、担い手(法人後見支援員)の育成が必要。
(2) 法人後見事業の受任ケース、事業運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受任後に法的課題に直面するケースがあり、その都度顧問弁護士等に相談しながら進めている。対応にかなり苦慮している。 ➢ 法人後見における適正な受任者数 ➢ 頼れる親族がなく、将来や死後が不安という相談が増えているため、任意後見受任に向けた要綱改正に取り組む。 ➢ 資産や所得が少ないケースの受任が多数となる中、後見報酬を得るために成年後見制度利用支援事業を利用する必要がある中、当事業の対象要件があることから基準ライン上にいる方は対象とならない場合も想定される。特に市長申立ケースに関してはそのあたりについても事前に行政と確認をした上で、事業利用により被後見人の資産が圧迫されることのないようにしていく必要があると考える。 ➢ 近年は、地域包括支援センターから施設入所等の身上保護の部分で後見制度が必要となり当会へ相談されるケースが続いた。事前に、対象者について情報提供を受け、法人後見事業担当職員も迅速に制度に移行できるよう関係機関と動いている。しかしながら、法人後見事業担当職員は全員兼務であるため、受任できる件数も限りがある。 ➢ 地域に福祉サービス事業所が少なく、在宅生活の方を担当する場合、利益相反関係が課題となる。
(3) 関係機関との連携に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当市は中核機関を立ち上げ制度利用促進に取り組んでいる。ニーズの把握と動向調査に基づいた活動がはじまっているので継続して参画していきたい。 ➢ 中核機関との連携。 ➢ 現在、町成年後見センター(町地域包括支援センター)と定期的に情報共有を行い、日常生活自立支援事業利用者のケースもあわせて相談等の場ができています。 現状では受任(審議)の件数も減少しており町全体のニーズ把握が必要である。一方、町は市民後見人養成講座を開催し「NPO法人こうけん新潟」に委託し後見支援員を養成する。制度の必要な人の掘り起こしをすすめるだけでなく、同時に受け皿となる受任体制を進めなければならない。社協においても「法人後見支援員」の受任を検討してきたが、地域福祉事業との兼務状況や受任件数の減少もあり、人件費等結論がすぐにだせない状況。
(4) 職員体制、財源確保に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状の人員体制ではこれ以上の受任は困難です。打開するため補助員の運用を始めましたが、その役割の明確化が進まないとともに、人材不足もあり足踏み状態です。 ➢ 専門的知識を有する人材の育成・雇用 ➢ 権利擁護担当職員雇用のための財源の確保 ➢ 異動に伴う職員の研修体制 ➢ 近年、関りが難しい方(気性の激しい方や不安定な方等)の受任が増えている。このような方への支援は業務量も多く技術も必要のため、担当職員の負担につながっているが、社協法人後見の特性上、その必要性を理解したうえで受任の可否について検討している。 後見報酬を人件費に充てる場合、一定数の受任件数を確保したいが、関りが難しい方を中心に受任件数を確保していくことは非常に困難である。 今後、社協による法人後見事業が益々重要になることは自覚しているが、後見報酬の他にも事業財源を確保していく手段を検討する必要がある。 ➢ 体制が整わず新規受任が難しい。受任しているケースでは、成年後見制度利用支援事業の該当にならず報酬面で苦慮している。 ➢ 長期間の後見等の活動を行うので、職員の人材育成が必須である。社会福祉士の基礎研修、ばあとなあ新潟の養成研修、名簿登録研修に対しての社協の金銭的支援、業務としての参加を認めてもらえるかが課題である。またその財源をどうするかを具体的に検討する必要がある。 ➢ 他の業務と兼務で実施しているため、受任する件数に限りがあること。

15 法人後見事業の実施に向けた課題及び解決に向けた取組

法人後見事業の実施体制が整備されていない9社協において、法人後見事業実施に向けた課題と、課題解決に向けて必要と感じている取組は下記のとおり。

(1)課題
➢ 人員不足をはじめとした、事業受入れ体制の整備が不十分であると感じています。
➢ 人材の育成、予算の確保、社協内部での体制整備
➢ 1人の職員が複数の業務を抱えているため、社協として法人後見事業やその他事業を推進していく立場であると感じているが、新規事業まで手が回らないため現状は難しい。
➢ 財源が厳しく、限られた職員で業務を行っているため人件費の確保が課題
➢ 中核機関設置に向けて他社協と取組中で、研修を実施しているところで、まだ法人後見の実施までは考えていないのが現状です。
➢ 法人後見事業の必要性は感じているが、立ち上げに向けての体制や準備が整っていない。
➢ 行政など関係各所と合意形成を図れていない。十分な財源を確保できる見通しが無い。
➢ 職員数が少なく担当者を配置することが難しい。また専門的な知識を持っていない者を採用した場合は、地理的な要因でスキルアップが難しい。
(2)課題解決に向けて必要と考えられる取組
➢ 研修会に参加して事業実施のために体制整備に取り組んでいきたいと思えます。
➢ 社協内での検討、市との調整。
➢ 事業所単独で推進していくにはハードルが高い。アドバイザー事業のようなものがあれば頼りたい。
➢ 行政からの業務委託による財源確保。
➢ 町における法人後見の必要性について情報収集し、検討する。
➢ 行政への働きかけや予算の確保。立ち上げる際の支援が必要。
➢ 事業必要性や財源についての協議。
➢ 当会の経営基盤が安定することが必須であると思われる。

V

NPO 法人等における法人後見事業
に関する実態調査の結果

NPO法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果

【調査概要】

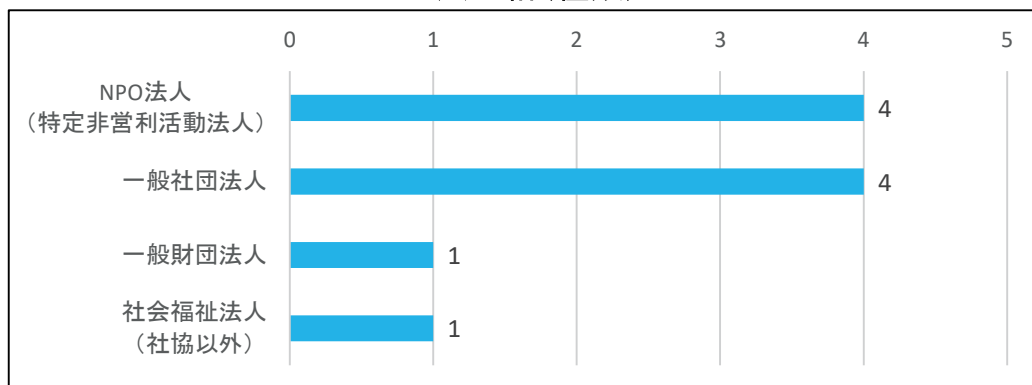
目的	社会福祉協議会以外の法人(NPO法人等)における法人後見事業への取組み状況の把握
対象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有するNPO等の法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人は除く。)
調査時期	令和5年6月9日から6月30日
調査時点	令和5年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	10
回収数	10

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

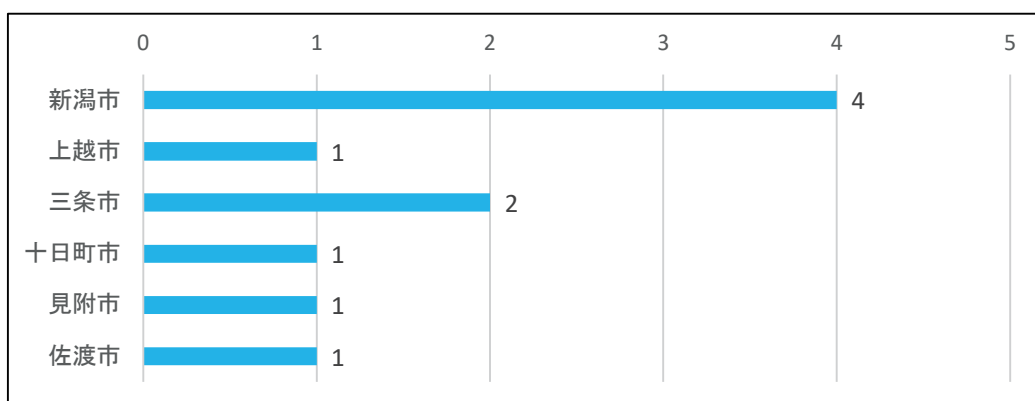
1 法人基本情報

- 法人格(種類)は、「NPO法人(特定非営利活動法人)」及び「一般社団法人」がそれぞれ4法人、「一般財団法人」及び「社会福祉法人(社協以外)」がそれぞれ1法人となっている。
- 法人事務所所在地は、「新潟市」が4法人で最も多く、次いで「三条市」が2法人、「上越市」「十日町市」「見附市」「佐渡市」がそれぞれ1法人となっている。
- 2017年にはじめてNPO法人等が法人成年後見人等名簿へ登録されて以降、2023年にはその数が10法人まで増えている。

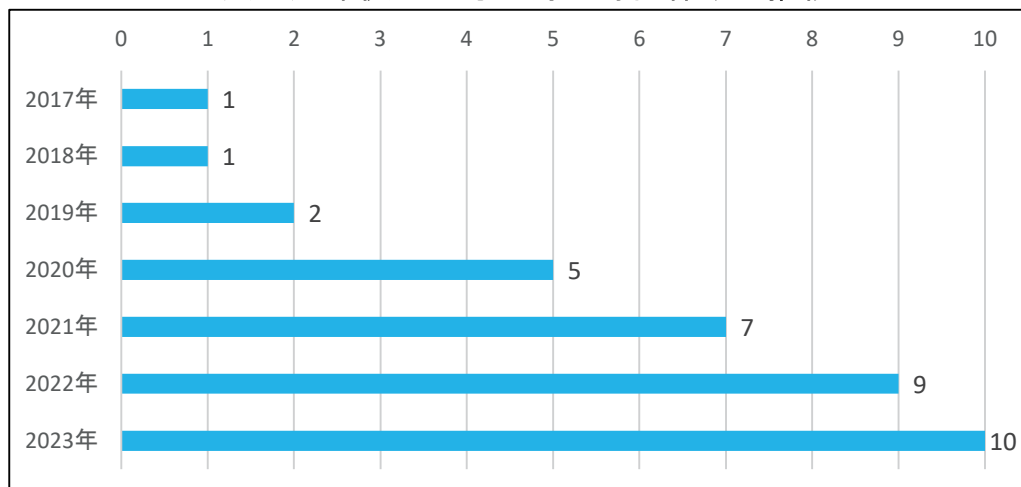
《法人格(種類)》



《法人事務所所在地》

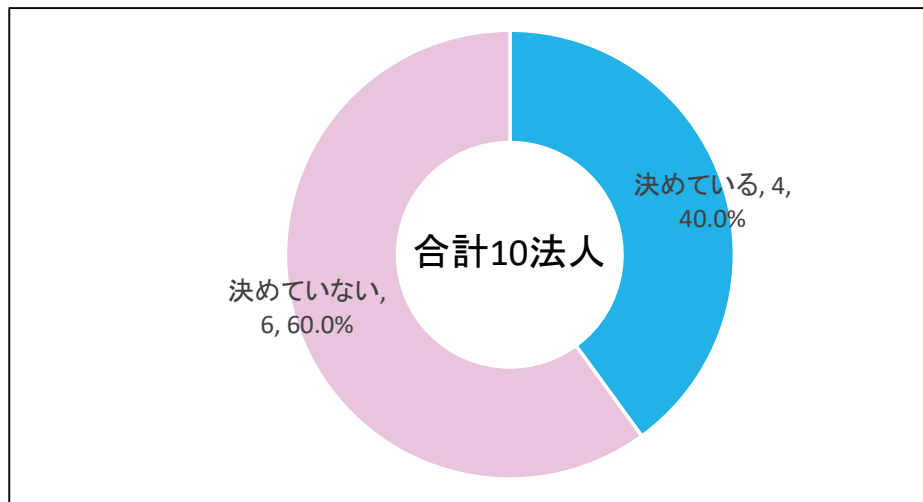


《法人成年後見人等名簿登録団体数の推移》



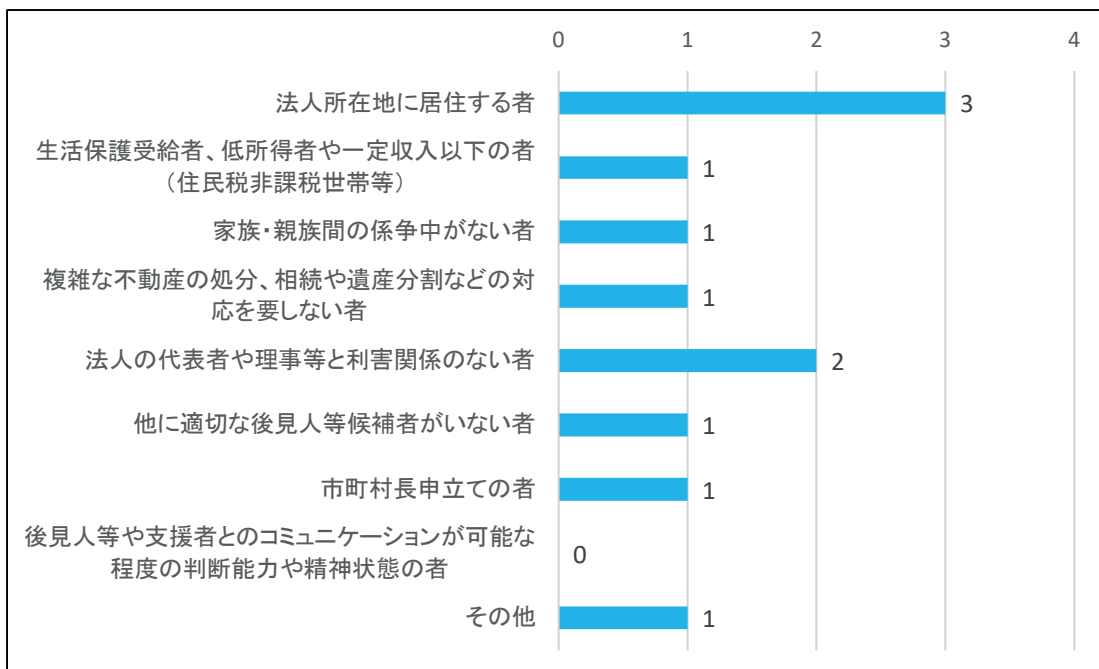
2 法人後見受任要件の設定

> 法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」法人が4法人、「決めていない」法人が6法人。



3 法人後見受任要件の内容(複数回答)

> 法人後見受任要件をあらかじめ決めている4法人において、設定している受任要件として、「法人所在地に居住する者」3法人、「法人の代表者や理事等と利害関係のない者」2法人となっている。

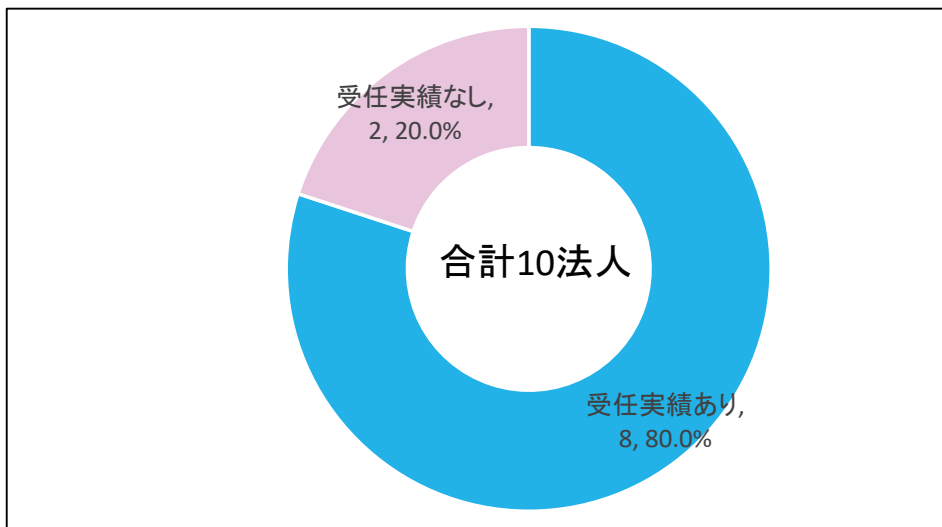


<その他の内容>

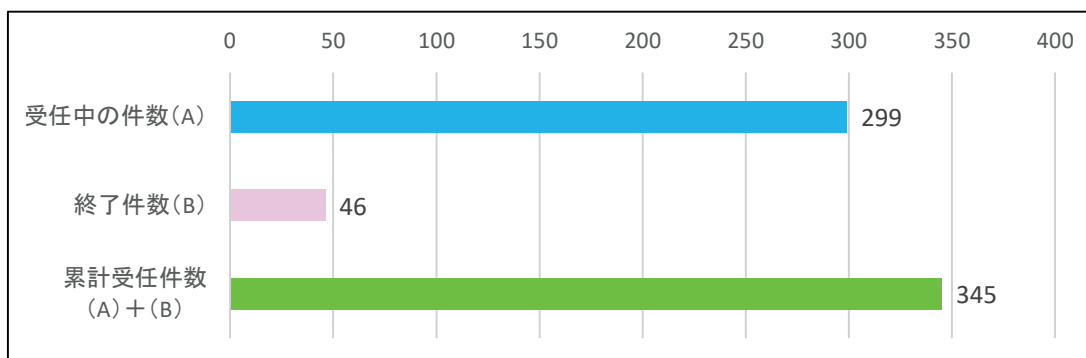
・知的・身体・精神障害者であって意思決定が困難な方

4 法人後見受任の状況

- 法人後見事業を実施している(家庭裁判所の「法人成年後見人等名簿」へ登録されている)10法人のうち、これまで1件以上の受任実績がある法人が8法人、未だ受任実績のない法人が2法人となっている。
- 受任実績のある8法人において、これまでに合計345件を受任している。そのうち、既に終了しているものが46件あり、現時点での受任件数は299件となっている。



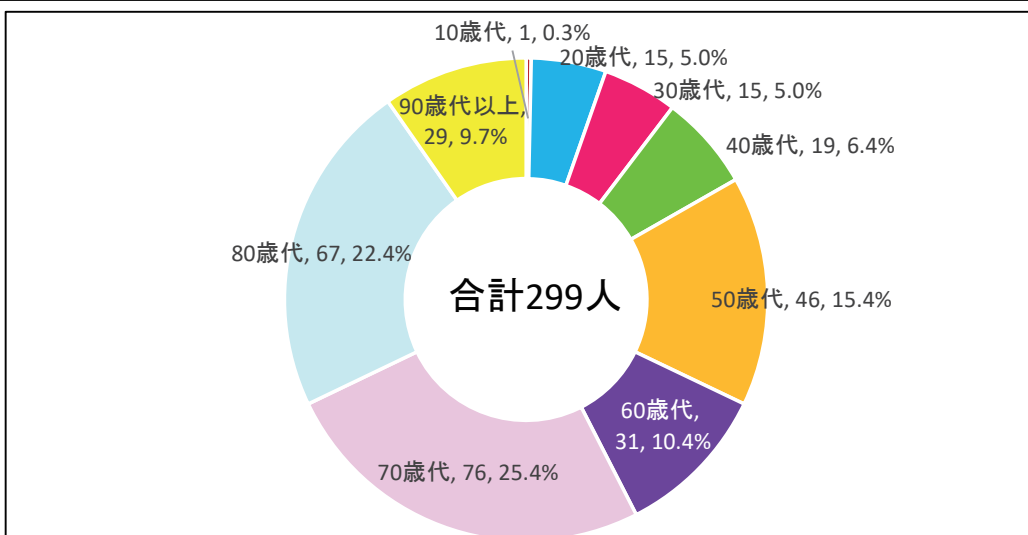
≪社協別累計受任件数≫



5 受任中のケース概要

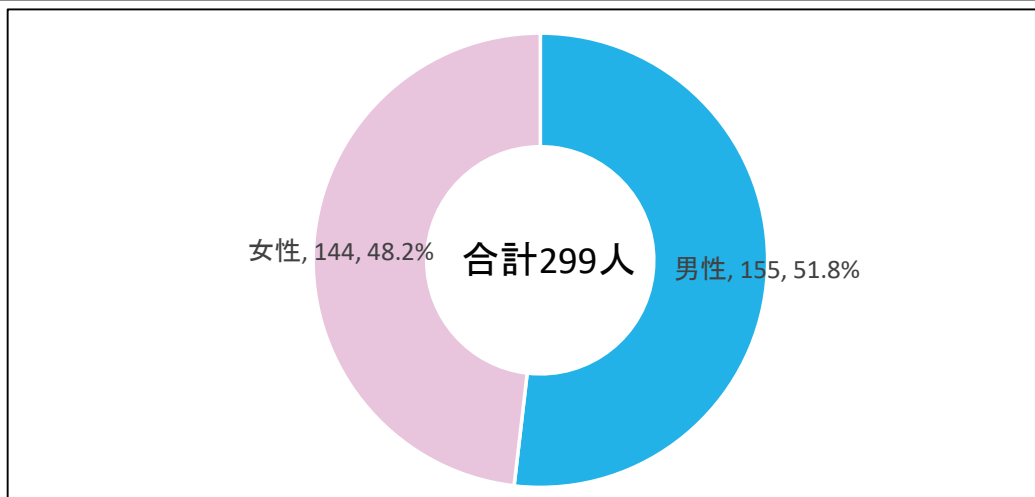
(1)年代

- 「70歳代」が76人(25.4%)と最も多く、次いで「80歳代」が67人(22.4%)、「50歳代」が46人(15.4%)と続いている。



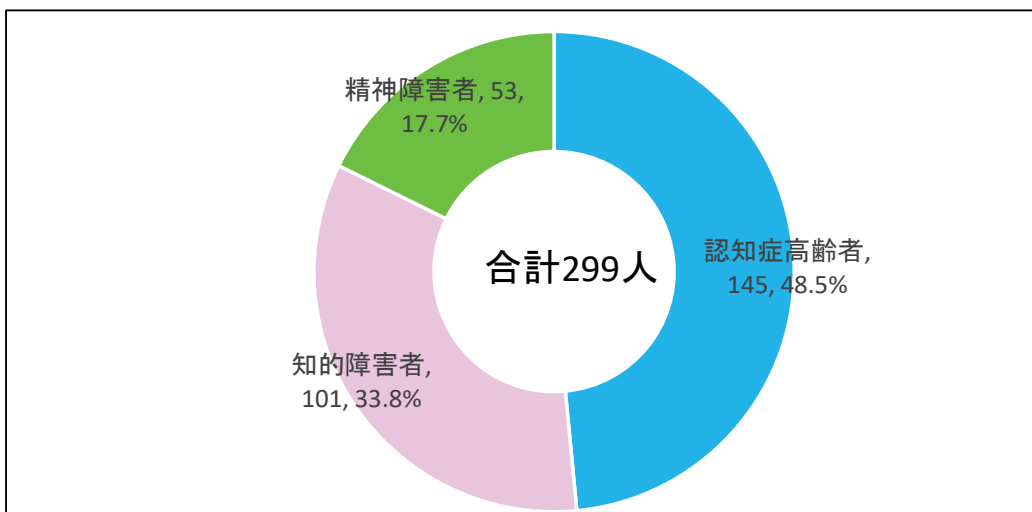
(2)性別

➤ 「男性」が155人(51.8%)、「女性」が144人(48.2%)となっている。



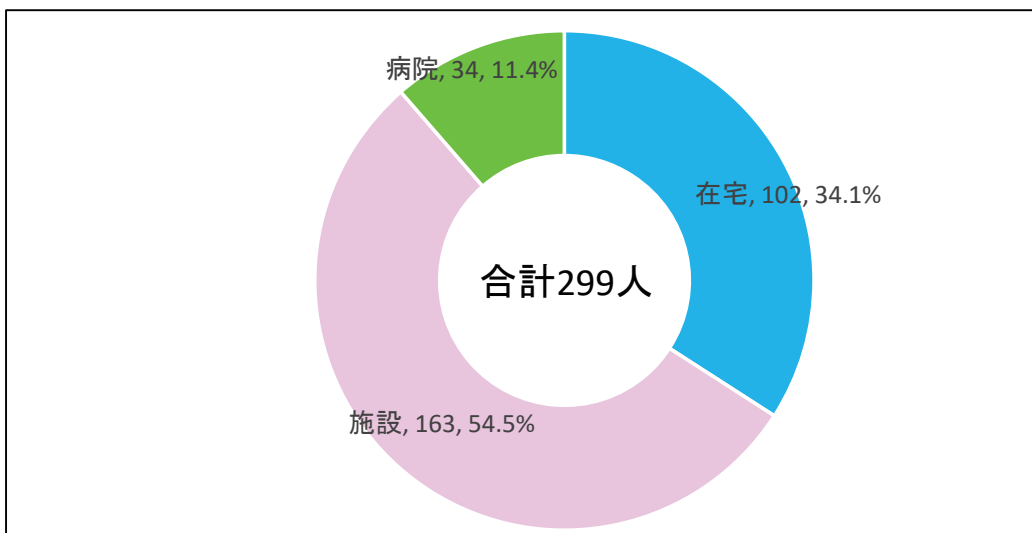
(3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が145人(48.5%)と最も多く、次いで「知的障害者」101人(33.8%)、「精神障害者」53人(17.7%)となっている。



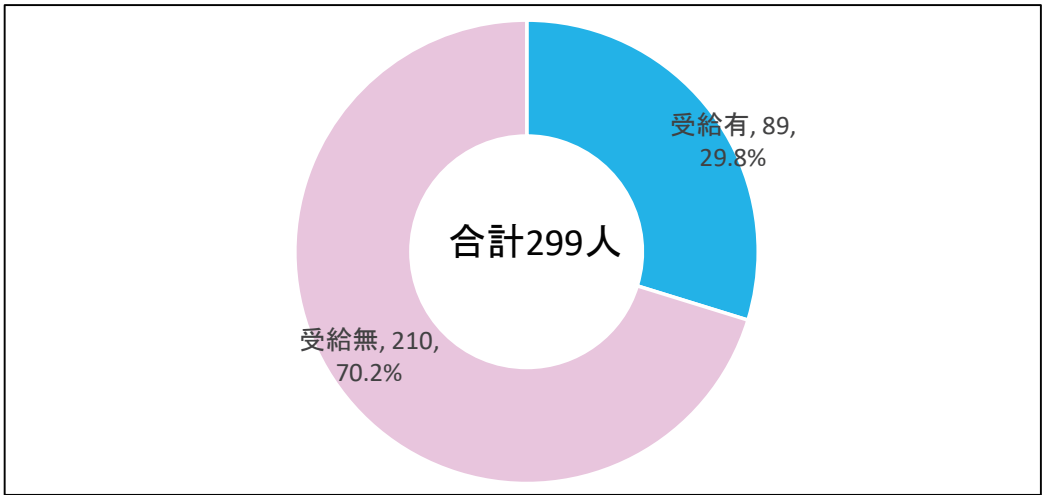
(4)居所

➤ 「施設」が163人(54.5%)と最も多く、次いで「在宅」102人(34.1%)、「病院」34人(11.4%)となっている。



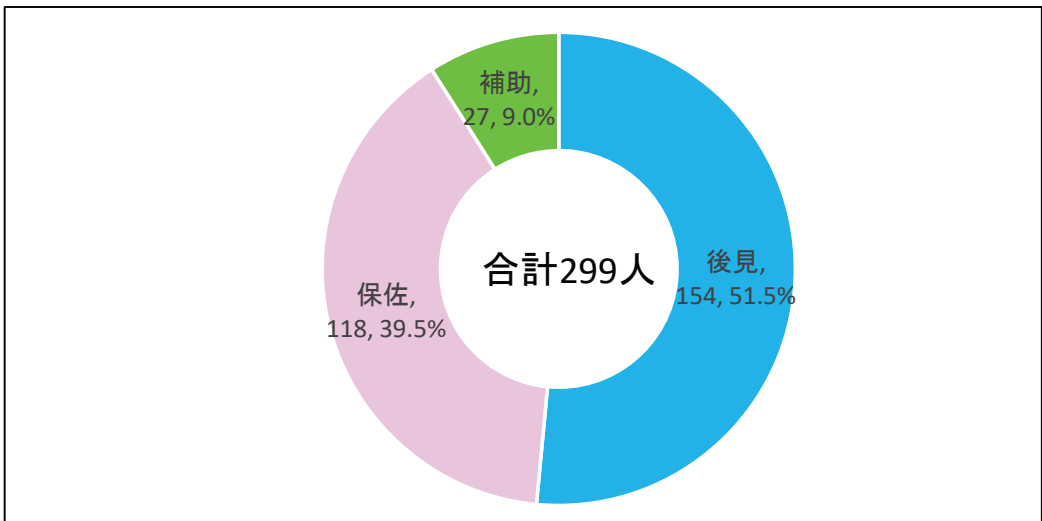
(5)生活保護受給有無

➢ 生活保護の「受給有」が89人(29.8%)、「受給無」が210人(70.2%)となっている。



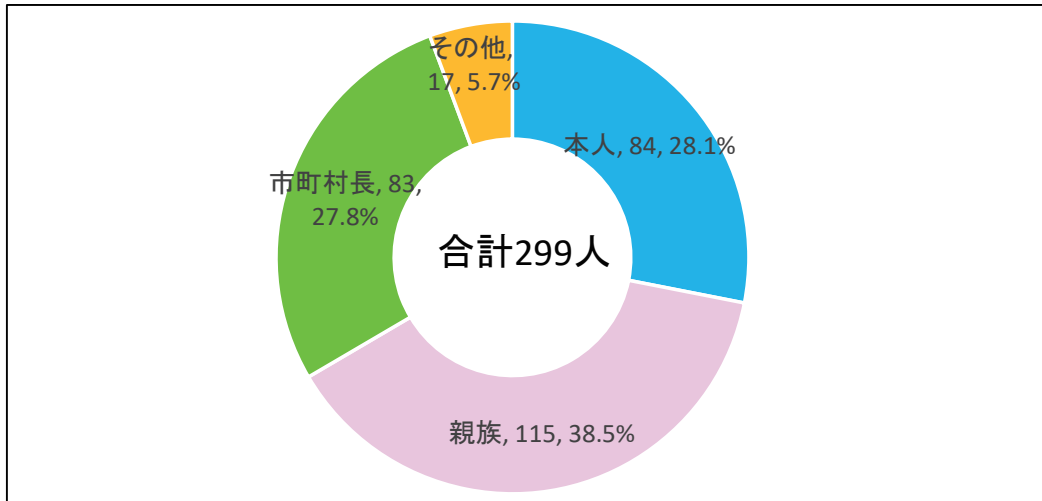
(6)後見等類型

➢ 「後見」が154人(51.5%)と最も多く、次いで「保佐」118人(39.5%)、「補助」27人(9.0%)となっている。



(7)申立人

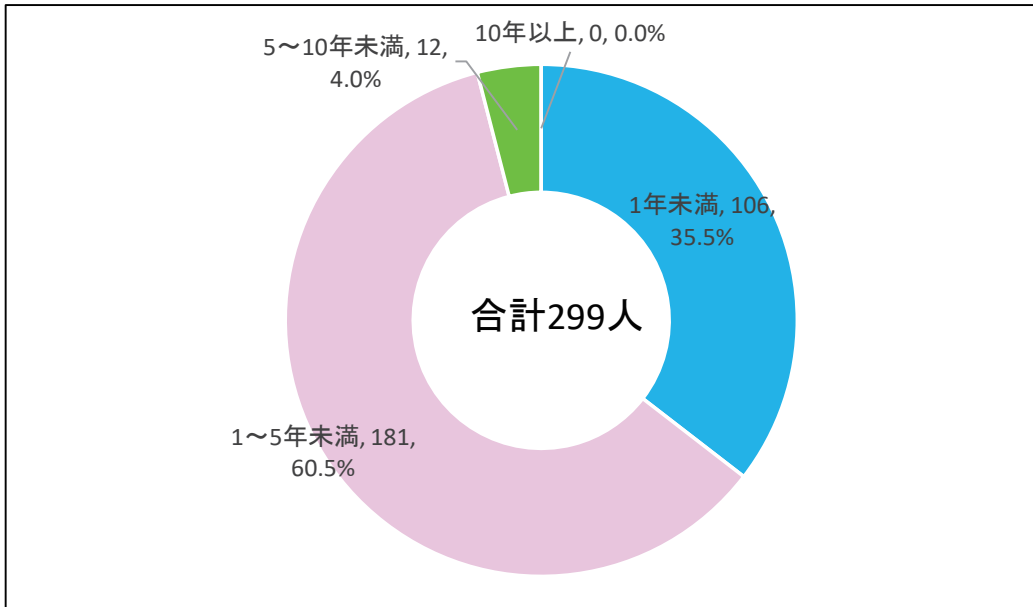
➢ 「親族」が115人(38.5%)と最も多く、次いで「本人」84人(28.1%)、「市町村長」83人(27.8%)、「その他」17人(5.7%)の順となっている。



＜その他の内容＞
・元後見人等

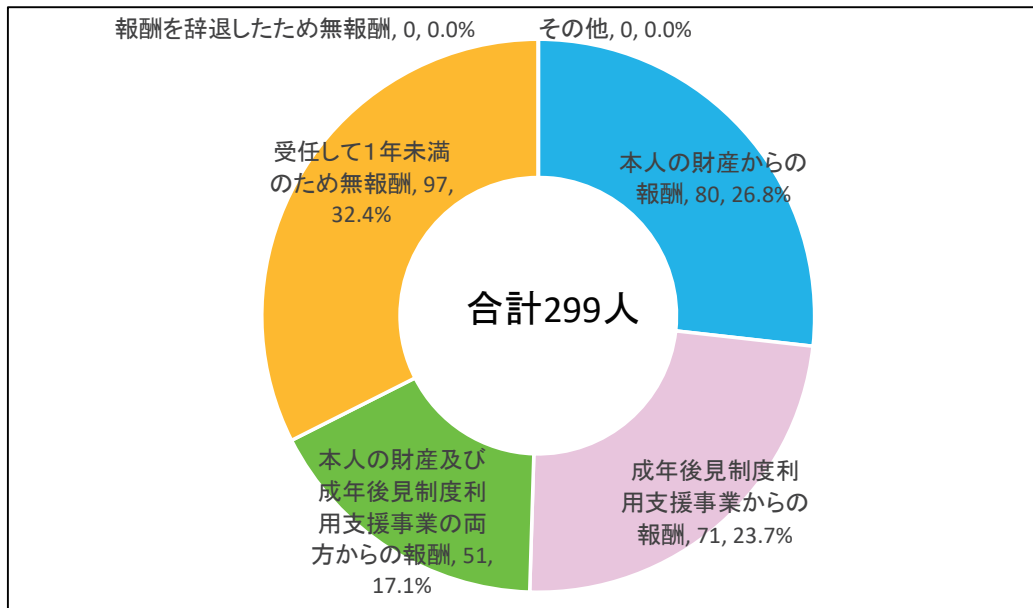
(8) 受任期間

➤ 「1～5年未満」が181人(60.5%)と最も多く、次いで「1年未満」が106人(35.5%)、「5～10年未満」12人(4.0%)となっている。



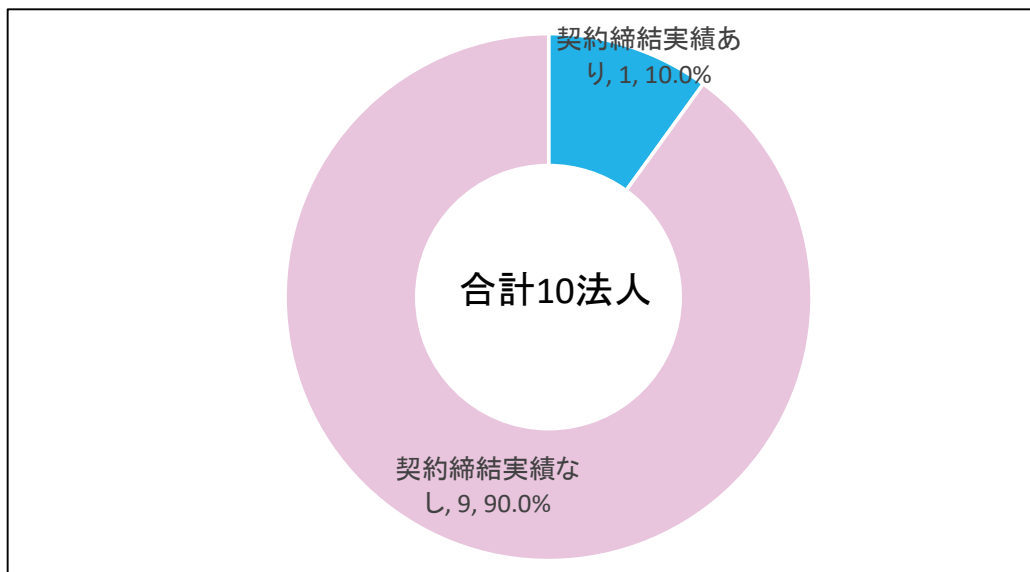
(9) 報酬状況

➤ 「受任して1年未満のため無報酬」が97人(32.4%)と最も多く、次いで「本人の財産からの報酬」80人(26.8%)、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」71人(23.7%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」51人(17.1%)の順となっている。

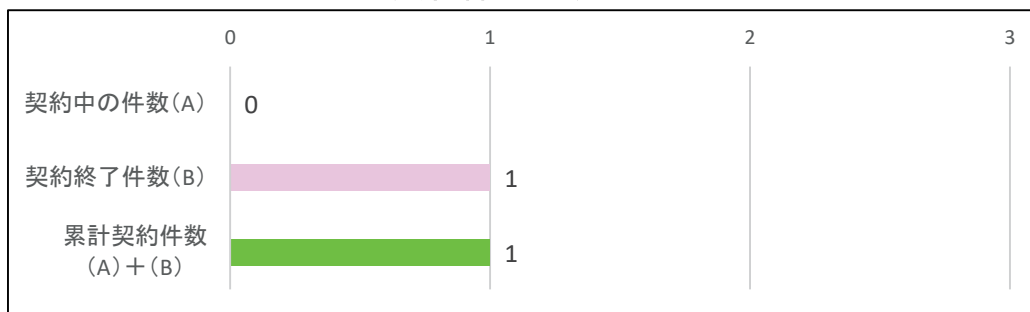


6 任意後見契約について

➤ 法人後見事業を実施している10法人のうち、これまでに任意後見契約を締結したことのある法人は1法人。契約締結件数は1件(既に終了)。

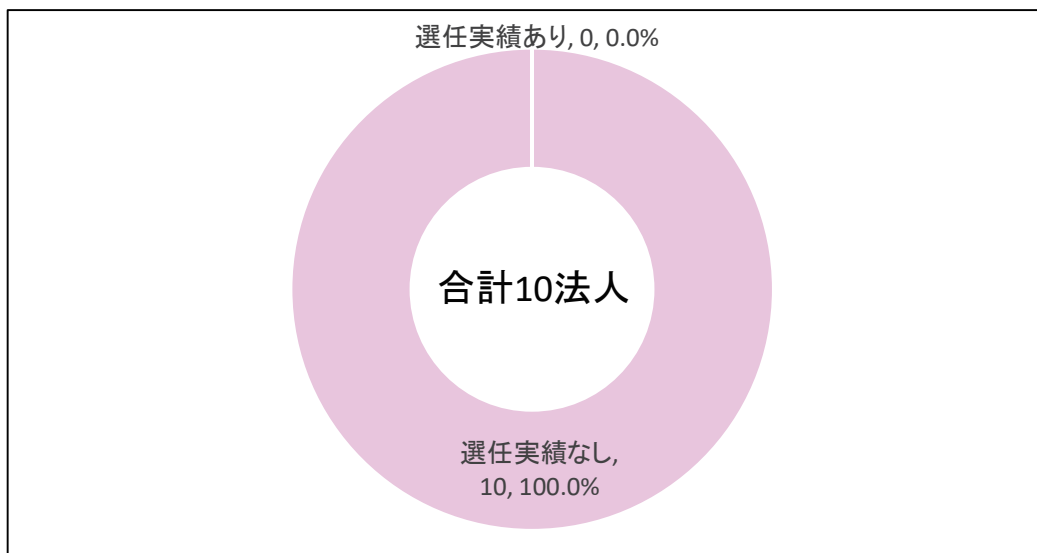


《契約締結件数の状況》



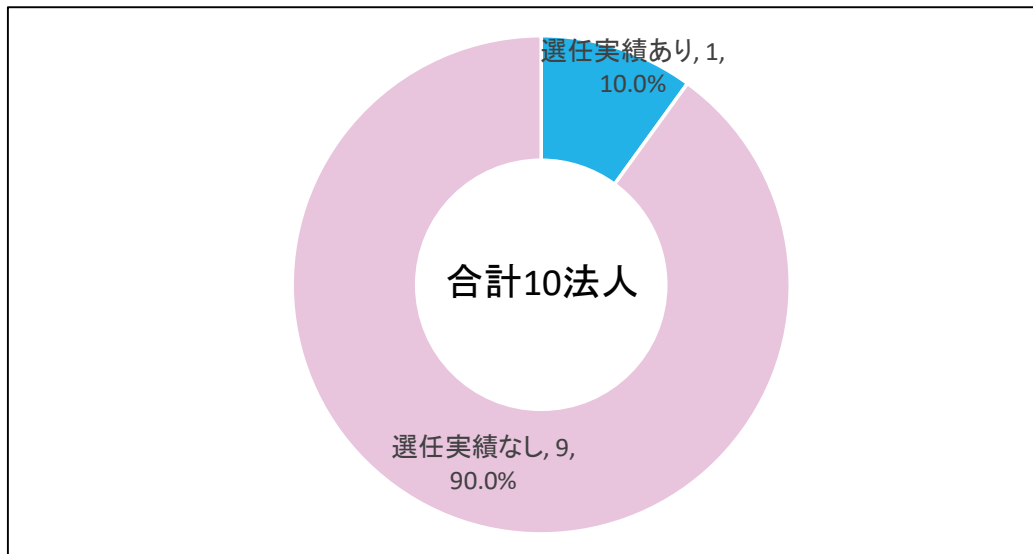
7 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

➤ 法人後見事業を実施している10法人の全てにおいて、これまでに成年後見監督人等として選任されたことはない。

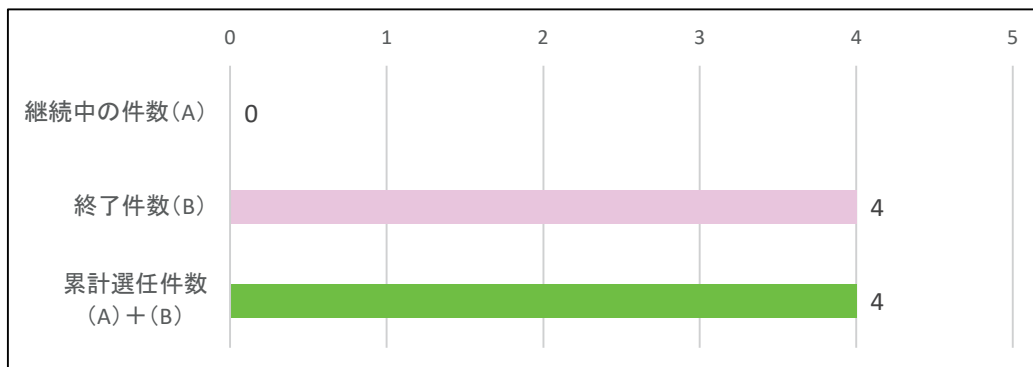


8 未成年後見人について

- 法人後見事業を実施している10法人のうち、これまでに未成年後見人として選任されたことのある法人は1法人。選任件数は4件で、いずれも既に終了している。

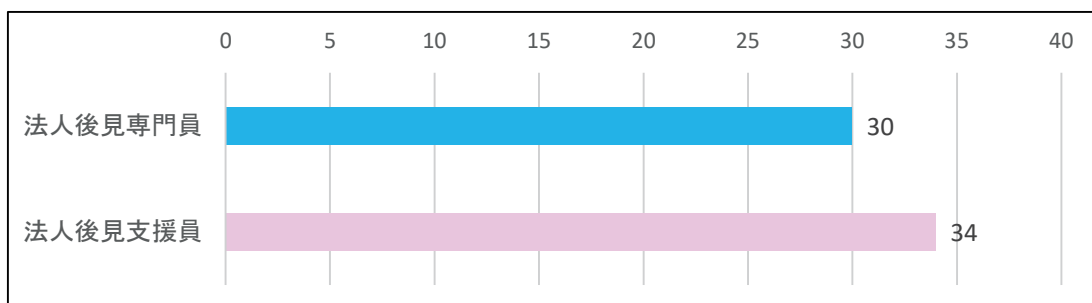


《選任件数の状況》

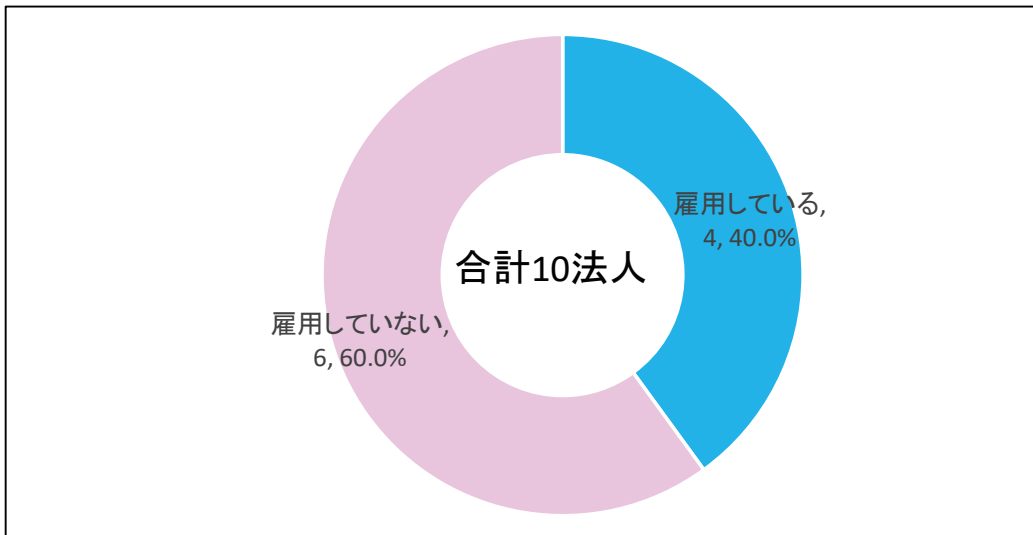


9 法人後見事業の職員体制

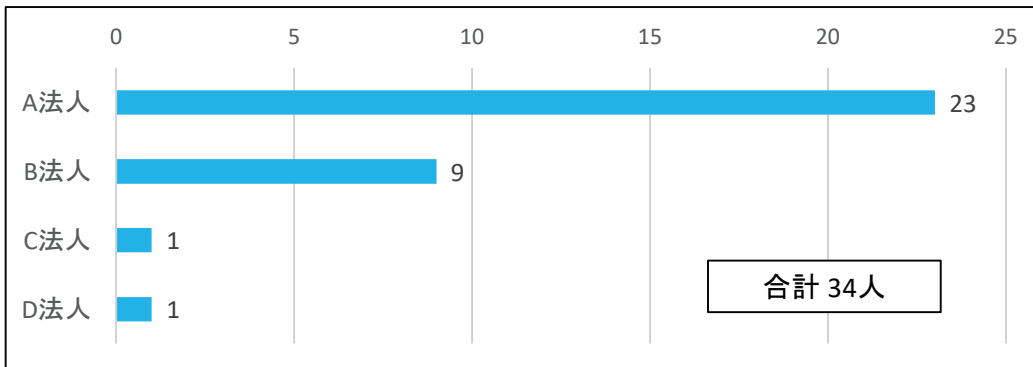
- 法人後見事業を実施している10法人において、法人後見専門員は合計30名、法人後見支援員は合計34名。
なお、法人後見支援員を雇用している法人は4法人。



《法人後見支援員の雇用法人数》

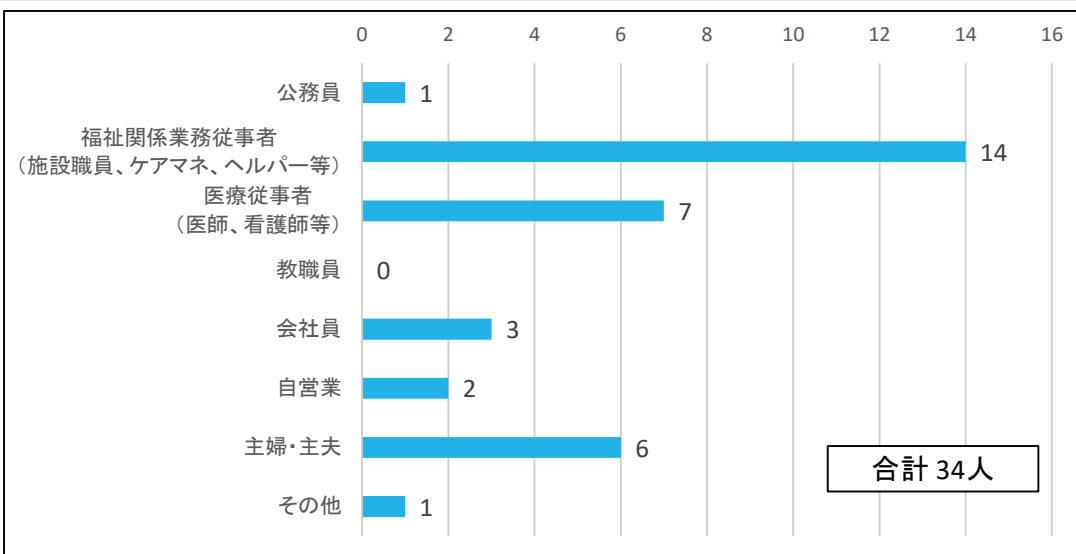


《法人別法人後見支援員数》



10 法人後見支援員の経歴

➤ 法人後見支援員34人の前職業（現在働いている方においては現職業）は、「福祉関係業務従事者（施設職員、ケアマネ、ヘルパー等）」が14人で最も多く、次いで「医療従事者（医師、看護師等）」が7人、「主婦・主婦」が6人、「会社員」が3人の順となっている。

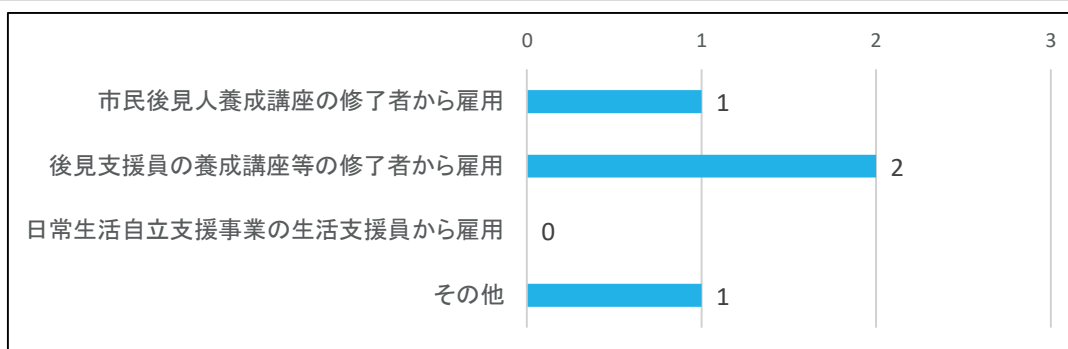


＜その他の内容＞

・法人の事務局長が兼務

11 法人後見支援員の養成方法（複数回答）

➤ 法人後見支援員を雇用している4法人において、「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」が2法人と最も多く、次いで「市民後見人養成講座の修了者から雇用」、「その他」がそれぞれ1法人となっている。

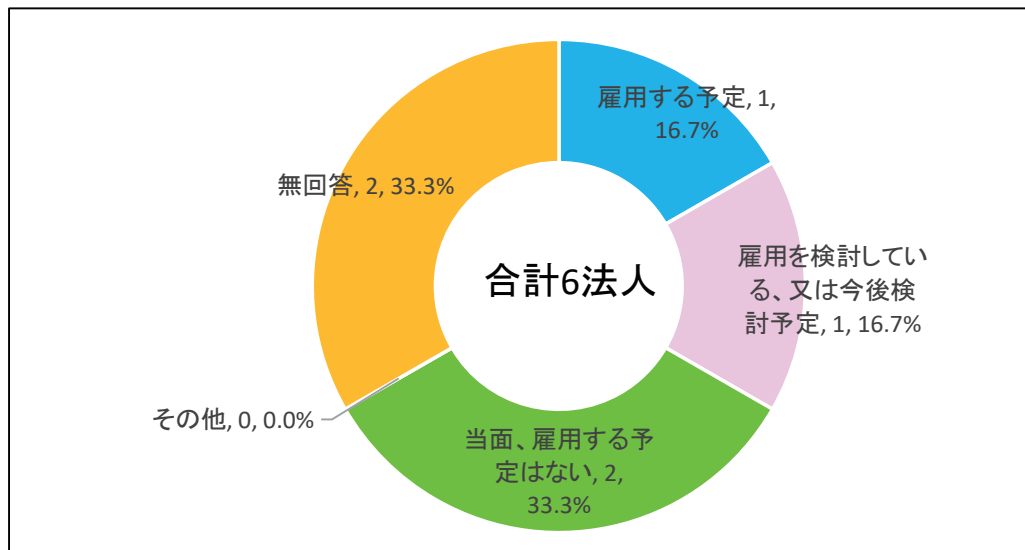


<その他の内容>

・養成していない

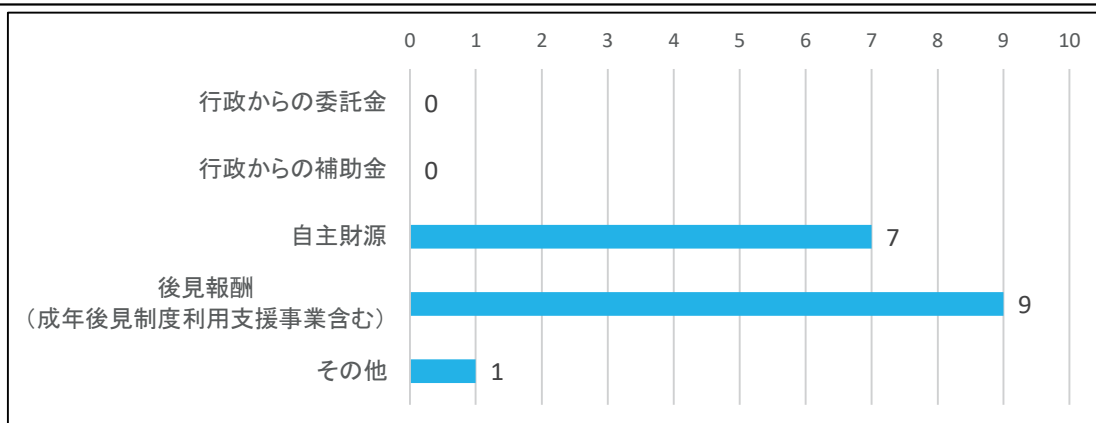
12 法人後見支援員雇用に関する意向

➤ 法人後見支援員を雇用していない6法人における今後の雇用の意向として、「雇用する予定」1法人、「雇用を検討している、又は今後検討予定」1法人、「当面、雇用する予定はない」2法人となっている。（2法人が無回答）



13 法人後見事業の財源（複数回答）

- 法人後見事業を実施している10法人において、活動財源として「後見報酬(成年後見制度利用支援事業含む)」が9法人と最も多く、次いで「自主財源」7法人、「その他」1法人となっている。



<その他の内容>

・NPO助成金(民間)

14 法人後見事業推進上の課題等

- 後進に相応しい人材が見つからないこと。
- 社会福祉士が相談員等として勤務する傍ら、個人で後見を受任する場合、事務所費用等が発生せず、経営上の問題は生じにくいだろう。しかし、法人が後見事務を事業として取り組むとなると、多額の事務所費用や職員の人件費等々が発生することから、後見報酬のみで法人後見事業を行うことは経営面からして困難が予想される。当法人も母体法人からの持ち出しで、かろうじて経営が維持できている。こうした経営上の困難を解決するには、公的な補助金等の仕組みが必要だと考えられる。
また、法人が行う後見には個人が担う後見に比べて困難事案が多く寄せられることから、業務量がきわめて多いが、後見報酬がそれに見合うものとなっていない。業務量に応じた後見報酬が得られることで、法人後見事業の経営面が安定したものになると考えられる。
- 便利屋と化しており、支援者や行政から全てを任される事になるが法律上どこまですべきなのかの線引きが難しい。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化は本人に所持させると紛失の恐れがあるので辞めて欲しい。
- 本人の荷物の保管が困難な時、弊社で預かる事が多々あるが、金銭の授受があると利益相反になる為無償で預かる事になり非常に困る。(本人にコンテナ等を維持する金銭もない時)
- 精神障害者は大変難しく任意入院扱いになると突如本人が退院希望を出した場合に行き先も見つからず、退院を拒否してよいのかわからない。
- 相談員やケアマネの質が違いすぎる。なんでも後見人任せの方がいる。
- 行政は仕方ないかもしれないが、担当が変わりすぎて、引き継ぎがきちんとなされていない。
- 後見が始まっているのにも拘わらず、後見制度に反対している被後見人がおり、弊社が辞任しないと自殺をするとのめかす。もはや在宅対象ではない。すぐにも入院してもらいたい。
- 缺を持ち出す被後見人がいた。
- 積極的に活動していきたいと考えているが、人材や収益面の課題から常勤職員を安定的に確保することができていない。現在は会員の空き時間を利用した活動のみとなっています。
- 報酬がすぐに発生しないため、経営面で不安が多い。法人後見の方法や手法が法人により大きく違うことが多く、関係者等が困惑することが多い。
- 情報過疎/支援(後見)スキルの向上/牽制体制/運営安定化/人材確保・育成/関係機関の制度理解
- 社協等のように助成金はないため、財源確保が大きな課題となっている。
- 後見を担える職員の雇用、また責任の範囲などについて課題が大きい。
- 法人後見保険取扱事業者及びその内容情報があると比較ができて良いと考える。

令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果 報告書

令和6年1月発行

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会



本調査は、赤い羽根共同募金を使って実施しました。